秋田県文化財調査報告書第269集
払田柵跡調査事務所年報1996

払田柵跡

―第107次～109次調査概要―

秋田県埋蔵文化財センター

1997・3

秋田県教育委員会
秋田県教育庁払田柵跡調査事務所

払田柵跡

— 第107次～109次調査概要 —

1997・3

秋田県教育委員会
秋田県教育庁払田柵跡調査事務所

1　外郭線角材列と溝、木道（西から）

2　外郭線角材列（北西から）

1　A期角材列と、倒壊した貫穴痕跡のあるD期角材（南西から）

2　櫓状建物、角材列、木道（北から）

1　外郭北門から見た角材列と木道（南西から）

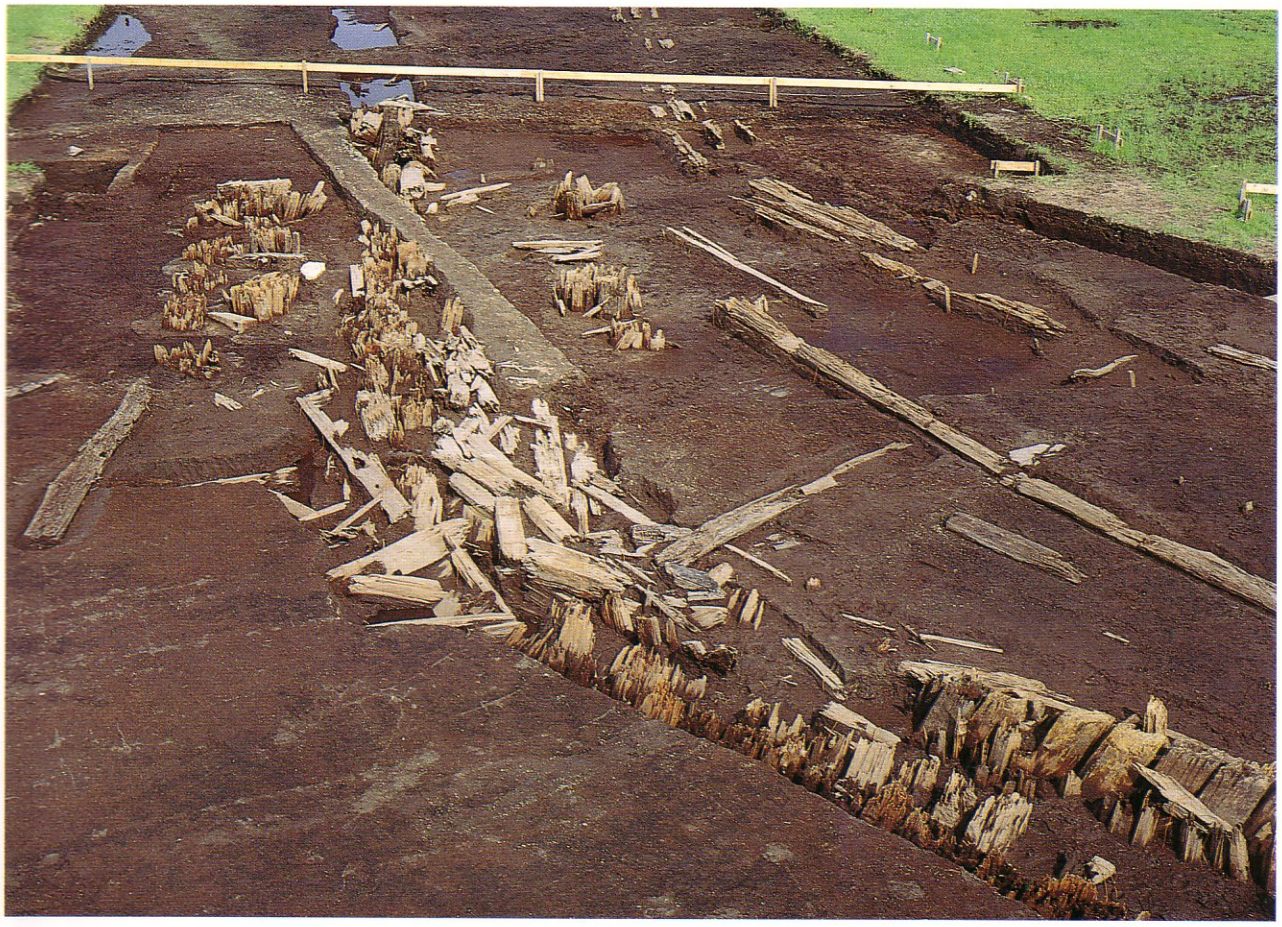

2　角材列と櫓状建物、木道（西から）

序

国指定史跡払田柵跡は、管理団体である仙北町による環境整備も順調に進捗し、遺跡を訪れる方々も年とともに増加していることは喜びに堪えないところであります。

平成8年度の調査は、第5次5年計画の3年次にあたり、外郭北部低地の調査を主体に3地区で調査を実施しました。

第107次調査は、一昨年から開始した外郭線区画施設の調査で、角材列とそれに伴う櫓状建物や溝、木道などを検出しました。

この調査では、木道に転用した角材に全長4.6mのものがあり、材木塀の地上部分の高さが明確となりました。さらに、貫穴の存在から材木塀の連結方法も判明しました。また、櫓状建物付近からは多くの木製品とともに木簡が49点出土し、払田柵の創建時における人や物の動きを知る貴重な史料が得られました。

本書は以上のような成果を収録したもので、古代城柵官衙遺跡の研究上、資するところが大きいと考えますので、ご活用いただければ幸いと存じます。

最後に、調査ならびに本書作成にあたって御指導・御助言を賜りました、文化庁、奈良国立文化財研究所、国立歴史民俗博物館、宮城県多賀城跡調査研究所、秋田市教育委員会秋田城跡調査事務所に心から感謝申し上げるとともに、史跡管理団体仙北町、同教育委員会、千畑町教育委員会、ならびに土地所有者各位の御協力に対し、心から厚く御礼申し上げます。

平成9年3月

秋田県教育庁払田柵跡調査事務所

所長　吉田清耕

例　言

1　本書は秋田県教育庁払田柵跡調査事務所が平成8年度に実施した、第107次～109次調査の概要報告である。執筆、編集は当事務所文化財主査児玉準が行った。

2　調査に当たり、調査研究の顧問である前秋田大学学長新野直吉氏、国立歴史民俗博物館情報資料研究部長岡田茂弘教授から御指導いただいた。

3　木簡の釈読は、国立歴史民俗博物館歴史研究部平川南教授、秋田大学教育学部熊田亮介教授、東京大学大学院生三上喜孝氏に依頼し、玉稿をいただいた。木簡の赤外線写真及び外形写真は児玉が撮影した。

4　外郭線角材の年輪年代測定と櫓状建物の柱の樹種鑑定は、奈良国立文化財研究所埋蔵文化財センター光谷拓実発掘技術研究室長に依頼した。

5　第109次調査の河川跡の物理探査は、秋田大学鉱山学部応用地球科学教室、西谷忠師助教授に依頼し、同大学院生高野華澄氏、鉱山学部学生遠藤仁史氏にも参加いただき、その成果を御報告いただいた。なお、付記は児玉が記した。

6　実測図は国土調査法第Ⅹ座標系を基準に作成した。実測図及び地形図中の方位は座標北を示し、磁北はこれより N7°30′00″W である。詳細は『払田柵跡調査事務所年報　1977』を参照されたい。

凡　例

1　土色の記載については、小山正忠・竹原秀雄編著『新版標準土色帖　1989年版』を参考にした。

2　遺構には下記の略記号を使用した。

ＳＡ　角材列・柱列、　ＳＢ　櫓状建物跡、　ＳＤ　溝、　ＳＸ　木道・その他の遺構

3　櫓状建物跡の模式図には下記の記号を用いた。

柱掘形のみが検出されたもの　○

柱が検出されたもの　◉

重複により検出されないもの　◌

角材列　□□□□□□□□□□□□

4　遺構・遺物の挿図には、下記のスクリーントーンを使用した。

火山灰　整地層　内面黒色処理　木製品の焼け焦げ　漆

払田柵跡調査事務所年報 1996

目　　次

序

例言・凡例

第１章　はじめに……1

第２章　調査計画と実績……3

第３章　第107次調査……6

第１節　調査経過……6

第２節　検出遺構と遺物……13

第３節　小　結……56

第４章　第108次調査……60

第５章　第109次調査……62

第６章　調査成果の普及と関連活動……66

報告書抄録……67

図　版

付編　　払田柵跡第107次調査出土の木簡

第1章　はじめに

払田柵跡は秋田県仙北郡仙北町払田・千畑町本堂城回にある。遺跡は雄物川の中流域に近く大曲市の東方約6㎞、横手盆地北側の仙北平野中央部に位置し、第三紀硬質泥岩からなる真山、長森の丘陵を中心として、北側を川口川・矢島川（烏川）、南側を丸子川（鞠子川）によって挟まれた低地に立地する。

1902・3（明治35・36）年の千屋村坂本理一郎による溝渠開削の際や、1906（明治39）年頃から開始された高梨村耕地整理事業の際に発見された埋もれ木が、地元の後藤宙外・藤井東一らの努力によって歴史的遺産と理解され、遺跡解明の糸口が開かれた。1930（昭和5）年3月、後藤宙外が調査を実施し、さらに同年10月、文部省嘱託上田三平によって学術調査が行われて遺跡の輪郭が明らかにされた。この結果に基づき、1931（昭和6）年3月30日付けで秋田県最初の国指定史跡となり、1988（昭和63）年6月29日付けで史跡の追加指定がなされて現在に至っている。史跡指定面積は894,600㎡である。

1970年代になって、指定地域内外の開発計画が立案された。そこで秋田県教育委員会は地元仙北町と協議の上、この重要遺跡を保護するための基礎調査を実施して、遺跡の実態を把握することを目的に、1974（昭和49）年、現地に「秋田県払田柵跡調査事務所」を設置し、本格的な発掘調査を開始した。さいわい、地元管理団体仙北町および地域の人々の深い理解により、史跡指定地内は開発計画から除外された。

事務所は1986（昭和61）年4月、「秋田県教育庁払田柵跡調査事務所」と改称し、現在は「払田柵跡調査要項」の第5次5年計画に基づいて計画的に発掘調査を実施している。

史跡は長森・真山を囲む外柵と、長森を囲む外郭線からなる。外柵は東西1,370m、南北780mの長楕円形で、標高32～37m、総延長3,600m、外柵によって囲まれる遺跡の総面積は約875,000㎡である。外柵は1時期の造営で角材列が一列に並び、東西南北に八脚門が開く。外郭は東西765m、南北320mの長楕円形で面積約163,000㎡、最高地は標高53ｍである。外郭線の延長は約1,760mで石塁、築地土塀、（東・西・南の山麓）と角材列が連なり、東西南北に八脚門が開く。外郭北門は2時期、東門・西門・南門は4時期にわたる造営が認められる。なお、外柵・外郭は、従来それぞれ外郭線・内郭と呼称していたが、これまでの調査成果を踏まえ、1995（平成7）年から呼び替えたものである。

長森丘陵中央部には政庁がある。政庁は板塀で区画され、正殿・東脇殿・西脇殿や付属建物群が配置されている。これらの政庁の建物にはⅠ～Ⅴ期の変遷があり、創建は9世紀初頭、終末は11世紀初頭である。政庁の調査成果は報告書『払田柵跡Ⅰ－政庁跡－』（昭和60年3月）として公刊した。

出土品には、須恵器・土師器・灰釉陶器などのほか、斎串・曲物などの木製品、漆紙文書・木簡・墨書土器などの文字資料がある。木簡には「飽海郡少隊長解申請」「十火大粮二石二斗八升」「嘉祥二年正月十日」などと記された文書・貢進用木簡がある。墨書土器には「懺悔」「厨」「厨家」「官」「文」「小勝」「官 小勝」などの文字がある。

管理団体仙北町は1979（昭和54）年から保存管理計画による遺構保護整備地区の土地買い上げ事業を進めており、1982（昭和57）年からは調査成果に基づき環境整備事業を実施している。さらに1991（平成3）年からは「ふるさと歴史の広場」事業により、外柵南門や河川跡の復元整備、ガイダンス施設の設置などを実施、平成7年度からは「ふれあいの史跡公園」事業により、政庁東方の官衙建物の整備などを積極的に実施している。

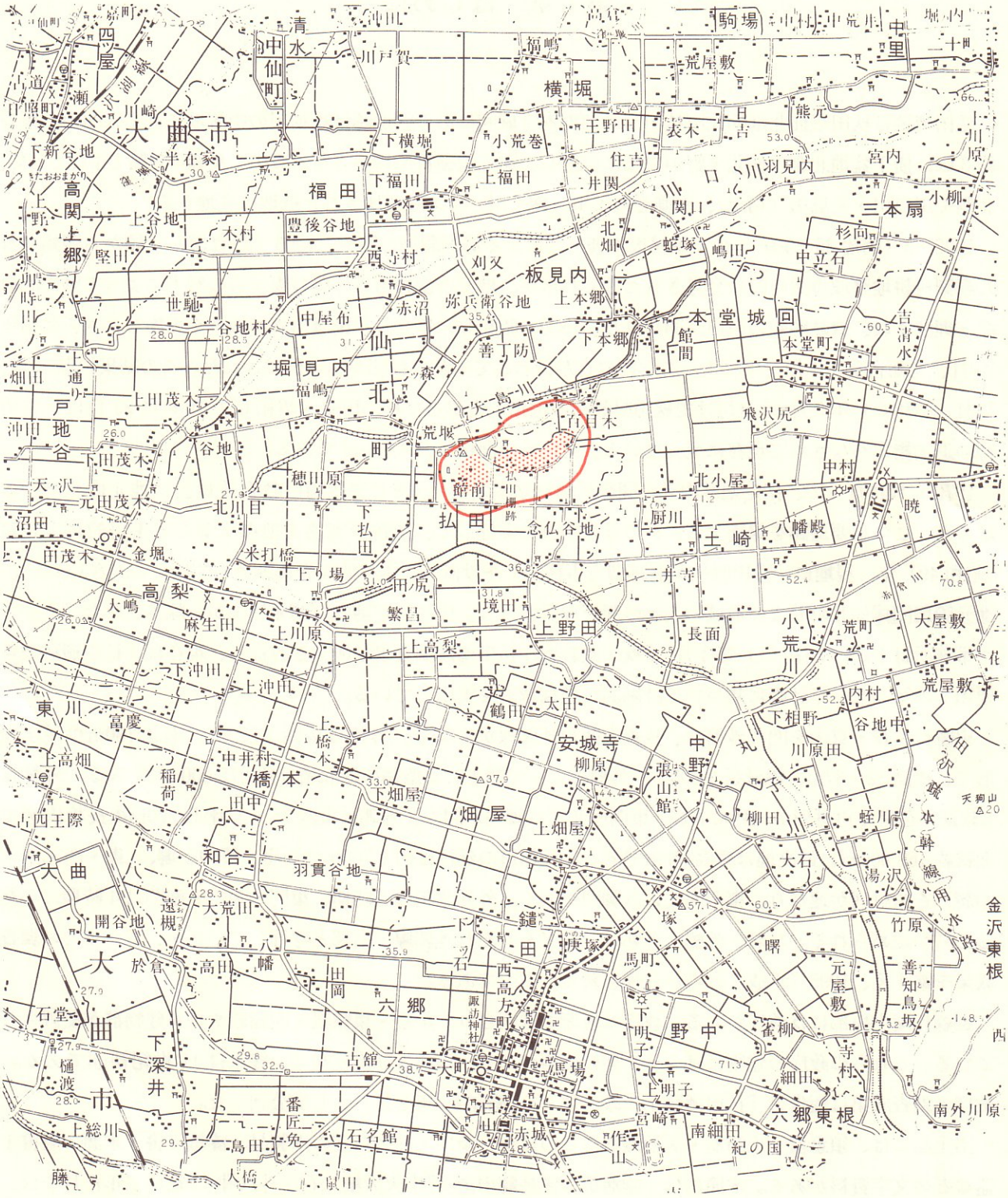
大曲市
福田
横堀
仙北町
堀見内
板見内
本堂城回
三本扇
高関上郷
戸地谷
高梨
上野田
土崎
中野
安城寺
畑屋
橋本
和合
六郷
中野
六郷東根
金沢東根
大曲市
下深井
大曲
大曲
下仙町
下福田
上福田
下横堀
小荒巻
王野田
住吉
井関
関口
羽見内
宮内
小柳
杉向
中立石
蛇塚
嶋田
北畑
上本郷
下本郷
善丁防
弥兵衛谷地
赤沼
中屋布
谷地村
世馳
上谷地
木村
豊後谷地
西寺村
刈又
上田茂木
下田茂木
元田茂木
谷地
穂田原
北川目
下払田
米打橋
上り場
田尻
繁昌
境田
上川原
上高梨
上沖田
下沖田
麻生田
金堀
田茂木
沼田
天ヶ沢
大嶋
富慶
上高畑
稲荷
中井村
下畑屋
上畑屋
羽貫谷地
大荒田
開谷地
遠槻
於倉
高田
八幡
田岡
古舘
大町
白山
赤城
西高方町
諏訪神社
馬場
下明子
上明子
宮崎
南細田
紀の国
作山
雀柳
細田
寺村
元屋敷
善知鳥坂
竹原
湯沢
蛭川
大石
柳田
川原田
谷地中
内村
荒屋敷
大屋敷
荒町
小荒川
長面
三井寺
念仏谷地
厨川
北小屋
中村
飛沢尻
百目木
荒堰
館前
払田
払田柵跡
大島川
上野田
鶴田
太田
柳原
張山館
塚
庚塚
馬町
曙
大石
下相野
八幡殿
暁
吉清水
本堂町
館間
本堂城
荒屋敷
駒場
中里
中村
中荒井
堀内
荒屋敷
熊元
日吉
表木
上川原
下新谷地
半在家
川崎
下瀬
四ツ屋
清水
中仙町
川戸賀
福嶋
高倉
仙町
上通り
畑田
沖田
天ヶ沢
上田茂木
下田茂木
元田茂木
谷地
田茂木
金堀
大嶋
麻生田
上川原
上高梨
上沖田
下沖田
富慶
上高畑
古四王際
大曲
開谷地
遠槻
大荒田
於倉
高田
石堂
樋渡
上総川
番匠免
石名館
島田
大橋
鼠田
藤
南外川原
天狗山
△20
0
1 km

第1図　遺跡の位置

第2章　調査計画と実績

平成8年度の調査は「払田柵跡調査要項」に基づく、第5次5年計画の3年次にあたる。さいわい事業費については、秋田県の要求額どおりの国庫補助金の内示（総計費1,600万円のうち、国庫補助金800万円）を得たので、次のような「平成8年度払田柵跡調査計画（案）」を立案した。

第1表　調査計画表

調査次数	調　査　地　区	調 査 内 容	調 査 面 積	調 査 期 間
第107次	外　郭　北　部 （仙北町払田字百目木）	外郭線角材列と 櫓状建物の調査	500㎡	4月20日～ 7月20日
第108次	外　郭　北　部 （仙北町払田字百目木）	外郭低地の遺構 確認調査	500㎡	7月21日～ 10月20日
第109次	外　柵　南　部 （仙北町払田字仲谷地・館前）	電気探査による 河川跡の調査	68,000㎡	10月21日～ 10月31日
合　計	3　地　区		電探 68,000㎡ 発掘　1,000㎡	

平成6年度から平成10年度までの調査は、「払田柵跡発掘調査第5次5年計画」として立案され、顧問の指導と助言を得て承認されたものである。

第107次調査は、外郭線角材列の位置とそれに伴う櫓状建物の配置状態を探ることを目的としたもので、一昨年の第99次調査、昨年の第103次調査に継続する調査である。

第108次調査は、外郭の低地における遺構分布調査の一環で、外郭北門の南東部を調査対象とした。

第109次調査は、外柵南部における「ふるさと歴史の広場」整備事業に伴って検出された河川跡の範囲を電気探査によって探ることを目的としたもので、一昨年の第101次調査、昨年の第106次調査に継続するものである。

平成8年度の調査の実績は第2表のとおりである。

第2表　調査実績表

調査次数	調　査　地　区	調 査 内 容	調 査 面 積	調 査 期 間
第107次	外　郭　北　部 （仙北町払田字百目木）	外郭線角材列と 櫓状建物の調査	1,630㎡	4月22日～ 10月11日
第108次	外　郭　北　部 （仙北町払田字百目木）	外郭低地の遺構 確認調査	307㎡	8月19日～ 9月11日
第109次	外　柵　南　部 （仙北町払田字仲谷地・館前）	電気探査による 河川跡の調査	71,500㎡	10月14日～ 10月24日
合　計	3　地　区		電探 71,500㎡ 発掘　1,937㎡	

第107次調査は、東西128mの範囲にわたって角材列と櫓状建物の検出に努めた。主な成果は次のとおりである。

① 4期の造営がある角材列と外郭北門との取り付き方から、外郭北門にも角材列に対応して4期の造営があるはずとの見通しが一段と濃くなった。

② 外郭東門と外郭北門との間には4箇所に櫓状建物が配置され、相互の距離は106m、124mなどで等間隔ではなく、時期によっても違いがある。今回の櫓状建物は全7期の造営があり、創建期の柱掘形や建物付近の遺構から49点の木簡をはじめ、横槌・鋤・楔・檜扇・漆器皿・曲物・斎串・箸など多くの木製品、「中万」の墨書のある土師器杯が出土した。払田柵跡における木簡は、これで計82点となった。

③ 角材列の内側や、外郭北門と櫓状建物の間には、強い湿地状態に対処するための施設として木道が設けられている。

④ 木道に使用した材木や、倒壊したD期角材に、貫穴のあるものや角材の全長を知り得るものが検出された。区画施設としての柵木は、全長4.6m、地表からの高さ3.6m、上端から1～1.2mの位置に幅30㎝の貫穴を設け、各々の材を横方向に連結固定していたと推定される。全長4.6mの柵木には「山本」の刻書が施されていた。

⑤ D期角材列の年輪年代測定では917年以降の年代が得られた。D期角材列は十和田a火山灰を切っていて、C期角材列の西暦907年よりは新しく、D期角材列の917＋アルファ年以前である。

第108次調査では、遺構は全く検出されず、昨年の第104次調査の状況からも、外郭低地における建物等の存在は否定的となった。

第109次調査では、外柵南門の西方に探査範囲を設定した結果、河川跡が外柵の南へと出る位置がわかり、外柵南部の低地における河川敷の範囲がほぼ明らかとなった。

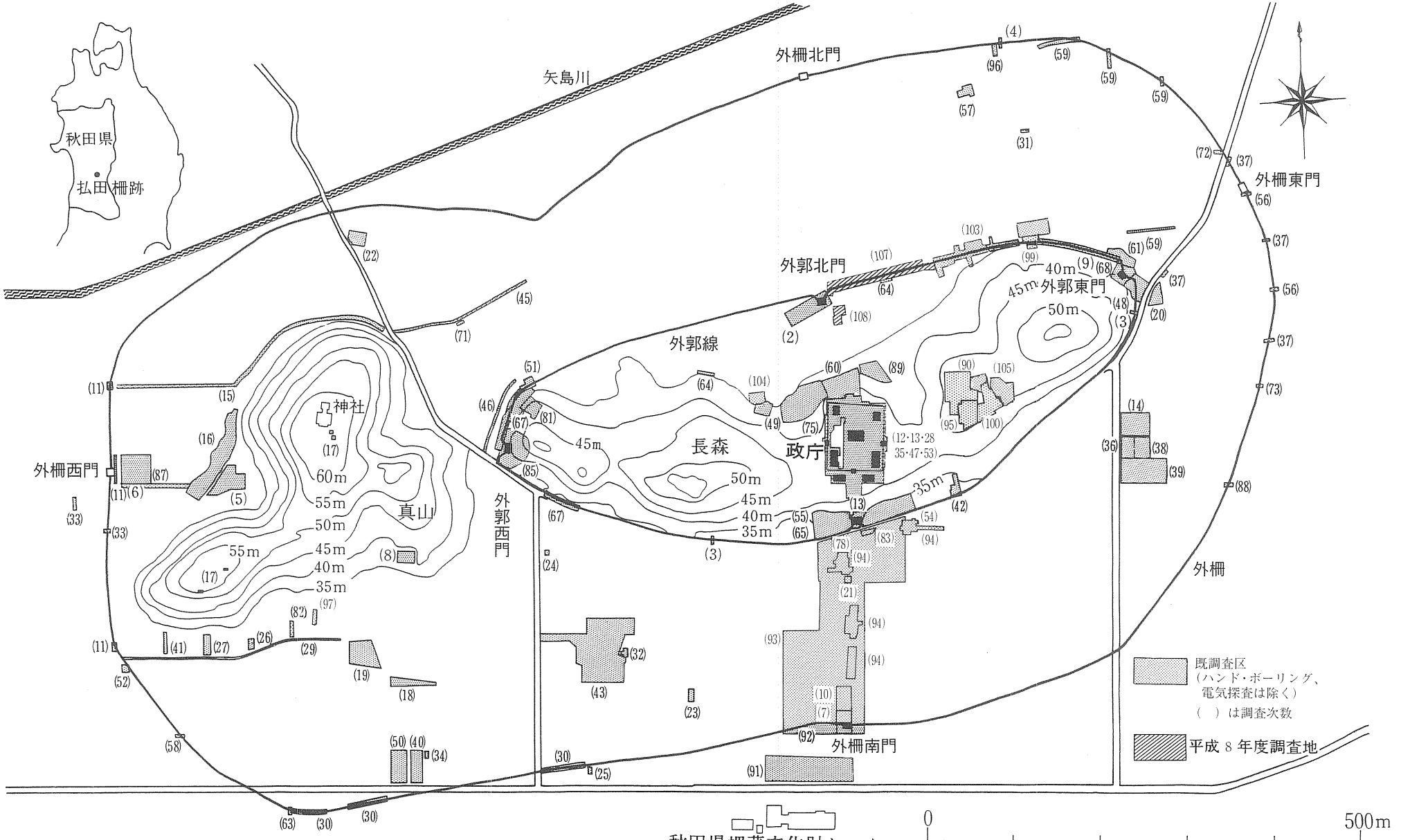

第２図　払田柵跡調査実施位置図

第3章　第107次調査

第1節　調査経過

第5次5年計画の基本的計画の中には、外郭線北部の区画施設の調査を組み入れ、一昨年の第99次調査からその調査を開始した。昨年の第103次調査では、角材列に伴ってその北に溝があること、南には歩行のための木道を検出、櫓状建物の配置は必ずしも等間隔ではないことが判明するなど、大きな成果が得られた。

今年は、それまでの調査区のさらに西に連続する地域で、角材列、櫓状建物の配置状況の検出などを目的に調査区を設けた。

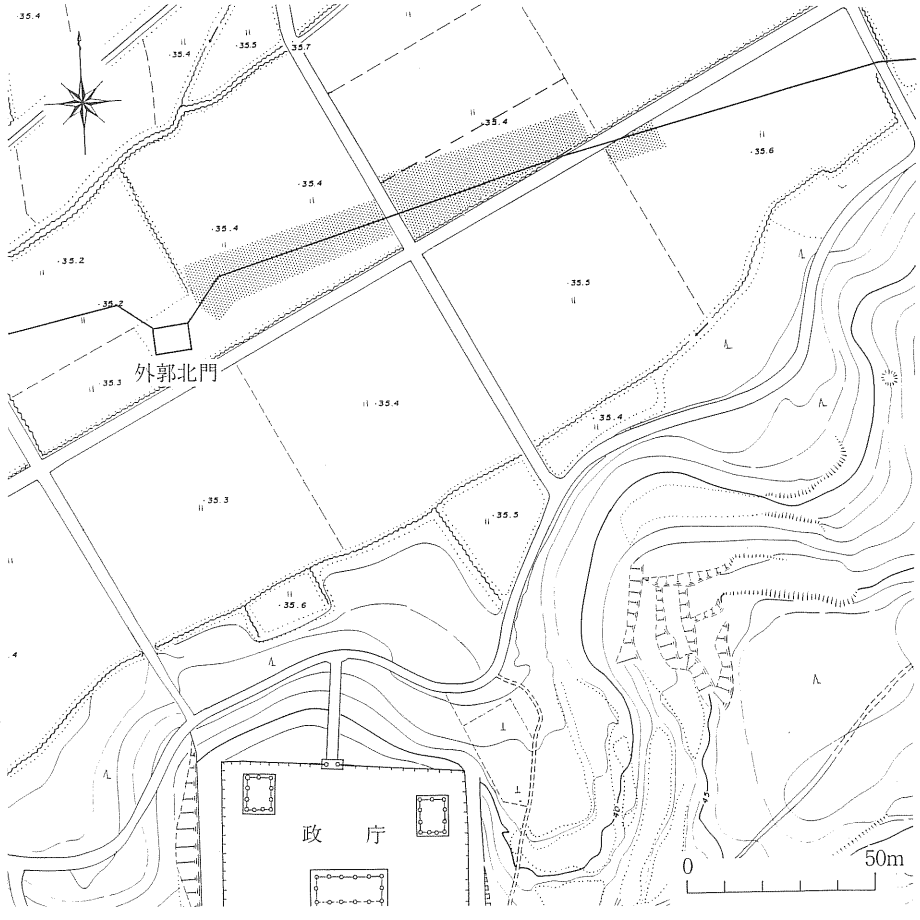

第3図　第107次調査位置図

調査は、4月22日から開始し、この日テント設営、機材、資材の搬入、その他の諸準備にとりかかった。5月10日、東西に走る農道の南側から掘り下げを開始、以後角材列とその北にある溝の検出、実測を行いつつ、東から西へと調査を進めて行った。

6月上旬、農道の北では角材列の遺存状況が極めて悪く、直立して残るものはA期角材のみで、他の時期の列では、角材列の根元を固定するために打ち込んだもののみであることが知られた。しかし7月2日、角材列はやはり4時期あることを布掘りの土層断面で確かめることができた。調査は、実測、部分的な写真撮影を繰り返しながらさらに西へ進み、7月8日、横倒しとなったD期角材に、幅30㎝の貫穴痕跡のあるものを検出し、柵木の連結方法が推定された。15日には櫓状建物の柱掘形を1箇所検出。下旬に至り、最も新しい時期の建物の柱と、その周囲に打ち込んだ材が見え始め、それに伴う整地層の範囲も明確となった。角材列の八の字形部分や外郭北門と櫓状建物を結ぶ木道の存在、昨年から検出されているSX1180木道が八の字形部分の角材列と同様に南へ折れ曲がることなども明らかとなった。

8月9日、八の字形角材列部分にも4期にわたる布掘りがあることを認め、これにより、外郭北門にも4期の造営のある可能性が一段と濃くなった。19日からは、農道をはさんで南に隣接する地域で第108次調査を開始、これに併行して調査を進めた。下旬には角材列、櫓状建物の柱掘形の断ち割り、土層断面実測なども始めた。

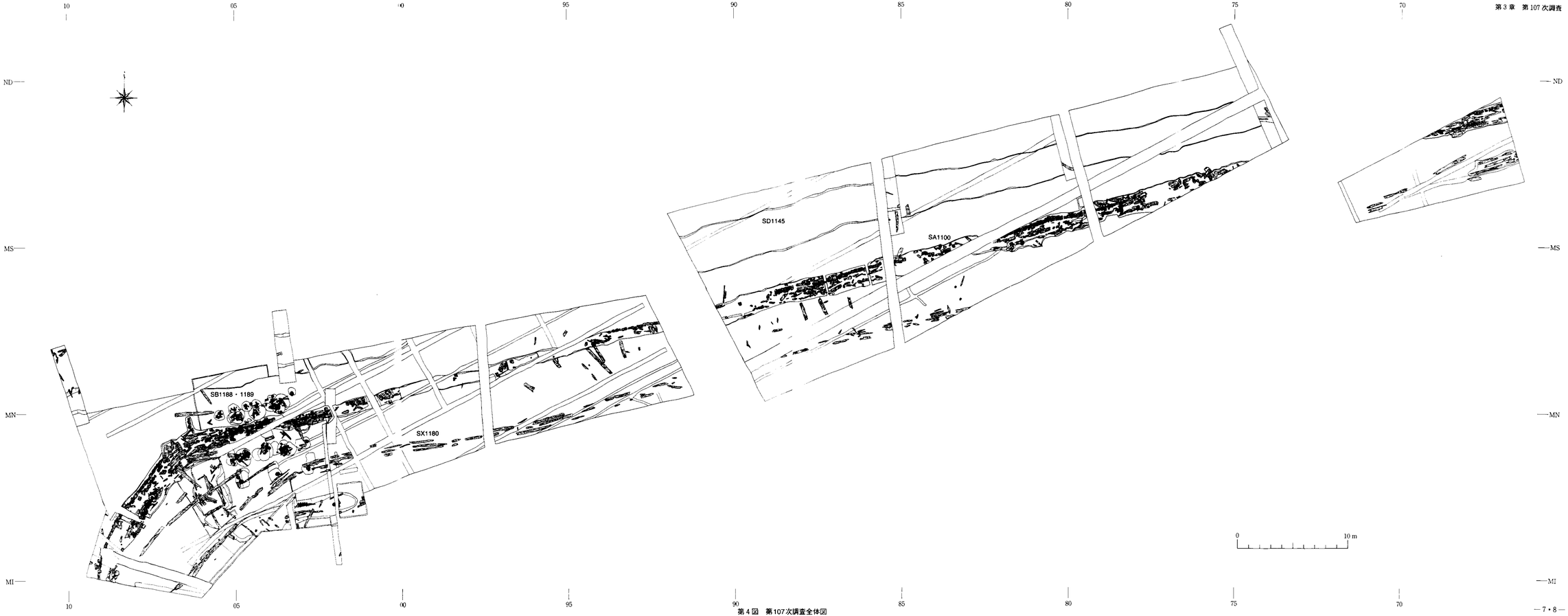

第4図　第107次調査全体図

角材年輪年代測定結果

試　料	形　状 タイプ	計　測 年輪数	角材列 の時期	最外年輪 形 成 年
No. 1	A	208	B期	西暦 800 年
No. 2	B	151	D期	西暦 917 年

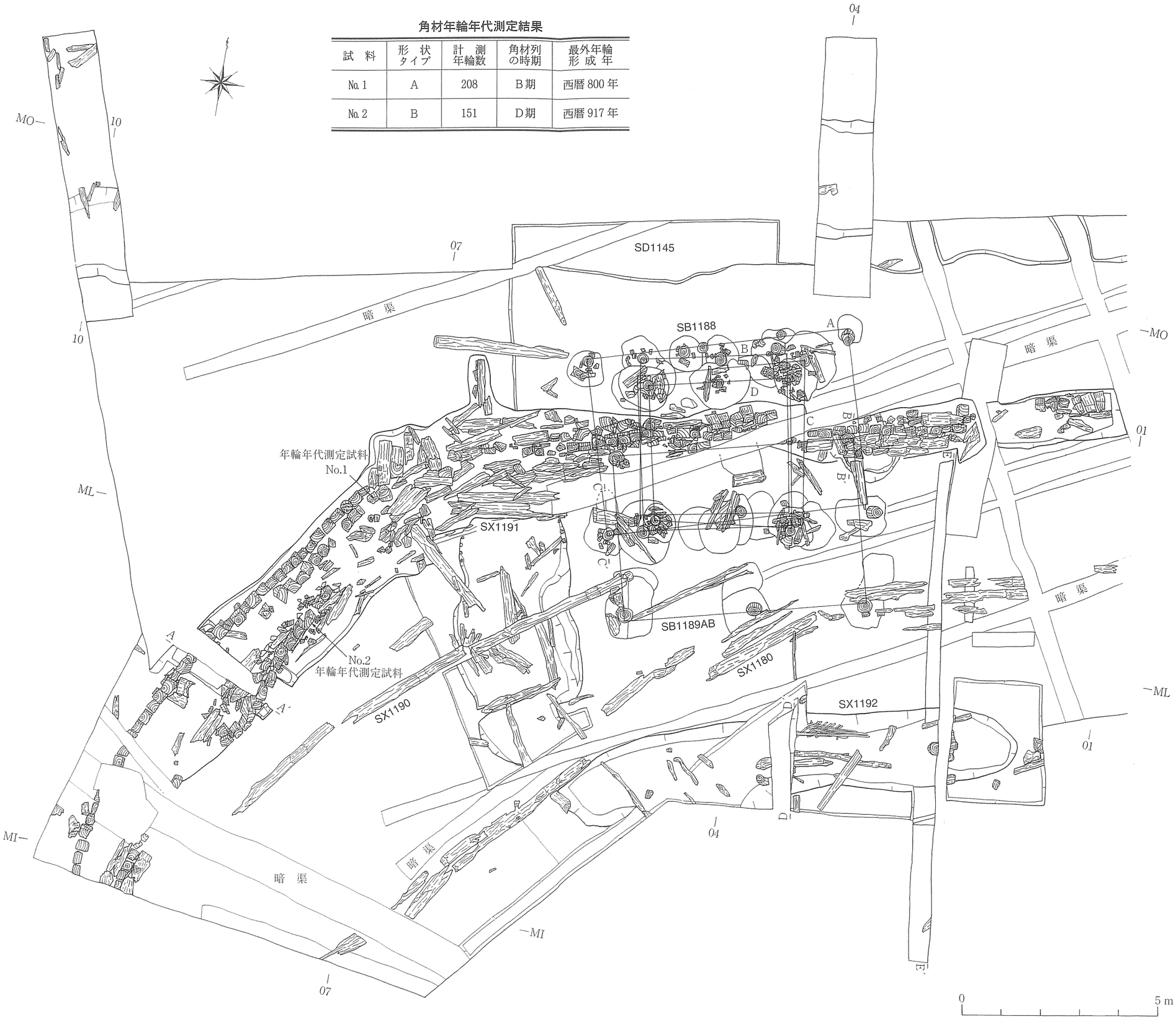

第5図　櫓状建物とその周辺の遺構

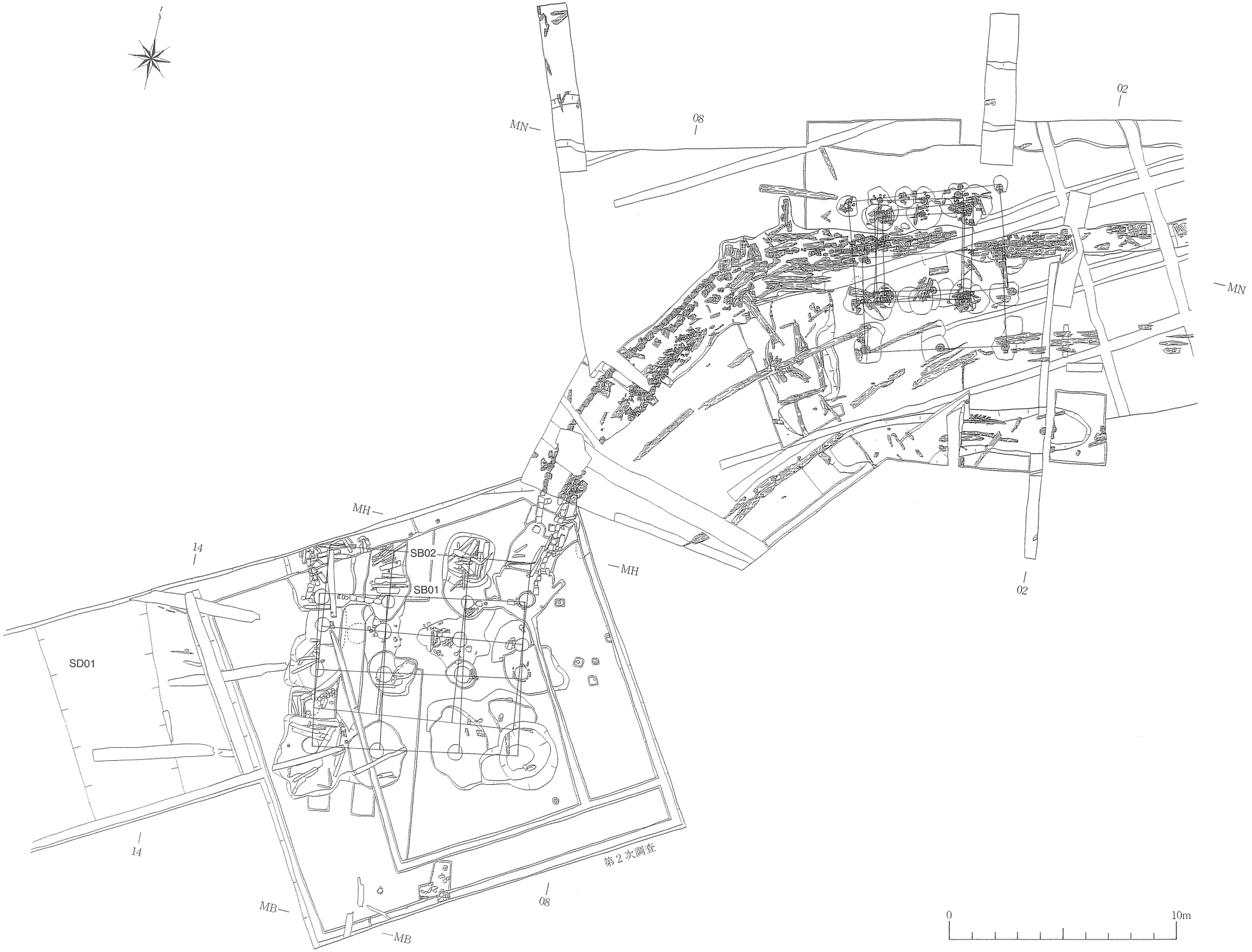

第6図　外郭北門と櫓状建物

9月4日、櫓状建物の整地層が調査区の南に落ち込んでいて、その下から箸、木片などが多数出土、これをＳＸ1192とする。さらに掘り下げると東西方向に細長い溝状の形態となり、木製品のほか付札木簡も出土したので、出土する木片は全て取り上げることとした。6日、角材の年輪年代測定依頼のため、採取した試料を奈良国立文化財研究所光谷拓実発掘技術研究室長に持参した。26日、顧問会議に備え調査区全体を清掃したところ、整地層が西方向にも落ち込んでいる部分があることに気付き、掘り下げたところ、櫓の南にあるＳＸ1192と同様に木製品や木簡が出土し、一連の遺構であると判断された。

10月1日、第43回顧問会議を開催し、調査研究の顧問である前秋田大学学長新野直吉氏、国立歴史民俗博物館情報資料研究部長岡田茂弘教授に対し、第108次調査も含めて調査成果の概要を報告するとともに、現地で御指導いただいた。3日には報道関係者に対し調査成果を発表、5日には現地説明会を開催したところ、約80名の参加者があった。7日、ＳＸ1190木道の長さ4.6mの角材を、取り上げて保存のため秋田県埋蔵文化財センターに運搬、水洗いしたところ「山本」の刻書があることが判明。人力による細部の埋め戻しも開始した。9日、最も古い建物と考えていたＳＢ1189櫓状建物の北東隅柱掘形を掘り下げると、2時期あるうち古い方の掘形から木簡12点、箸、木片などが出土。ＳＸ1192とほぼ同時期にこれらを掘形内に廃棄したものと考えられた。翌11日に細部の埋め戻しを終え、調査を終了した。

第2節　検出遺構と遺物

1　遺構と遺物（第4～6・13図）

調査地は外郭北部にある標高35.3～35.7mの平坦地で、元水田であるが現在は公有化されて休耕田となっている。

調査区は東西約130mと細長く、全体に泥炭層が厚く堆積する軟弱地盤である。調査区中央部の85ライン付近での土層は、第1層：黒褐色水田耕作土。第2層：黒褐色シルト。第3層：3～5㎝の厚さの黒色土。第4層：厚さ3～4㎝の十和田ａ火山灰。第5層：黒褐色泥炭層で厚さ60㎝。第6層：灰色粘土で、第5・6層が角材列等を構築する以前に存在した自然堆積層である。

検出遺構は角材列1、櫓状建物1、溝1、木道3、その他の遺構1の計7遺構である。

（1）　角材列（巻首図版1～3，図版1～7）

①　ＳＡ1100

昨年度調査地の西に隣接する東西128mの範囲で角材列の検出に努めた。角材列は東西方向に直線的に作られ、櫓状建物の西の07ライン付近からは外郭北門へ向かって弧状に折れ曲がり、東・西・南門と同様の八の字形になると推定される。暗渠排水溝構築時の破壊や耕作者による抜き取りが多いが、調査地全体が極めて軟弱な泥炭地であるためか、第99次・103次調査で見られたような角材の明確な抜き取り痕は検出されなかった。今回の調査区では、昭和5年における文部省調査の報告書に見られるような、良好な状態の角材列の検出が期待されたが、辛うじて調査区西端の櫓状建物付近に比較的良好に遺存するだけであった。

昨年、一昨年の調査区と同様に、Ａ期角材列が最もよく残っている。Ｂ・Ｃ期角材の多くは建て替え時に抜き上げられ、新しい角材列の根元を固定するために使用している。Ｄ期角材列はＡ期に次いで多く残存するがＡ期のそれに比べ、角材の上部が上にあって耕作土に近いため、耕作者による抜き取りが多い。直立して残る角材列はＡ期とＤ期の2列だけのように見えるが、土層断面では4条の布掘りが見られ、Ａ～Ｄ期4

時期にわたる変遷が認められる。火山灰層との関係は、A・B期の角材や布掘りは火山灰層に覆われている。D期角材列は火山灰層を掘り込んでいるので布掘り埋土に火山灰が含まれている。

A期角材列には最も多い167本の角材が残存し、一辺の大きさは計測し得るものの平均で長辺27.9cm、短辺22.6cmである。土層断面では1mを越える長さの材が布掘り内に残る箇所がある。92～94ラインの間と、八の字形部分では直立して残るが、多くは南に傾斜あるいは横倒しの状態になっており、その上を火山灰層が覆う。これはC期角材列を構築する際にB期角材の大部分を抜き上げて利用したことにより、A期角材列の南に空間ができて傾斜あるいは横倒しとなったものと考えられる。後述するD期角材列に比べ、根元を固定するために布掘り内に入れた材は少ない。

B期角材列には八の字形部分に13本の角材があるだけで、他では全く残存しない。この13本は布掘りが浅いためか、角材全体が腐食し、かつ角材列の内側に大きく傾斜している。この部分の土層断面ではA期角材の布掘りを切る、深さ約30cm、最大幅40cmの布掘りがあり、その上を灰色粘土を用いた厚さ5～12cmの整地層が覆っている。これは外郭北門に伴うもので、この位置ではC期角材列構築時にB期角材を抜き取り、残存するA期角材とC期角材列の間に施している（第7図，　図版5－2）。この土層断面のB期布掘りから須恵器杯が出土した（第8図 1，図版17－1）。底部切り離しは回転ヘラ切りで、底面に「益」に重ね書きした墨書がある。年輪年代測定を行ったものは1点のみであるが、最外年輪が西暦800年であり、この場合はA期の時期の、他の建築材からの転用と考えられる。

C期角材列は昨年の調査区と同様に全く残存しない。しかし、79ライン付近や八の字形部分の土層断面ではD期角材の北に明確に布掘りが認められる。

D期角材は調査区東端部と櫓状建物、八の字形角材列部分に72本が残る。角材一辺の大きさは、計測し得るものの平均で長辺26.6cm、短辺19.6cmである。A期のそれに比べ、年輪幅が広く、スギの他に広葉樹も多い。調査区東端では18本のうち10本がクリを含む広葉樹、櫓状建物付近では9本が連続してクリを使用している。角材の両側に古い時期の角材を横あるいは斜めに入れたり、細い杭状に加工したものを打ち込んで根元を固定している。角材が抜き上げられ、この打ち込んだ杭だけが並んで残っている箇所もある。調査区東部ではA期角材との距離が約1mあるが、櫓状建物付近ではA期角材のすぐ南に接してD期角材を建てている。残っているA期角材を固定材として利用すると同時に、抜き上げたC期角材をも利用している。その際、角材の下部を上にしているものも見られる。

86～88ラインの間では、角材列の南に角材列に対して直角方向に3本の角材が平行して倒れている。腐食が進んでいるが、長さ1.15～1.7m、幅25～30cmである。93～95ラインの間にも同じような状態で、残存長1.6m、1.85m、3.25mの3本の材木が倒れている。最も長い材木には、南から1.2mの位置が約30cmの幅で凹む加工痕が認められ、貫穴であると考えられる（巻首図版2，図版5－1）。これらの材木はいずれも

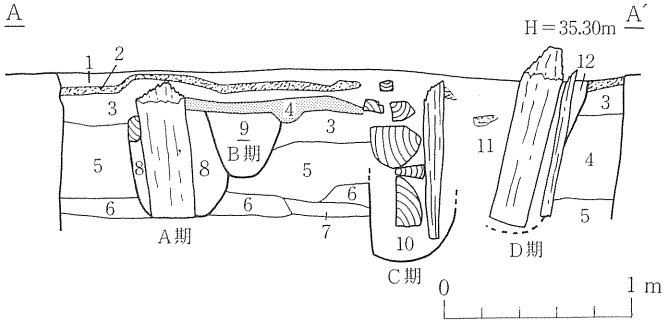

1　7.5YR2／1 黒色泥炭層
2　10Y4／4 褐色火山灰
3　10YR2／2 黒褐色土
4　10YR4／1 灰色粘土整地層
5　7.5Y3／2 黒褐色、泥炭層
6　2.5Y4／2 暗灰黄色粘土
7　10YR2／3 黒褐色、泥炭層
8　7.5YR2／1 黒色土、木片混じる。A期布掘り
9　7.5YR2／1 黒色土10YR3／2 黒褐色土。B期布掘り
10　10YR4／1 灰色粘土と10Y2／1 黒色土が混じる。C期布掘り
11　7.5YR2／1 黒色土、火山灰混入。D期布掘り

第7図　八の字形角材列部分土層断面図

火山灰層よりも上にあり、しかも火山灰層と材の下部との間に褐色土の間層が堆積する。D期角材が最終的に朽ち果てて倒壊したものであろう。長さ3.25mの角材の布掘り埋設部分は抜き上げられて残っていないが、布掘り内に1m埋設していたとすると角材の全長は4.25mとなる。また、角材列の上方に貫穴が設けられていたことになる。

外郭北門付近では長さ90㎝～1mの角材が外郭北門の方にやや傾いて残り、抜き上げた古い角材を、C期の布掘りに横に入れてD期角材を固定しているほか、D期角材の北に立てている場合もある。この付近ではA期角材列との距離は1.8mほどあり、かつ、A・B期角材列とC・D期角材列の間がおおよそ80㎝ほど開いている。

この部分では、A期角材列もD期のそれも直線ではなく全体として弧を描いて北門の北東隅柱に取り付く。この部分のD期角材列の長さは約18mである。

年輪年代測定では、最外年輪のないBタイプの試料であるが、残存する最も外側の年輪が西暦917年の値を示すものが1点あり、D期角材の建立年代がそれ以降であることが知られる。

角材列布掘り内から、底部切り離しが回転糸切りの土師器杯（第8図2）、同じく土師器杯で体部に墨書のあるもの（3，図版17－2）が出土した。4は曲物蓋で、樺皮で補修している。これらは布掘り内からの出土ではあるが、その上部からの出土であるため、A～D期のうち所属する時期は明確でない。他に破片資料であるが、須恵器では回転ヘラ切り痕のある杯・壷・甕、土師器では回転糸切り痕のある杯・甕が出土した。

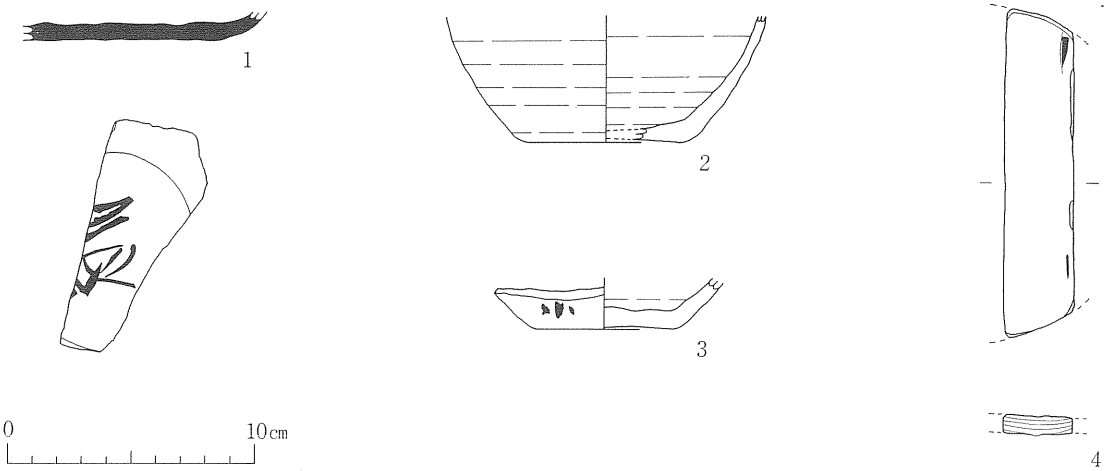

番号	種　別	器形	特　　徴	口径（cm）	底径（cm）	器高（cm）	底径指数	高径指数	外傾度	図　版
1	須恵器	杯	外面：ロクロナデ→回転ヘラ切り、底部に墨書「益」と「□」 内面：ロクロナデ							17－1
2	土師器	杯	外面：ロクロナデ→回転糸切り　内面：ロクロナデ		6.4					
3	土師器	杯	外面：ロクロナデ→回転糸切り、体部に墨書「□」　内面：ロクロナデ		5.8					17－2

番号	種　別	特　　徴	長さ（cm）	幅（cm）	厚さ（cm）	図　版
4	曲物蓋	樺皮で補修している。	13.2	2.8	0.8	

第8図　SA1100出土遺物

（2）櫓状建物（第9図，巻首図版2，図版6～10）

①　SB1189A・B

角材列の南側にある桁行2間×梁行1間の東西棟掘立柱建物跡である。当初はこの建物の南側柱列3本だけが検出され、これをSB1188A櫓状建物の南に伴う柱列と考えていたが、その後、D期角材列の根元を固定するための材の下や、暗渠排水溝の下に柱や柱掘形が検出され、これらが建物北側3本の柱列となって、それまで検出されていた3本の柱とともに1棟の建物を構成すると判断された。

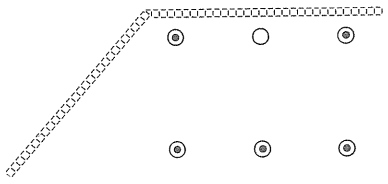

地盤が極めて軟弱であるので整地層を施している。整地層は泥炭層の上に黒色土と灰色粘土の混じる土を用い、厚さ5～15㎝で、東西・南北ともに約12mの広がりがある（第9図)。その北端は角材列の北に平行するＳＤ1145溝の南縁に達し、南端と西端はＳＸ1192の一部を覆いながらその中に落ち込んでいる（第13図下)。本建物の構築に際し、最初に施した整地層であるが、柱の頂部や柱掘形は、この整地層を剝がさなければ検出できなかった。また、南西隅柱の土層断面では、この柱掘形の一部を覆う整地層の存在も見られ、これはより新しい時期の建物に伴う整地層であろう。

建物はＡ・Ｂ２時期あり、Ｂ期の建物規模は、桁行が南側で総長6.20m（東から2.9＋3.3)、梁行は東側で4.4mである。

柱は北側中央を除く５本が残り、いずれも芯のある広葉樹で、直径36～40㎝、南側中央の柱が少し東に傾くほかはほぼ直立している。南側３本の柱は、建て替えにあたりＡ期よりも南に柱を移動させている。断ち割りを行った南西隅柱では、東西1.2m、南北1.55mの掘形に、長さ1.0m、直径40㎝の柱があり、埋土とともに根固めの材が入れられている。北東隅柱は、建て替えにあたり柱を北西に移動させており、長さ1.50m、直径36㎝の柱が残る。柱は掘形底面よりも約60㎝沈下し、Ｄ期角材がこの柱の北に接している。また、Ｄ期角材の根元を固定するための材が柱の上を覆っている（第10図, 図版９)。

ＳＢ1188Ａ－１・２櫓状建物の南東隅柱の断ち割りを行い、その下に本建物の柱掘形の検出に努めたが、検出されなかった。したがって梁行は１間である。

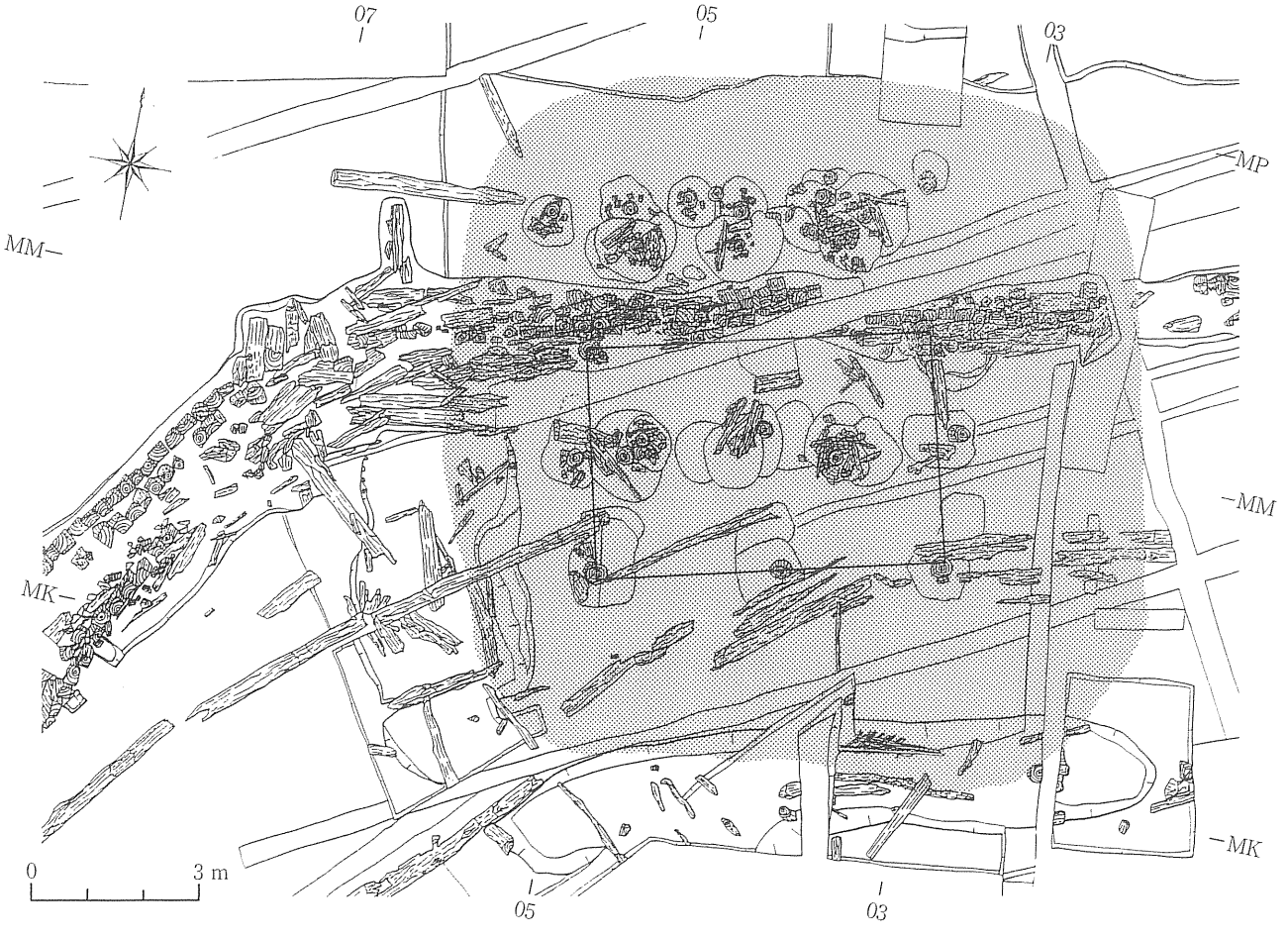

第９図　SB1189ABに伴う整地層

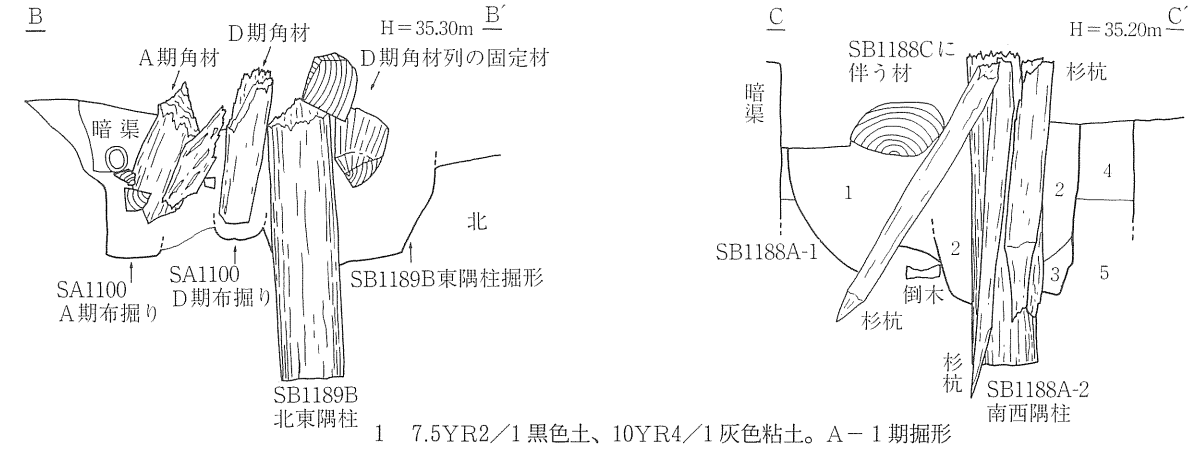

1　7.5YR2／1 黒色土、10YR4／1 灰色粘土。A－1 期掘形
2　7.5YR2／1 黒色土に 10Y4／1 灰色粘土が少し混じる。A－2 期掘形
3　10Y4／1 灰色粘土に 7.5YR2／1 黒色土が少し混じる。A－2 期掘形
4　7.5YR2／2 黒褐色、泥炭層
5　10Y4／1 灰色粘土

第10図　SB1188・1189土層断面図

ＳＢ1188Ａ－１・２櫓状建物との新旧関係は、直接の柱掘形の重複では不明であるが、ＳＢ1188Ａ～Ｄ櫓状建物はいずれも角材列をまたぐ形であることから、このＳＢ1189 の方が古いと推定される。Ａ期角材列と、この建物の北側柱列との距離は 90㎝～１ｍである。北東隅柱掘形の断ち割りでは両者の新旧関係の有無はつかめなかった。

Ｂ期建物の北東隅柱と南西隅柱の樹種はそれぞれもくせい科のヤチダモ、もくれん科のコブシである。ＳＸ1180 木道は南東隅柱と南側中央の柱掘形に重複し、検出レベルはこれらよりも上である。ＳＸ1190 木道も南西隅柱掘形よりも上位にあり、これらの木道はＳＢ1189 櫓状建物よりも新しい遺構である。

北東隅柱の断ち割りの際にＡ期柱掘形も掘り下げると、木簡 12 点のほか、串・楔（第 12 図５～９, 図版 17－３～７）箸等の木製品、木片、材木の削り屑、須恵器杯・土師器杯の小破片が出土した。埋土の状態もＳＸ1192 のありかたとよく似ており、時期的にも極めて近いと考えられる。

Ｂ期の南西隅柱掘形から出土した須恵器杯の破片が、ＳＸ1192 および櫓状建物の周囲に最初に施した整地層から出土した破片と接合した（第 17 図 25)。

② ＳＢ1188Ａ－１・２

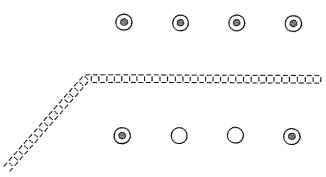

角材列をまたぐ形の、桁行３間×梁行１間の東西棟掘立柱建物跡で、２時期ある。Ａ－２期の建物規模は、桁行総長が北側で 6.80m（東から 1.8＋2.5＋2.5)、梁行総長は西側で 4.50mである。

柱掘形は南東隅柱では東西 1.15m、南北 1.0mの規模がある。柱は北側４本と南東隅および南西隅の計６本が残存し、直径はいずれも 30㎝前後で、樹種はスギと広葉樹が各々３本である。柱の周囲にはスギの杭を数本打ち込んでいる場合がある(図版 10)。南西隅柱は建て替えにあたり柱を少し南に移動している。北東隅柱は南に、南東隅柱は東にそれぞれ大きく傾いている。

北側の東から３番目の柱ではＡ－１期の柱が残っているが、柱が南に傾いているとともにＡ－２期の柱によって掘形が切られていて、掘形の線は平面では見えず断面の下方に見られるだけである。さらに、柱が傾いた際に柱の下部が掘形の外にはみ出ている。南西隅柱の場合、柱の下に礎盤はなく、柱が柱掘形底面よりも 30㎝ほど沈下している。

Ａ－１期の南西隅柱掘形から土師器杯（第 12 図 10)、Ａ－２期の柱掘形から箸（11）が出土した。

③　ＳＢ1188Ｂ

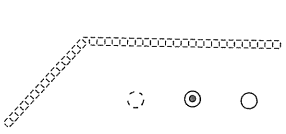

角材列をまたぐ形の、桁行（南北）１間×梁行（東西）２間の掘立柱建物跡である。北側に直径30㎝のスギを用いた柱が３本、南側中央に直径34㎝の広葉樹を用いた柱が１本残存する。建物規模は、桁行が北側で総長4.0m（2.0m等間）、梁行総長もほぼ4.0mと推定される。南西隅の柱掘形はＣ・Ｄ期の柱掘形に切られていて平面では全く見えない。また、北東隅柱はかなり北西に傾いている。柱の周囲にはスギの杭が打ち込まれている。

④　ＳＢ1188Ｃ

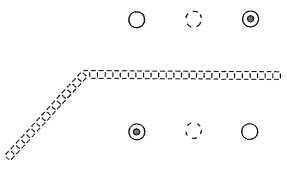

角材列をまたぐ形の、桁行（南北）１間×梁行（東西）２間の掘立柱建物跡である。Ｂ期建物の柱掘形を切って４本の隅柱の掘形が残り、そのうち北東隅にはスギ、南西隅には広葉樹を用いた直径30㎝の柱が残っている。建物規模は、東西・南北ともに約4.2mかと推定される。柱掘形は他の時期に比べて大きく、長軸1.7mほどの楕円形で、柱の周囲にスギ角材を打ち込むほか、横に入れた材もある。北側の中央には柱の抜き取り穴と考えられるものがあり、中に柵木と同様のスギ角材が斜めに入っている。

南西隅柱掘形から回転糸切り痕のある土師器杯の破片が、また北側中央の柱抜き取り痕から木製の楔（12，図版17－８）が出土した。

⑤　ＳＢ1188Ｄ

角材列をまたぐ形の、桁行（南北）１間×梁行（東西）２間の掘立柱建物跡で、建物規模は北側で3.7m

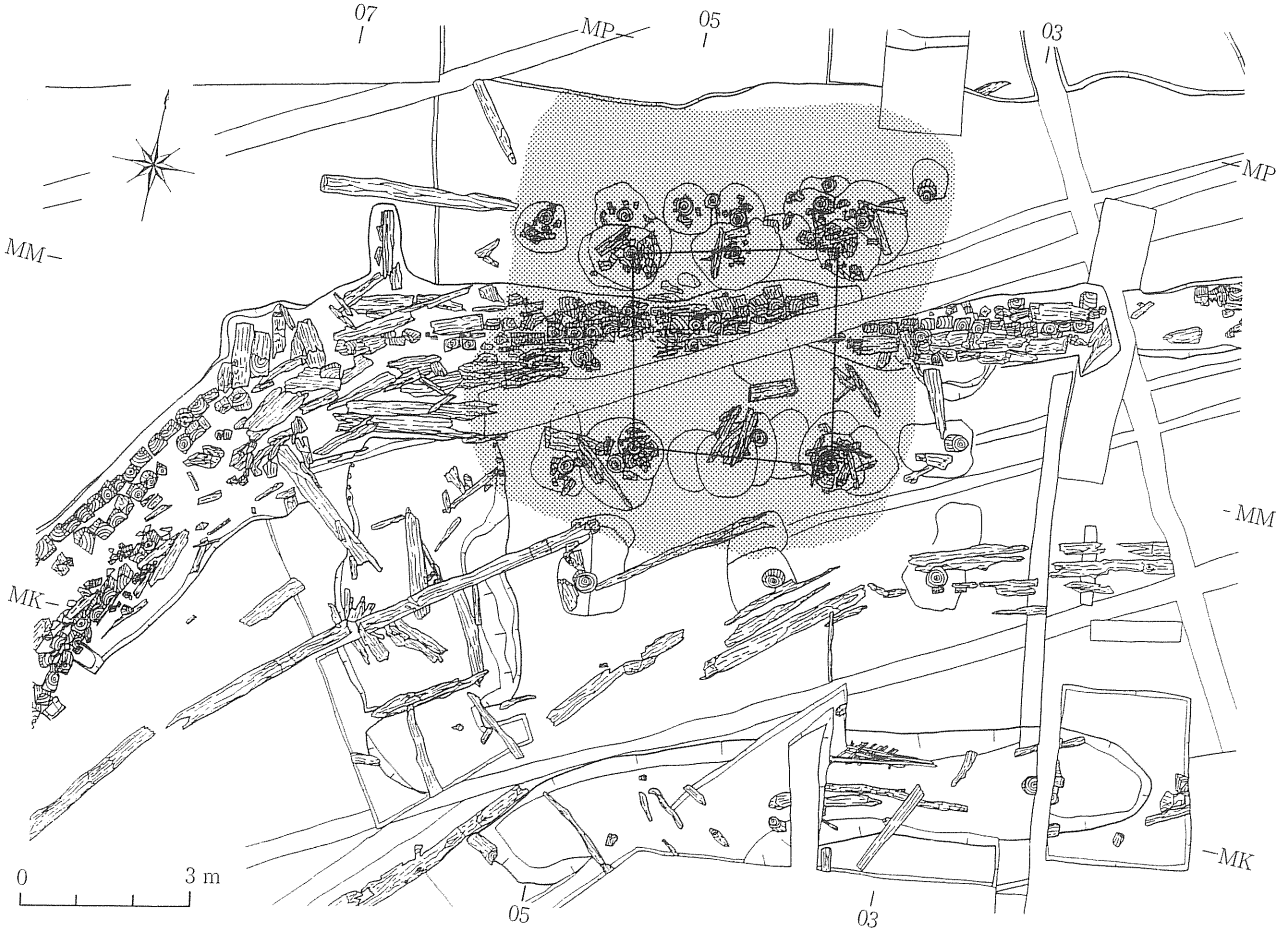

第11図　SB1188Dに伴う整地層

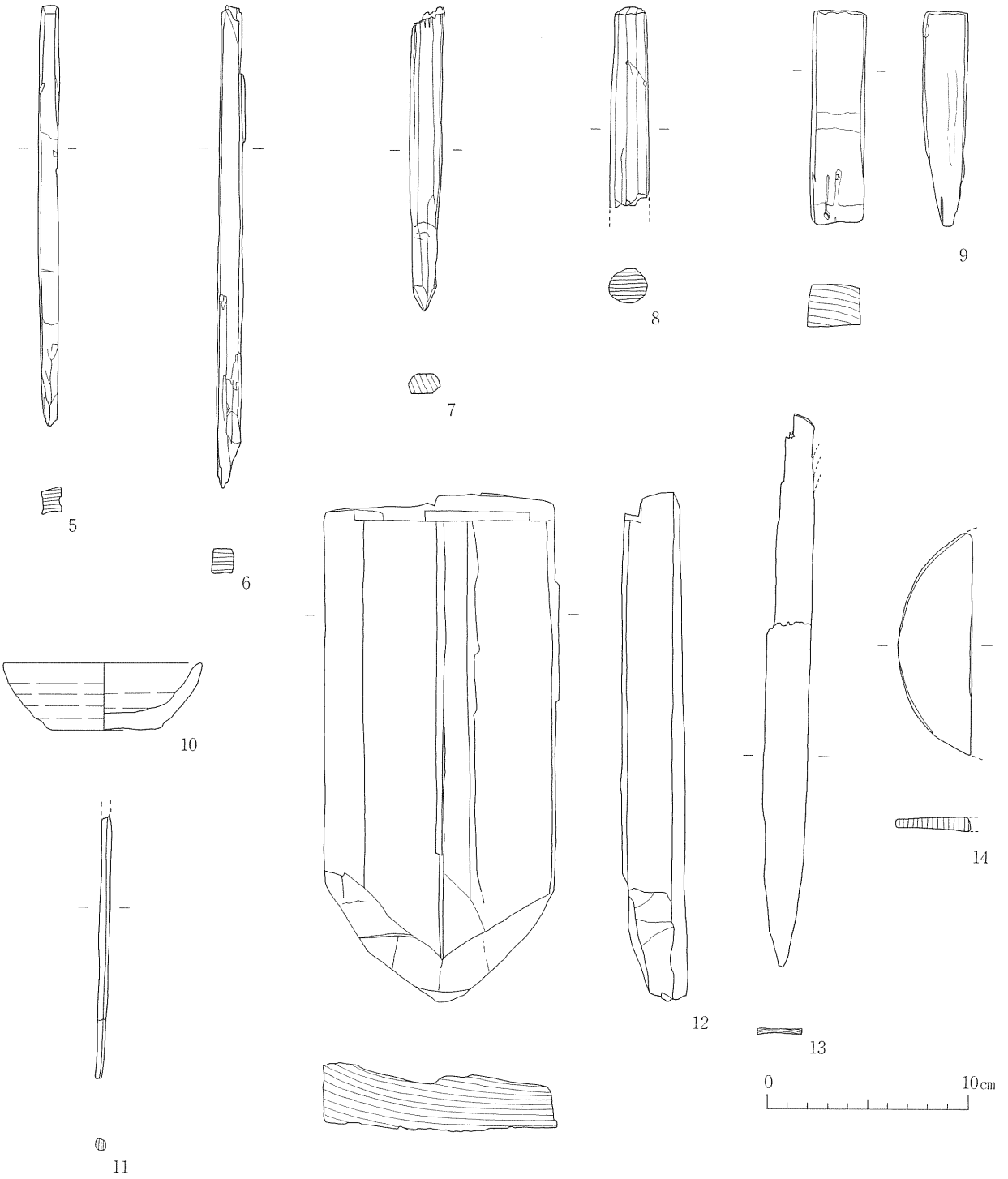

番号	種　別	出土地・層位	特　　徴	長さ（cm）	幅（cm）	厚さ（cm）	図　版
5	串	ＳＢ1189Ａ	縦に割き、先端を細く削る。断面形は四角形。	15.7	1.0	1.3	17－3
6	串	ＳＢ1189Ａ	縦に割き、先端を細く削る。断面形は四角形。	23.8	1.2	1.2	17－4
7	串	ＳＢ1189Ａ	周囲は縦長の削り、先端を細く尖らす。	14.9	1.6	1.0	17－5
8	串	ＳＢ1189Ａ	周囲は縦長の削り、断面は円形。	9.9	2.0	1.8	17－6
9	楔	ＳＢ1189Ａ	片面から刃を作り出す。	10.6	2.7	2.1	17－7
11	箸	ＳＢ1188Ａ	折損。	13.2	0.5	0.6	
12	楔	ＳＢ1188Ｃ	片面の先端部と両側面に削り。上部は切る。	26.3	11.6	3.0	17－8
13	斎串	ＳＢ1188Ｄ	先端は剣先状。	27.5	2.3	0.3	17－9
14	曲物蓋	ＳＢ1188Ｄ		11.0	3.7	0.8	17－10

番号	種　別	器形	出土地・層位	特　　徴	口径（cm）	底径（cm）	器高（cm）	底径指数	高径指数	外傾度	図　版
10	土師器	杯	ＳＢ1188Ａ	外面：ロクロナデ→回転糸切り　内面：ロクロナデ	9.8	5.2	3.3	0.53	33.6	26°	

第12図　SB1188・1189出土遺物

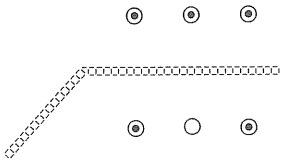

(1.85m等間)、東側で3.9m、西側は3.5mである。柱掘形は6箇所あるが、位置により規模が大きく異なっており、北側中央柱の場合長軸1.6m、短軸1.2mほどの楕円形であるが、南西隅柱では、長軸1.0m、短軸0.7mにすぎない。これは残存する古い時期の柱によって掘形の大きさが制約されているためであろう。南側中央の柱は耕作者によって抜き取られ、掘形内の材も移動しているが、他の5本は残っていて、直径25～30cmのスギと広葉樹を用いている。柱掘形には柱を囲んで打ち込んだ材のほか、古い時期の柵木と思われる材も横に入れられている。埋土には火山灰が混じる。

柱掘形は櫓状建物の中では最初に検出され、その際に建物周囲に火山灰と混じって黄褐色の粘土粒が東西・南北ともに約8mの範囲で分布していた。本建物に伴う整地層で（第11図)、ＳＢ1189櫓状建物に伴う最初の整地層面よりは約10cm上位にある。建物はＳＡ1100Ｄ角材列をまたぐが、角材列は南北方向の柱間の中間ではなく、おおよそ建物北側柱列の南1.3mを通っている。

この建物と、昨年の第103次調査におけるＳＢ1144櫓状建物（Ｄ期のみ）との距離は北側中央の柱で測定すると124.3mである。

遺物は、北側中央の柱掘形からロクロ成形による土師器甕の口縁部破片が出土した。木製品では北西隅柱掘形から斎串（第12図13, 図版17－9)、南側中央の柱掘形から蓋（14, 図版17－10）が出土した。

（3）溝（第4・13図, 巻首図版1, 図版1・11）

①　ＳＤ1145

角材列の北に平行し、東西方向に直線的に掘られた溝である。上面幅は約2.8～4.2mで、深さ約0.7～1.0m、底面は平坦か、いくぶん丸みを帯びている。堆積土は植物の枝・葉・根などを多く含む黒褐色土で、底面より40～50cm上位に火山灰が堆積する。火山灰が降下した時点では当初の半分ほどの深さまで土が堆積し、周囲よりもわずかに凹む程度の深さとなっていたらしい。溝の中央とＡ期角材列との距離を見ると、角材列が八の字形となる部分を除き、ほぼ5.0mである。

櫓状建物付近のトレンチでは火山灰層の下から「夷」かと読まれる墨書のある須恵器高台付杯（第14図15, 図版18－1）が出土し、これが最初の櫓状建物に伴う整地層から出土したものと接合した。また、調査区西端のトレンチでは、他の箇所に比べて溝内の土層が不明瞭で、火山灰層も細かく乱れており、溝底に打ち込んだスギ杭やスギ材も見られる。この溝底から須恵器杯（16・17, 図版18－2)、土師器杯（18・19)、木製品（22・23）が出土した。16の須恵器は内面を硯に転用していて、殊に下部に墨が付着し、底面が磨滅している。須恵器甕の破片も出土した。22は両端を細く尖らす。他に火山灰のすぐ下位から土師器杯（20）と丸瓦の小破片（21, 図版18－3)、火山灰上から板状の木製品（24, 図版18－4）が出土した。

（4）木　　道

①　ＳＸ1180（図版11）

角材列の南に平行し、東西方向にスギ材が横たわる。昨年の調査区でも湿地状態の強い西側ほど多くの材木が残っていたが、それに連続していて、角材列の内側を歩行するための木道であると考えられる。角材列は櫓状建物付近から外郭北門に向かって八の字形に折れ曲がるが、この材木も北門の方向に折れ曲がる。

材木は3列に並べられ、その幅は約1m前後であるが、櫓状建物と外郭北門の間では2列で、幅は60～70cmである。角材列との距離は、Ａ期角材列から測ると、角材列が東西方向に並ぶ所では3列の材木の中央

MS79～NB80グリッド内土層断面

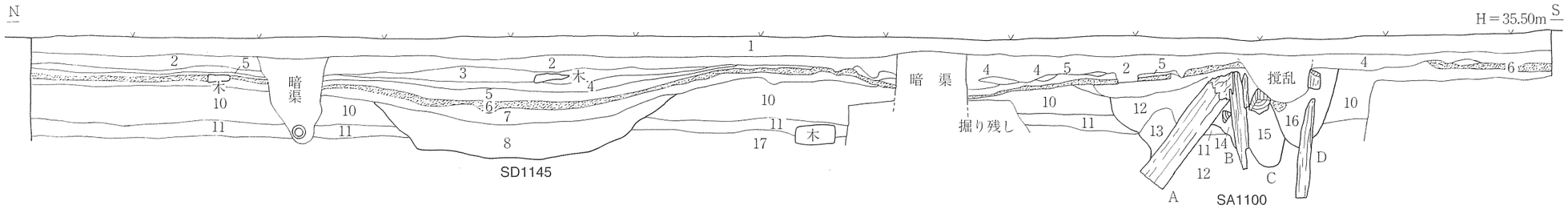

MS・MT85グリッド内SD1145土層断面

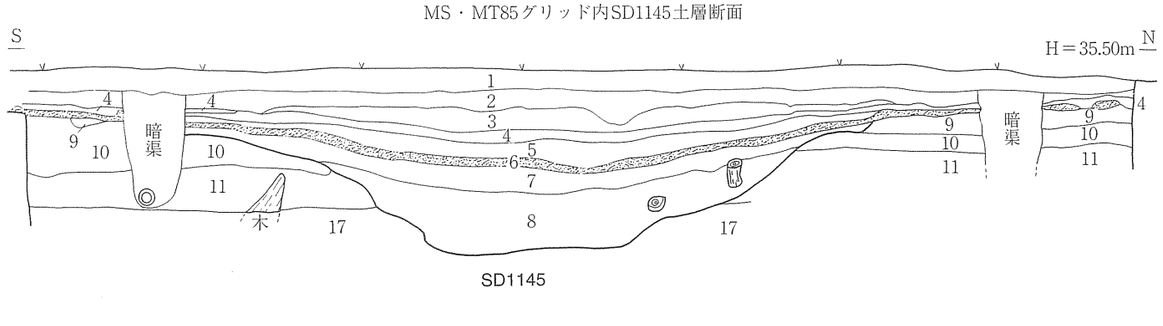

1　7.5YR3／1 黒褐色耕作土
2　10YR3／1 黒褐色土
3　7.5YR2／2 黒褐色、泥炭層
4　7.5YR1.7／1 黒色土
5　7.5YR2／2 黒褐色、泥炭層
6　10YR5／4 にぶい黄褐色火山灰
7　7.5YR2／1 黒色土、泥炭層
8　7.5YR2／3 極暗褐色泥炭層。植物多い
9　10YR4／2 灰黄褐色粘土
10　5YR2／1 黒褐色、泥炭層
11　7.5YR3／2 黒褐色、泥炭層
12　10YR2／1 黒色土、木片多い。A 期布掘り
13　10YR2／1 黒色土、10Y4／1 灰色粘土。A 期布掘り
14　7.5YR2／2 黒褐色土。B 期布掘り
15　5YR2／1 黒褐色土、10Y4／1 灰色粘土。C 期布掘り
16　5YR2／1 黒褐色土、火山灰混じる。D 期布掘り
17　10Y4／1 灰色粘土

MI01内～MM02内 櫓状建物東側土層断面

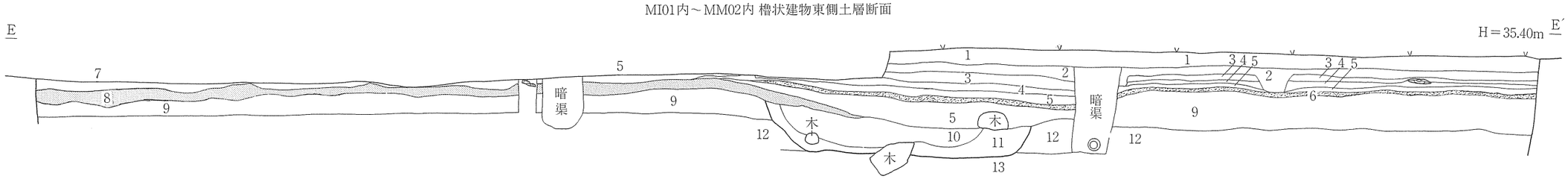

1　7.5YR3／1 黒褐色耕作土
2　2.5Y3／1 黒褐色水田床土
3　7.5YR2／1 黒褐色、泥炭層
4　10YR1.7／1 黒色土
5　7.5YR2／1 黒褐色、泥炭層
6　2.5Y4／4 褐色火山灰
7　5 層と 6 層が混じる
8　10YR2／1 黒色土と 10Y 灰色粘土が混じる整地層
9　10YR2／1 黒色泥炭層
10　10YR2／1 黒色土に 10Y4／1 灰色粘土少し混入。木製品、木片等含む
11　7.5YR2／1 黒色土。木片、枝含む
12　7.5YR2／2 黒褐色、泥炭層
13　10GY4／1 灰色粘土

第13図　土層断面図

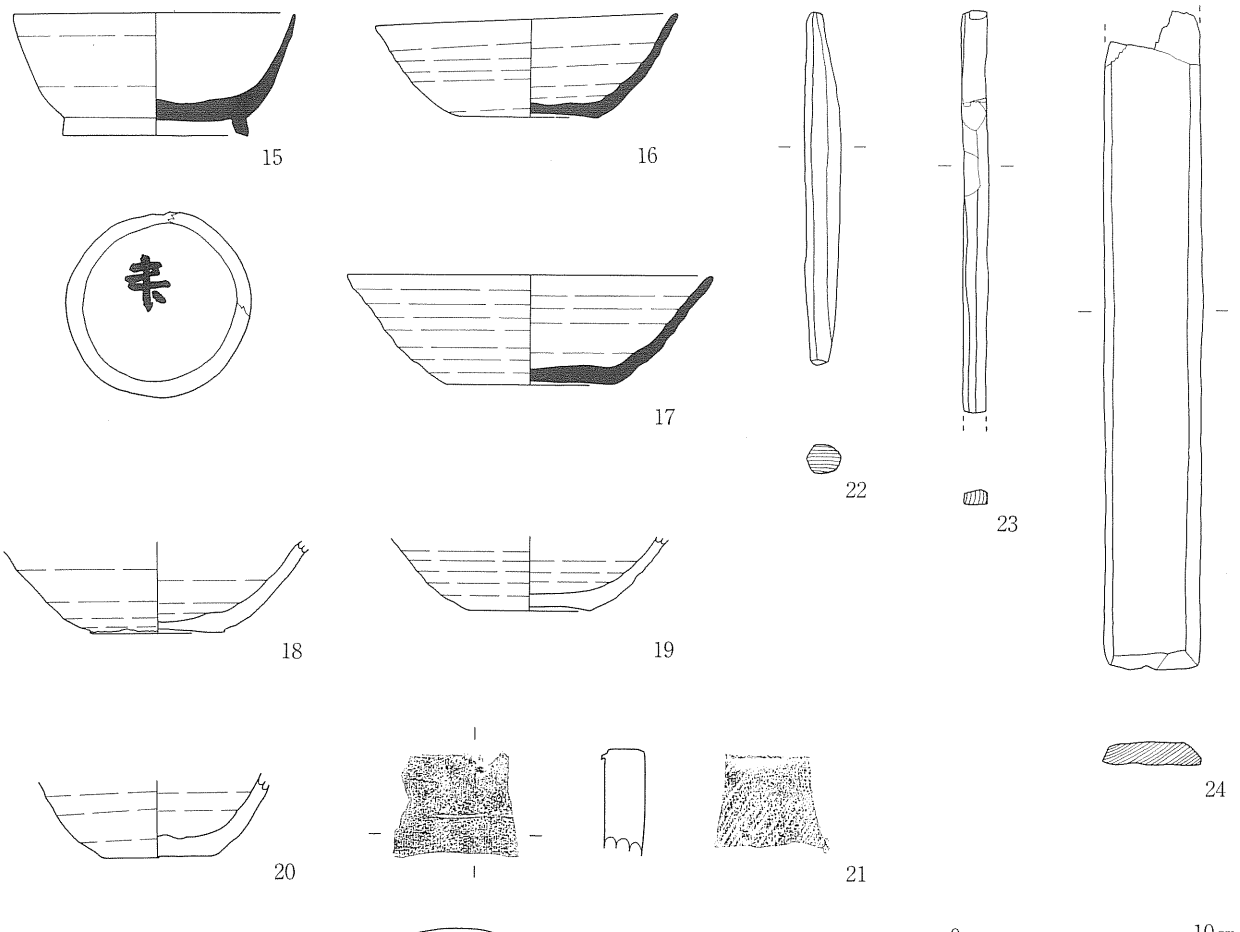

番号	種　別	器　形	特　　徴	口径(cm)	底径(cm)	器高(cm)	底径指数	高径指数	外傾度	図　版
15	須恵器	高台付杯	外面：ロクロナデ→回転ヘラ切り→底面回転ヘラケズリ、墨書「夷」カ 内面：ロクロナデ	11.2	高台形 7.4	4.9	0.66	43.8		18－1
16	須恵器	杯	外面：ロクロナデ→回転糸切り　内面：ロクロナデ、底部全体に墨	12.1	5.4	4.2	0.45	34.7	30°	18－2
17	須恵器	杯	外面：ロクロナデ→回転糸切り　内面：ロクロナデ	14.6	6.6	4.4	0.45	30.1	34°	
18	土師器	杯	外面：ロクロナデ→回転糸切り　内面：ロクロナデ		5.2					
19	土師器	杯	外面：ロクロナデ→回転糸切り　内面：ロクロナデ		5.0					
20	土師器	杯	外面：ロクロナデ→回転糸切り、煤状物質付着　内面：ロクロナデ		4.4					

番号	種　別	特　　徴	長さ(cm)	幅(cm)	厚さ(cm)	図　版
21	丸　瓦	凸面：無文　凹面：布目痕	4.0	5.0	1.5	18－3

番号	種　別	特　　徴	長さ(cm)	幅(cm)	厚さ(cm)	図　版
22	串　状	周囲を縦に削り調整。断面形は多角形。	15.2	1.4	1.1	
23	串　状	周囲を縦に削り調整。	16.1	1.1	0.6	
24	板　状	断面形は台形、両側面に削り。	26.5	4.0	1.0	18－4

第14図　SD1145出土遺物

で約5m、櫓状建物と外郭北門の間では約9mとなる所もある。

全体に腐食が著しい上に、水田の暗渠排水溝によって切断されているが、櫓状建物付近にほぼ全長を知り得るものが1本ある。全長4.50m、幅25cmの角材で、材の端から1mの位置が約30cmの幅で凹んでいる(図版12)。この凹みは元来貫穴となっていたものであるが、材の腐食が進み凹んだ状態となったものと考えられる。倒壊したD期角材には同様の凹みのあるものがあることから、この材は古い時期の柵木を抜き上げて転用したものか、あるいは柵木と同じ材木を使用したものと推定される。

調査区の東端部には、長さ3.45m、幅30cmのスギ材が1本あり、端から1mの位置に縦28cm、横9cmの貫穴が明確に残っている。木道の方向からは少しずれ、暗渠排水溝と平行し、火山灰の上にある。暗渠排水

溝を掘った際にＳＸ1180木道から排除されたものと思われるが、ＳＡ1100角材列の建て替え時に柵木を木道に転用したものと考えられ、出土角材のうち唯一貫穴が明確に残っている。

材木は火山灰に覆われているので、火山灰の降下よりは古い。しかし櫓状建物の中でも最も古いＳＢ1189櫓状建物の南東隅柱と南側中央の柱は木道の下になっているので、この木道の方がＳＢ1189櫓状建物よりも新しい。材木の下部は、櫓状建物の周囲に最初に施した整地層には必ずしも密着しておらず、わずかに褐色土を挟んでいる。木道を角材列の時期に対応させるとＢ期以降と推定される。

② ＳＸ1190（第5図，図版7・12・13）

ＳＢ1188櫓状建物の南西隅柱付近から南西方向に1列に並べられた材木である。3本あり、いずれも樹種はスギで、火山灰層の上に堆積した厚さ2～3㎝の泥炭層の上に置かれている。最も東にある材木は、ＳＢ1189櫓状建物の南西隅柱掘形の上にかかり、材の両端が残存していて、全長は4.60m、幅28㎝である。地表に近い上面の腐食が激しく、厚さは10～15㎝ほどとなっているが、下面は平坦である。両端にそれぞれ2箇所の目渡孔があり、材の東端から1.2mの位置に加工痕があって30㎝の幅で凹んでいる。

中央の材木は、東端が残り、目渡孔もあるが、その西端は腐食していて残存長は3.76mである。この材木にも東端から1.2mの位置に幅25～30㎝の凹みがある。材の東端部の下には、火山灰を掘り込んで材と直角方向にスギ材が入れられている。下にＳＸ1192の掘り込みがあり、木道の沈下を防ぐための処置と考えられる。最も西にある材は両端ともに腐食して残存せず、長さは3.4mである。しかし他の2本と同様に幅40㎝の凹みがある。

これら3本1列となる材木は、残存長約12mで、火山灰の上にあることから外郭線Ｄ期の仕事で、Ｄ期櫓状建物と外郭北門を結ぶ木道である。材木はいずれも貫穴のあるスギ角材で、柵木であると考えられ、Ｃ期角材列からの転用か、あるいはＤ期角材列と同じ角材を木道として使用したものと推定されるが、長さ4.60mの材木の両端を見ると貫穴のある方がない方に比べ、より多く腐食しているので、貫穴のある方が材木塀の上方で、Ｃ期角材列に使用していたものからの転用材であると考えられる。

最も東の材は保存のため、秋田県埋蔵文化財センターに運搬し、水洗いしたところ、貫穴の位置の外面に「山本」の刻書が施されていることがわかった（第15図，図版14－1）。文字は幅23㎝の材木の中軸線に沿って、縦32.7㎝、横11.3㎝の大きさに彫られている。

第15図　SX1190木道角材の刻書

③　ＳＸ1191（第5図）

ＳＢ1188・1189 櫓状建物の西に並べて置かれた2本の材木である。樹種はスギで、上部や両端の腐食が激しいが、北側のそれは長さ 2.73m、幅 25cm、厚さ 15cm、南側のそれは長さ 2.75m、幅 30cm、厚さ 10cmある。

2本が密接していて、2列合わせた幅は 55cmほどであるが、北側にＤ期角材列の根元を固定するための材木があり、これらを置く際に北側の材木が排除せられたことがないとは言えない。2本ともに火山灰層の下から検出され、材の東部は青灰色粘土を用いた最初の整地層に密着して置かれている。この2本の材木は、櫓状建物の中でも古い段階に外郭北門との間に置かれた木道のごく一部であろうかと推定される。

（5）その他の遺構

①　ＳＸ1192（第5・16図, 図版14・15）

櫓状建物南方の調査区南端に沿って、排水のために東西方向の溝を掘ったところ、地表より 60～70cm下方から木材を加工する際に生じた木片や箸が出土した。櫓状建物の実測終了後にＳＸ1180 木道の南に残る整地層を剝がしたところ、その下に掘り込みがあって、南へ拡がっていると予想された。小トレンチを設定するなどして掘り下げると、この落ち込みは東西に細長い溝状の遺構で、東西約 12m、幅 2.25m、深さ 40～55cmあり、伐採痕のある広葉樹、スギ材の加工時に生じた木片、削り屑のほか、木簡・木製品・土器などの遺物が出土した。

その後、溝の西端は北に直角に曲折し、櫓状建物の西側と南側に鉤形に掘り込まれたものであることがわかった。西側の溝は長さ約8m、最大幅 3.2m、深さ 50cmあり、その北端はＳＡ1100 角材列にまで達しているが、角材列の北と櫓状建物の東にはこの遺構から連続する溝は存在しない。ＳＸ1191 木道のすぐ南の位置では溝内の両側に広葉樹の杭が4本づつ打ち込まれている。

溝内の堆積土は、遺物を含む黒褐色土及び灰色粘土で、その上を整地層が覆う。この整地層は泥炭層の上に黒色土と灰色粘土の混じる土を用い、厚さ5～15cmほどで、火山灰層の下にある。櫓状建物の中では最も古いＳＢ1189 の創建時に広く施したもので、南側の溝では北から最大 120cmの範囲を、西側の溝では東から約1mの範囲を覆いながら溝内に落ち込んで消失している。

したがって、この遺構は創建時の遺構で、遺物の内容から、外郭北門や櫓状建物、角材列等の建設工事に伴い、不要の材や道具類などを廃棄したものと考えられる。また、創建時に整地層に覆われずに残った部分には整地層の上にある黒色の泥炭層が流れ込んでいるので当初はごく浅く細い溝となって凹んでいたと推定される。

調査時に木簡やその削り屑が出土した時点から、全ての木片を取り上げて水洗したところ、木簡は 49 点

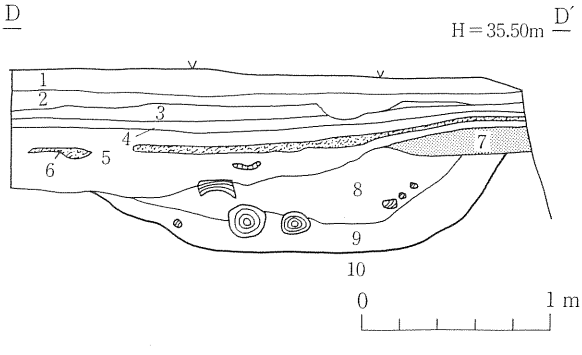

1　7.5YR3／1 黒褐色耕作土
2　2.5Y3／1 黒褐色水田床土
3　7.5YR2／1 黒褐色、泥炭層
4　10YR1.7／1 黒色土
5　7.5YR2／1 黒褐色、泥炭層
6　2.5Y4／4 褐色火山灰
7　10YR2／1 黒色土と 10Y 灰色粘土が混じる整地層
8　10YR2／1 黒色土に 10Y4／1 灰色粘土少し混入。木製品、木片等含む
9　7.5YR2／1 黒色土。木片、枝含む
10　10GY4／1 灰色粘土

第16図　SX1192土層断面図

に達した。

第17図25～28はいずれも底部切り離しが回転ヘラ切りによる須恵器杯で、25（図版18－5）はこの遺構から出土したものとＳＢ1189櫓状建物のＢ期南西隅柱掘形、および櫓状建物の周囲に最初に施した整地層から出土したものが接合した。内面の全体に墨が付着している。26（図版18－6）も同様に墨が付着していて、墨を入れて使用したことが知られる。28には両面に火だすきが認められる。

29～33は土師器杯で、いずれも底部の周縁部から底面にかけて回転ヘラケズリ調整を施しており、殊に32は底面の全面にそれが及んでいる。29（図版19－1）・30（図版19－2）は底面に「中万」の墨書がある。33（図版19－4）は内面に黒色処理を施す。34はロクロ成形による土師器甕である。35は須恵器甕の破片で、内面に墨が付着しアテ具痕が磨滅しており、硯として転用したものである。その他、破片資料では、須恵器甕、蓋、土師器では外面に叩き目、内面にアテ具痕があり、砲弾形の丸底となる甕の下部、ロクロ成形痕のある甕の体部などが出土した。

木製品には以下のものがある。

横槌（第18図36，図版19－5）

芯持ち丸材から作り、身と柄が明確にわかれる。身は相対する二面が、敲打によってわずかに凹んでいる。

鋤（第18図37，図版19－6）

一木鋤である。柄はわずかに湾曲し、半環状の把手が付くが破損している。身は細かく加工して先端ほど薄くなる。鉄刃の着装部をＴ字状に残したと考えられるが欠落している。

楔（第19図38～第25図79，図版20－1～8）

38（図版20－1）のみ心持丸材であるが、他は割材を用いる。刃部は片面から作るものと、両面から削って作り出すものがある。長さは最小で11.0cm、最大で28.0cm、幅は最小で3.6cm、最大で9.8cmである。

檜扇（第26図80～82，図版21－1～3）

3枚出土したが、同形同大に重なる。要の孔は1孔で、本の幅は末の方よりも狭い。本の両隅を弧状に切り落とすが、両側でその大きさが異なる。

下駄（第26図83，図版21－4）

台、歯ともに大部分を欠き、鼻緒孔も残らず、前後は不明である。

挽物（第26図84・85～第27図，図版21－5～7，22－1～3）

84（図版21－5）は皿で、内外両面に黒漆をかける。漆は薄く、ロクロ目や木目がよく見える。縦木取りである。85（図版21－6）は高台の付く皿で、一部が焼け焦げている。86（図版21－7）も低い高台を作り出す。87～89は高台の付かない皿で、88（図版22－3）は底部中央が厚く盛り上がっている。88のみ横木取りである。

曲物（第28図90～94，第29図95～97，図版22－4，23－1～4）

90（図版22－4）は蓋板で直径22.3cmあり、ごくわずかに側板の断片をとどめる。樺皮結合は6箇所で、側板の痕跡が円形に残っている。91（図版23－1）は底板で、周囲に側板結合のための釘が6箇所ある。直径18.0cm。92（図版23～2）・93（図版23－4）も底板で、釘が1箇所に残る。93は両面から刃を入れており、折断後に別用途に転用したものか。94も底板と思われるが釘孔は見られない。

95（図版23－5）は釘結合曲物の側板で、釘が4箇所に残る。折れているが両端は接合し、直径約17cmとなる。下縁に箍をつける。96も側板で幅約4cmあり、8箇所に釘が残る。

97（図版23－6）は曲物側板で、幅7cmあり、板2枚を幅4.5mmの皮樺で綴じる。径1.3cmの孔があり、

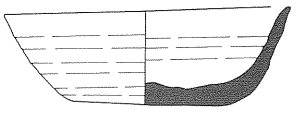
25

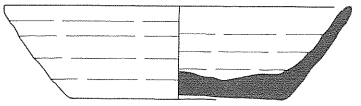
26

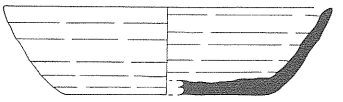
27

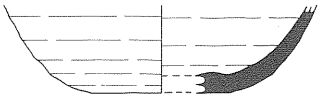
28

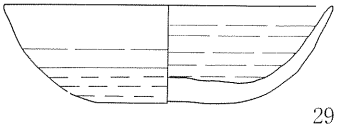
29

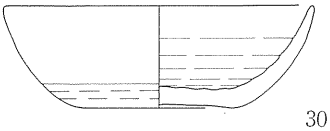
30

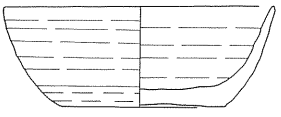
31

32

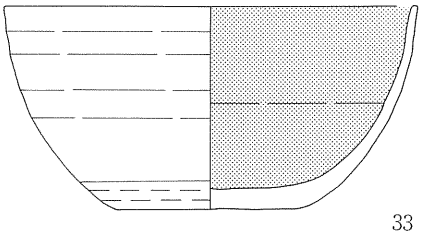
33

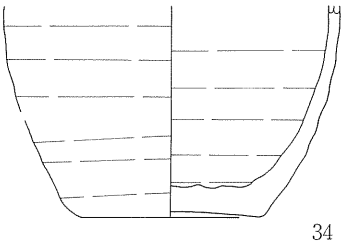
34

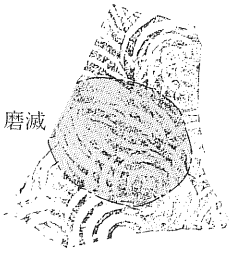

35

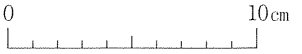

番号	種　別	器形	特　　徴	口径（cm）	底径（cm）	器高（cm）	底径指数	高径指数	外傾度	図　版
25	須恵器	杯	外面：ロクロナデ→回転ヘラ切り　内面：ロクロナデ、墨付着	11.4	6.2	4.0	0.54	35.0	20°	18－5
26	須恵器	杯	外面：ロクロナデ→回転ヘラ切り　内面：ロクロナデ、底部全体に墨付着	13.8	8.6	3.7	0.62	26.8	31°	18－6
27	須恵器	杯	外面：ロクロナデ→回転ヘラ切り　内面：ロクロナデ	13.1	8.2	3.5	0.63	26.7	27°	18－7
28	須恵器	杯	外面：ロクロナデ→回転ヘラ切り　内面：ロクロナデ、両面に火だすき有り		5.6	3.5				
29	土師器	杯	外面：ロクロナデ→回転糸切り→回転ヘラケズリ、底部に墨書「中万」 内面：ロクロナデ	13.2	5.8	3.9	0.40	29.5	29°	19－1
30	土師器	杯	外面：ロクロナデ→回転糸切り→回転ヘラケズリ、底部に墨書「中万」 内面：ロクロナデ	12.4	6.0	4.1	0.48	33.0	23°	19－2
31	土師器	杯	外面：ロクロナデ→回転糸切り→回転ヘラケズリ　内面：ロクロナデ	10.8	6.6	4.1	0.61	37.9	19°	19－3
32	土師器	杯	外面：ロクロナデ→切り離し不明→回転ヘラケズリ 内面：ロクロナデ、煤状物質付着		5.2					
33	土師器	杯	外面：ロクロナデ→切り離し不明→回転ヘラケズリ 内面：ヘラミガキ、黒色処理	16.6	7.2	8.7	0.40	52.4	17°	19－4
34	土師器	甕	外面：ロクロナデ→回転糸切り　内面：ロクロナデ、両面に煤状物質付着		7.4					
35	須恵器 転用硯	甕	内面中央部が磨滅している。内面全体に墨が付着。							

第17図　SX1192出土遺物（1）

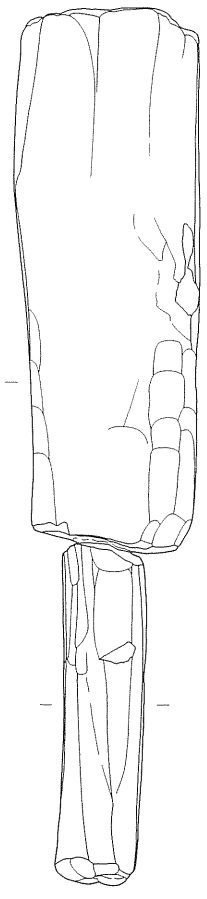

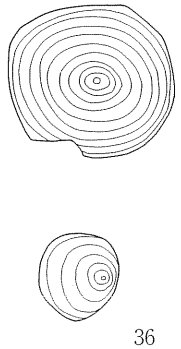

36

37

0 10cm

0 20cm

番号	種　別	特　　徴	長さ（cm）	幅（cm）	厚さ（cm）	図　版
36	横　槌	身の相対する二面が、敲打によって凹む。	35.3	7.4	6.2	19－5
37	鋤	一木鋤。柄はわずかに湾曲し、半環状の把手が付く。	84.4	11.3	3.9	19－6

第18図　SX1192出土遺物（2）

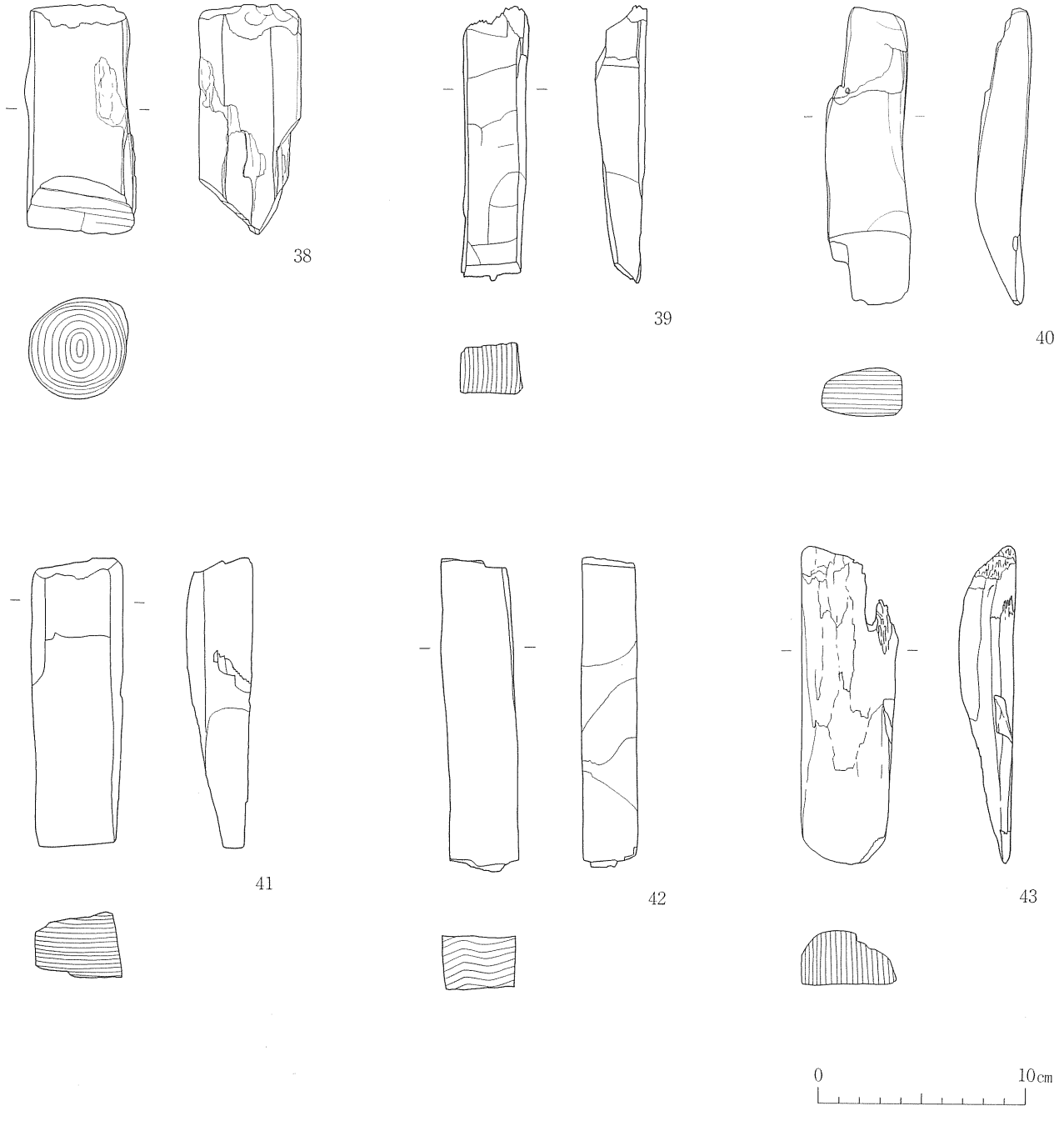

番号	種　別	特　　徴	長さ（cm）	幅（cm）	厚さ（cm）	図　版
38	楔	表皮を残す。芯持ち材、両刃、断面形は円形。	11.0	5.3	4.9	20－1
39	楔	片刃。側面に削り。	13.2	3.1	2.5	
40	楔	片刃。	13.3	4.2	2.7	
41	楔	片刃。	14.0	4.1	3.4	20－2
42	楔	厚さが全体に均一、側面に削り。	16.1	3.6	2.6	
43	楔	片刃。	15.3	4.7	2.6	

第19図　SX1192出土遺物（3）

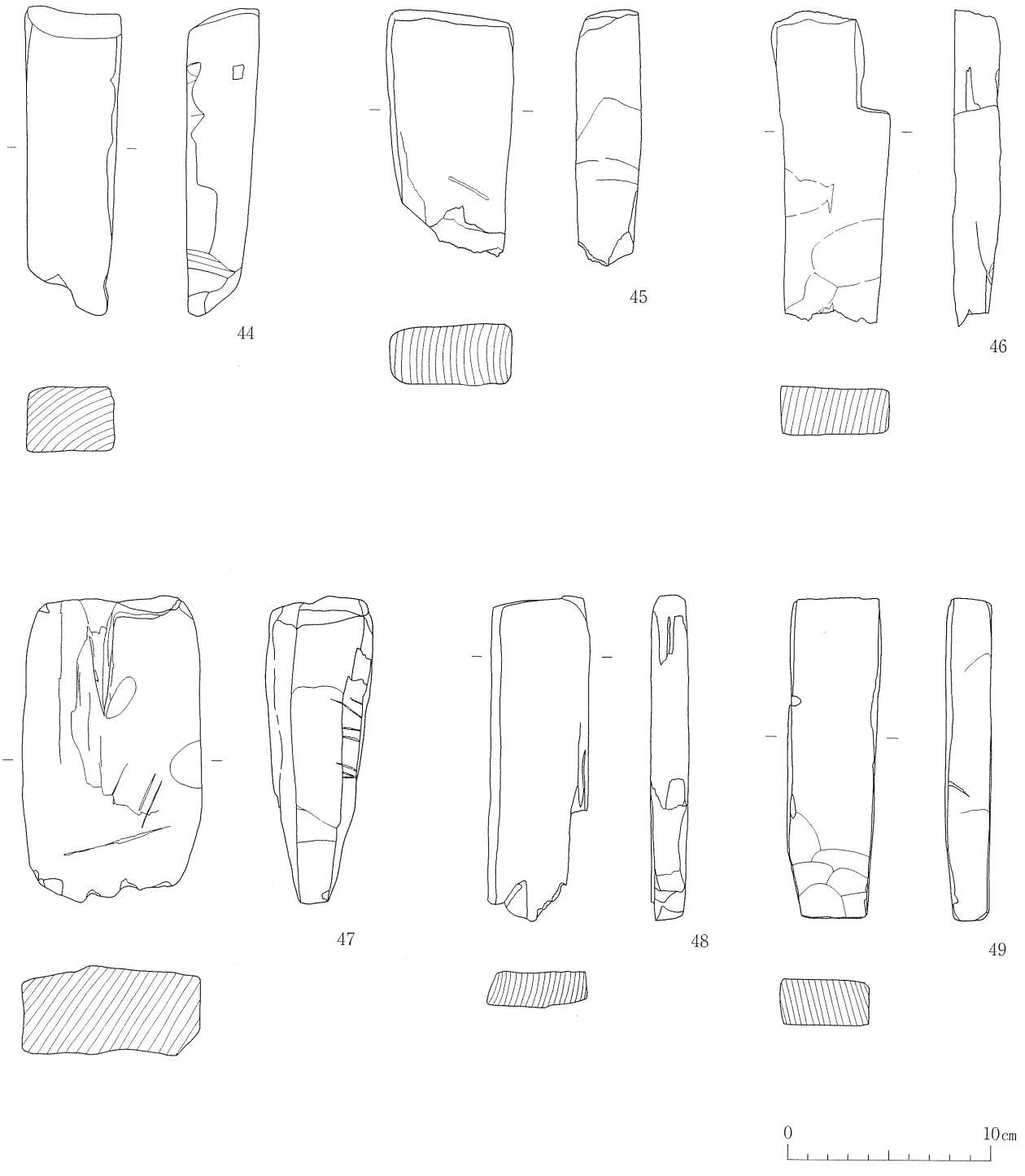

番号	種　別	特　　徴	長さ (cm)	幅 (cm)	厚さ (cm)	図　版
44	楔	刃部折損。	15.2	4.7	3.9	
45	楔	刃部折損。	12.2	6.3	3.7	
46	楔	両刃。	15.4	5.3	2.4	
47	楔	両刃。側面に削り。	15.2	8.3	3.7	
48	楔	厚さが全体に均一。	15.2	4.9	1.8	
49	楔	片刃、刃部に削り。	16.0	4.5	2.3	

第20図　SX1192出土遺物（4）

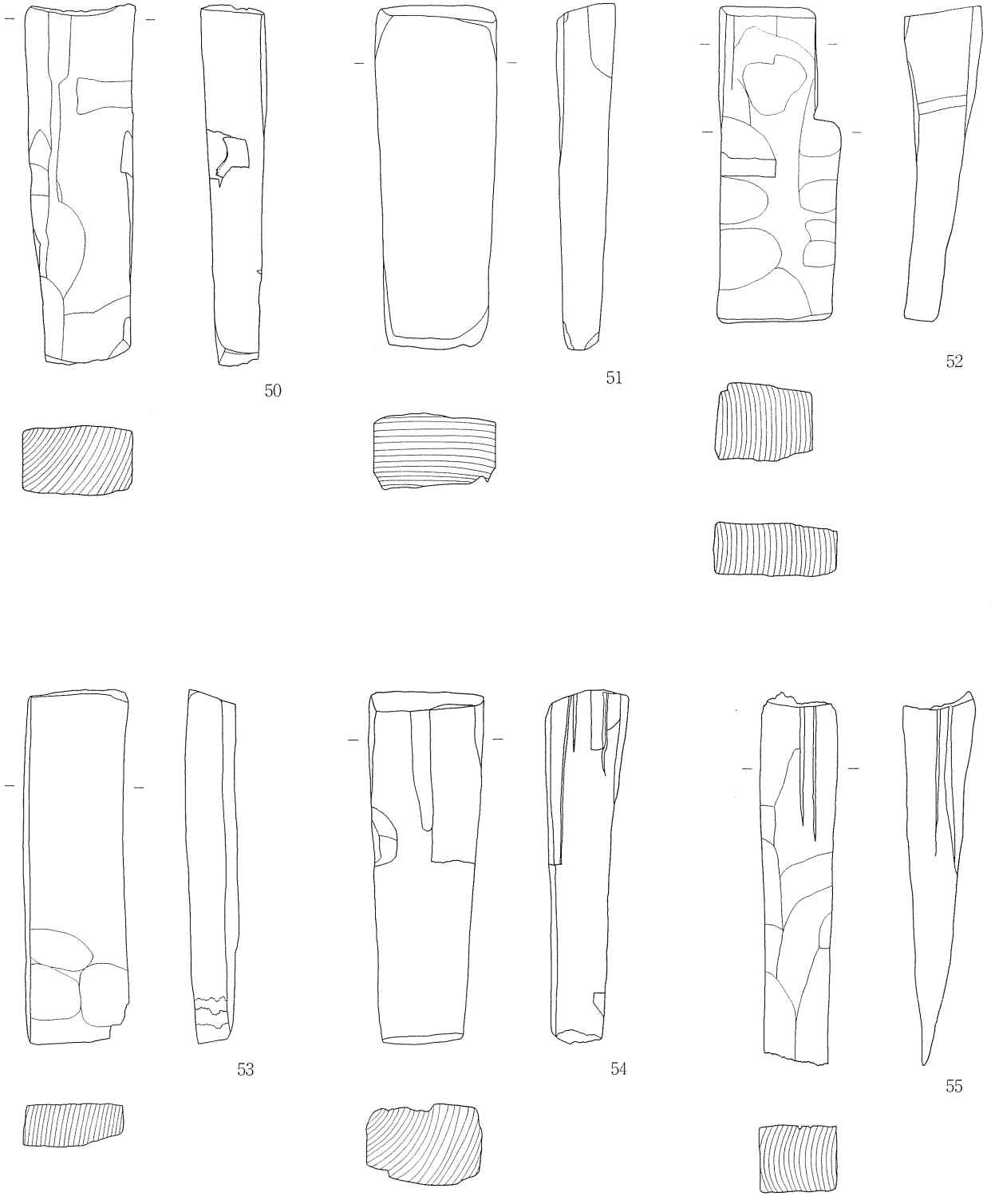

番号	種　別	特　　徴	長さ（cm）	幅（cm）	厚さ（cm）	図　版
50	楔	刃部の厚さ22㎜。	18.2	5.5	3.4	
51	楔	刃部の厚さ17㎜。	17.2	6.1	4.0	
52	楔	両刃、両面に削り。頂部の一側縁を欠く。	15.9	6.0	3.9	
53	楔	刃部は頂部よりもわずかに薄い。	18.9	5.0	2.1	
54	楔	刃部の厚さ23㎜。	17.9	5.8	4.1	
55	楔	両刃、両面に削り。	15.9	3.9	3.3	20－3

第21図　SX1192出土遺物（5）

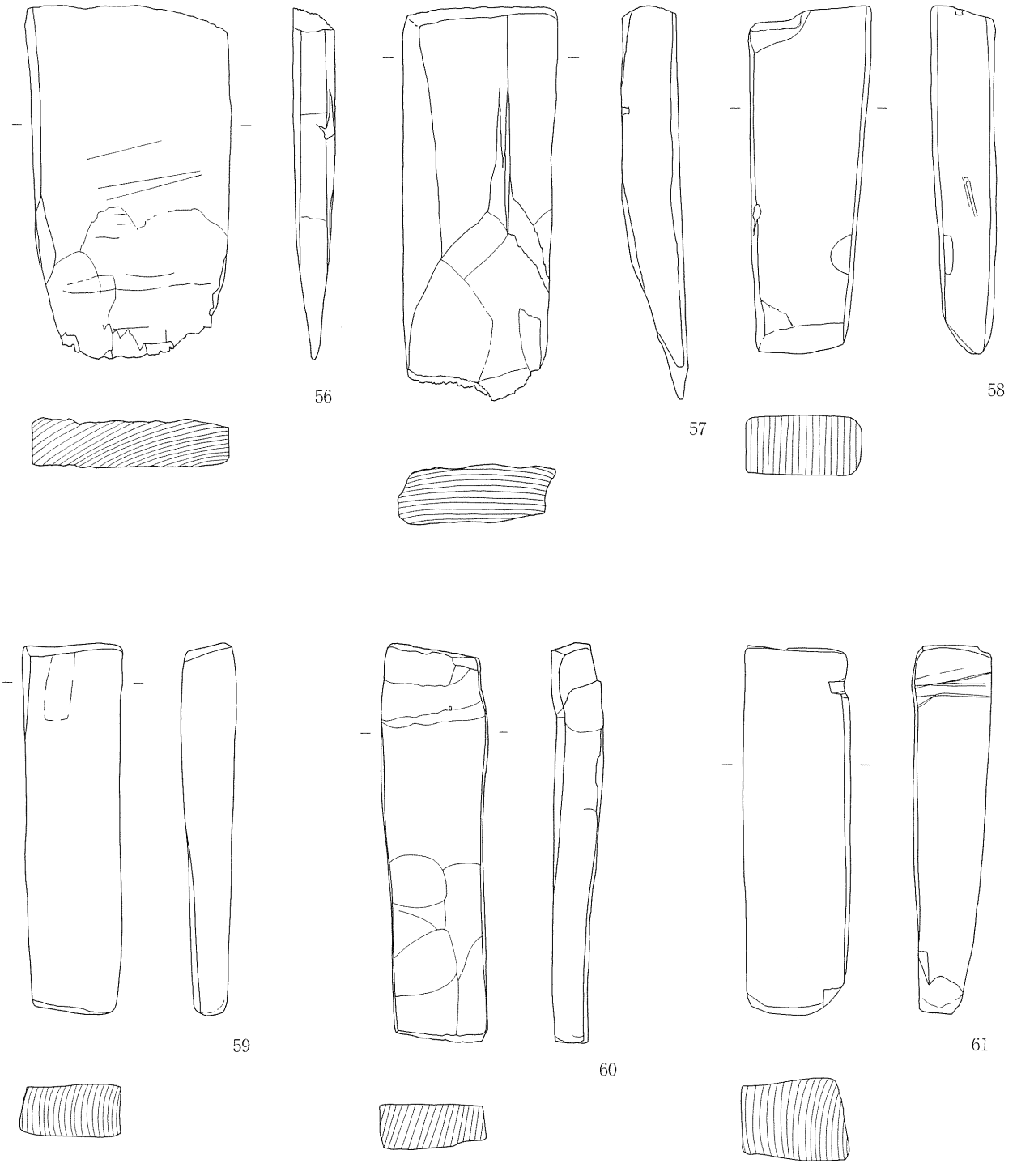

番号	種　別	特　　徴	長さ (cm)	幅 (cm)	厚さ (cm)	図　版
56	楔	幅広く、両刃。	17.5	9.8	2.5	20－4
57	楔	片刃。	19.3	7.7	2.9	
58	楔	片刃。	17.1	5.8	3.0	
59	楔	片刃。	18.4	5.0	2.6	
60	楔	厚さが全体に均一、両面に削り。	20.0	5.2	2.3	
61	楔	片刃、頂部側面に溝あり。	18.3	5.4	4.1	

第22図　SX1192出土遺物（6）

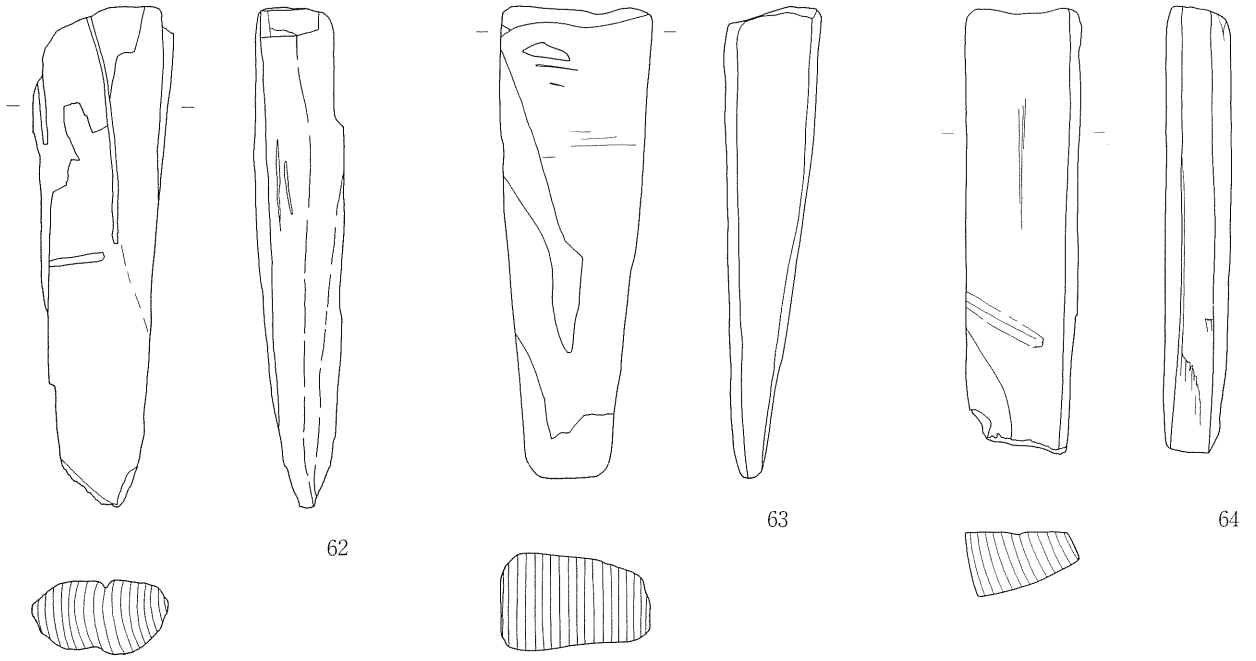

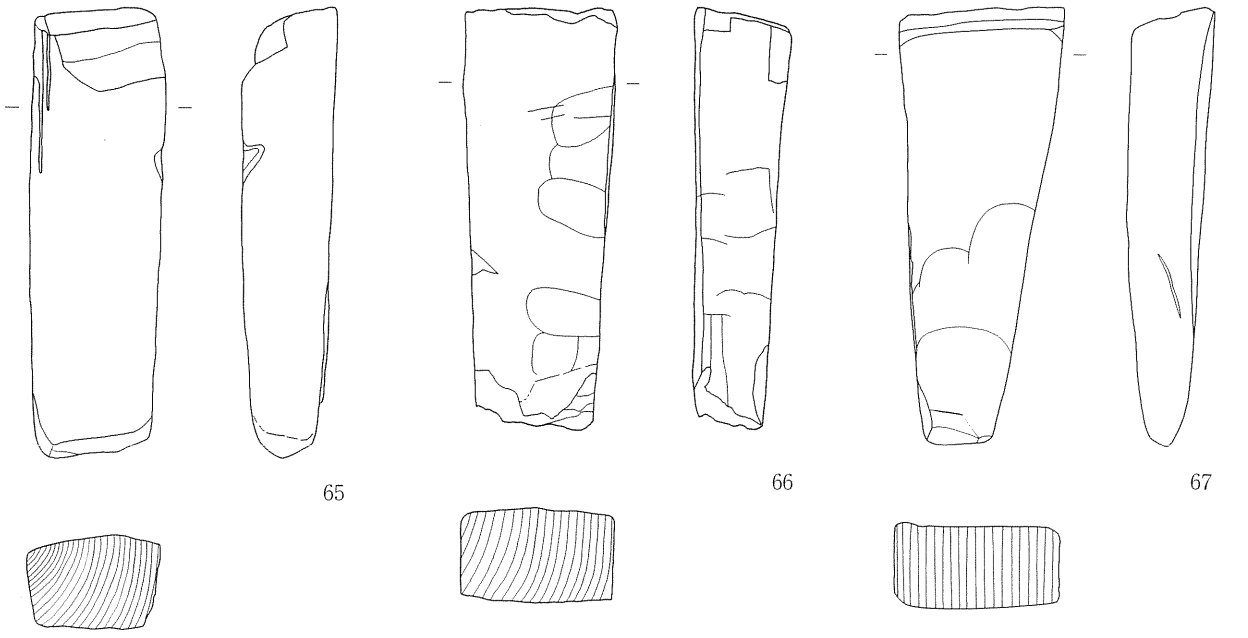

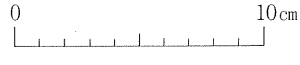

番号	種　別	特　　徴	長さ（cm）	幅（cm）	厚さ（cm）	図　版
62	楔	両刃、断面は楕円形。	15.1	5.4	3.1	
63	楔	両刃。	18.9	6.0	3.9	
64	楔	厚さが全体に均一。	17.9	4.6	2.6	
65	楔	両刃。	18.2	5.4	3.8	
66	楔	刃部折損。両面、側面に削り。	17.0	6.1	4.0	
67	楔	両刃、両面に削り。	17.3	6.5	3.5	20－5

第23図　SX1192出土遺物（7）

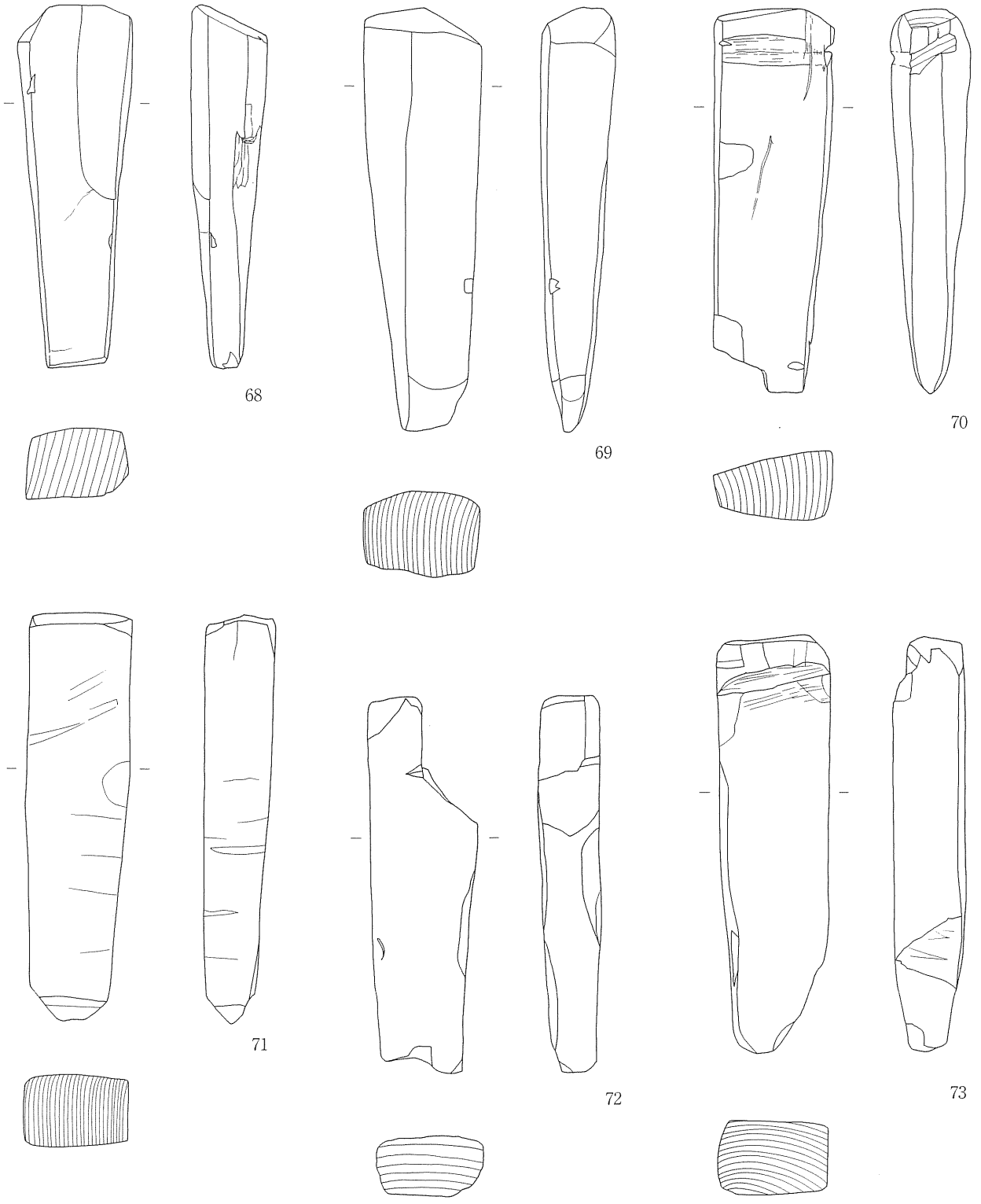

番号	種　別	特　　徴	長さ (cm)	幅 (cm)	厚さ (cm)	図　版
68	楔	両刃。	18.4	5.8	3.6	
69	楔	両刃。	21.5	5.9	4.4	20－6
70	楔	両刃、頂部二面に溝。	19.5	6.1	3.5	
71	楔	両刃。	20.9	5.3	3.8	20－7
72	楔	全体に厚さが均一。	19.3	5.4	3.1	
73	楔	両刃。	21.2	5.7	3.8	

第24図　SX1192出土遺物（8）

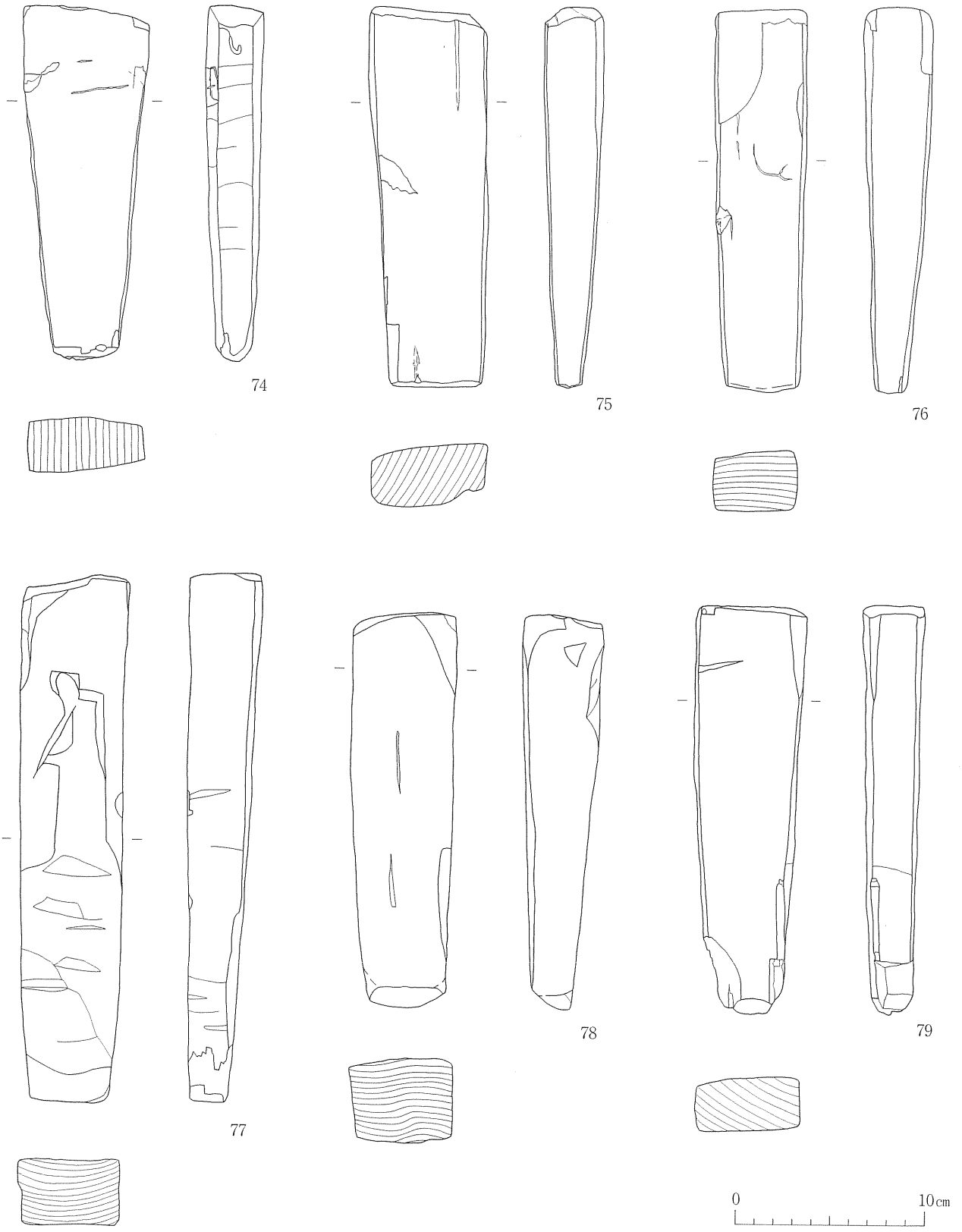

番号	種　別	特　　徴	長さ（cm）	幅（cm）	厚さ（cm）	図　版
74	楔	両刃、側面に削り。	18.7	6.5	2.9	
75	楔	両刃。	20.0	6.2	3.2	
76	楔	両刃。	20.2	4.8	3.2	
77	楔	両刃、両面と側面に削り。	28.0	5.3	3.5	
78	楔	片刃。	20.9	5.5	4.5	20－8
79	楔	両刃。	21.6	5.6	2.9	

第25図　SX1192出土遺物（9）

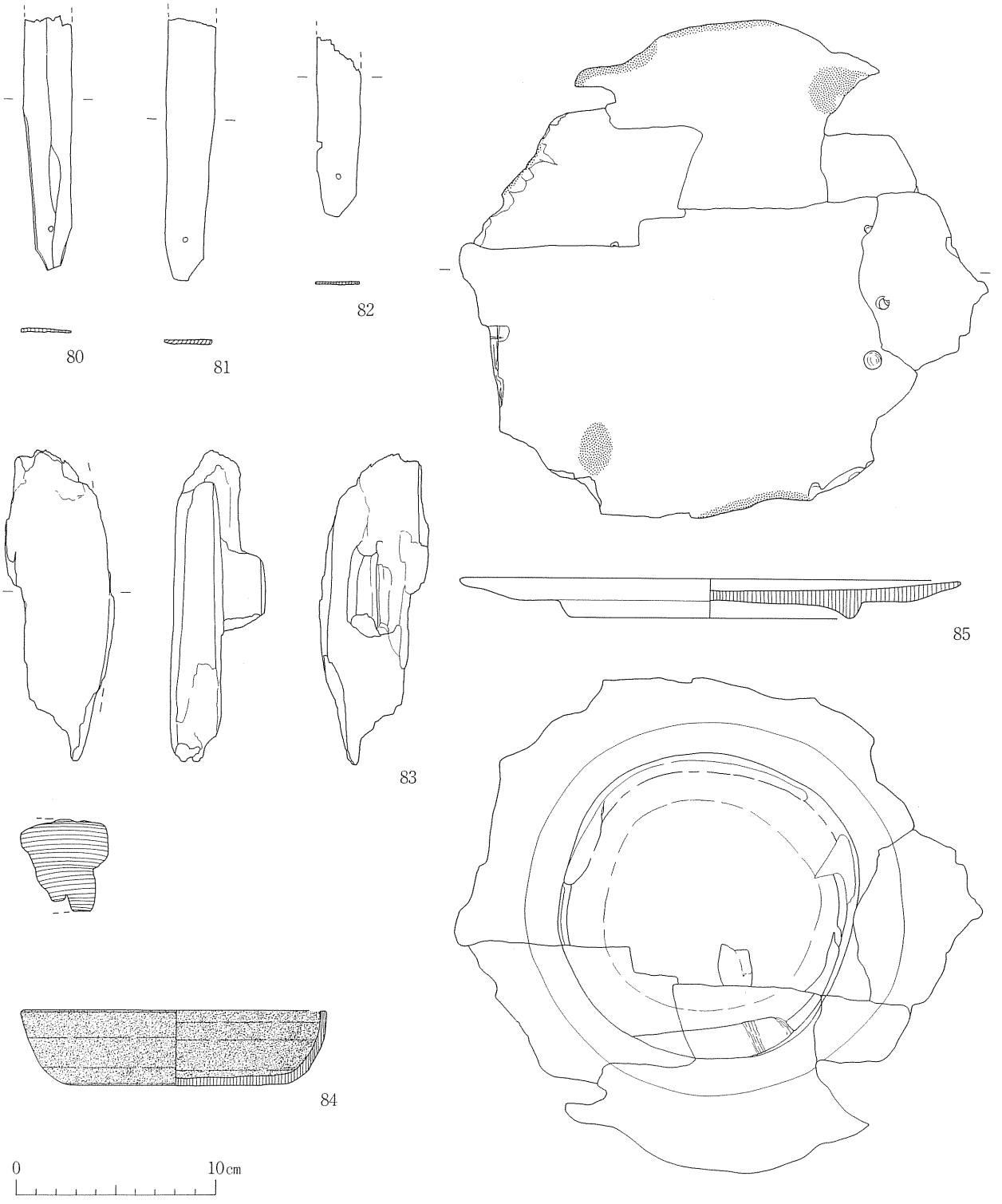

番号	種　別	特　　徴	長さ (cm)	幅 (cm)	厚さ (cm)	図　版
80	檜　扇	孔は1孔、末は折損。	12.8	2.4	0.2	21－1
81	檜　扇	孔は1孔、末は折損。	13.2	2.4	0.2	21－2
82	檜　扇	孔は1孔、末は折損。	9.1	2.2	0.2	21－3
83	下　駄	台と歯の大部分を欠く。鼻緒孔もなし。	15.6	5.5	4.7	21－4
84	挽物・皿	黒漆塗り。器厚均質、縦木取り。	口径 15.0	底径 8.6	0.5	21－5
85	挽物・皿	低い高台が付く。一部焼け焦げあり。	口径 26.5	底径 14.2	0.7	21－6

第26図　SX1192出土遺物（10）

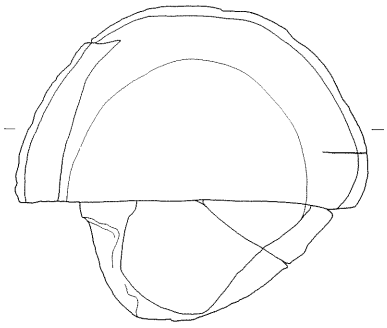

86

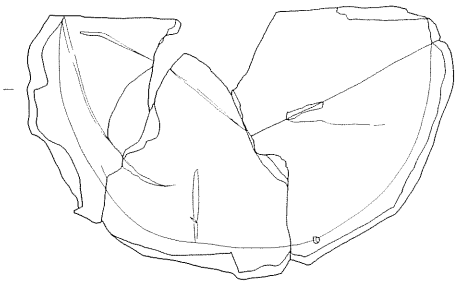

87

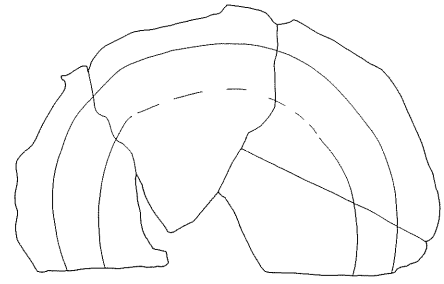

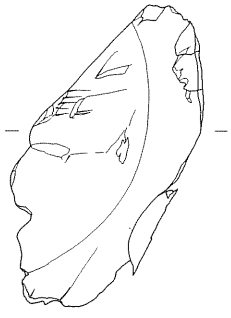

88

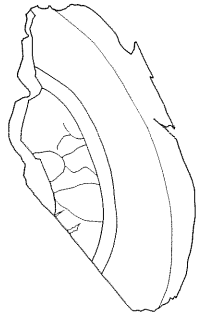

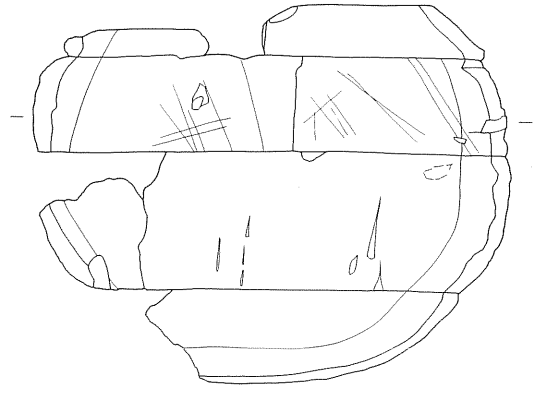

89

0　10cm

番号	種　別	特　　徴	長さ（cm）	幅（cm）	厚さ（cm）	図　版
86	挽物・Ⅲ	低い高台が付く。	口径 13.1	底径 8.2	1.2	21－7
87	挽物・Ⅲ		口径 17.0	底径 13.8	0.7	22－1
88	挽物・Ⅲ	底部外面に削り痕あり。内面中央が厚く盛り上がる。				22－3
89	挽物・Ⅲ	内面に多数の刻目あり。	口径 20.0	底径 16.0	0.9	22－2

第27図　SX1192出土遺物（11）

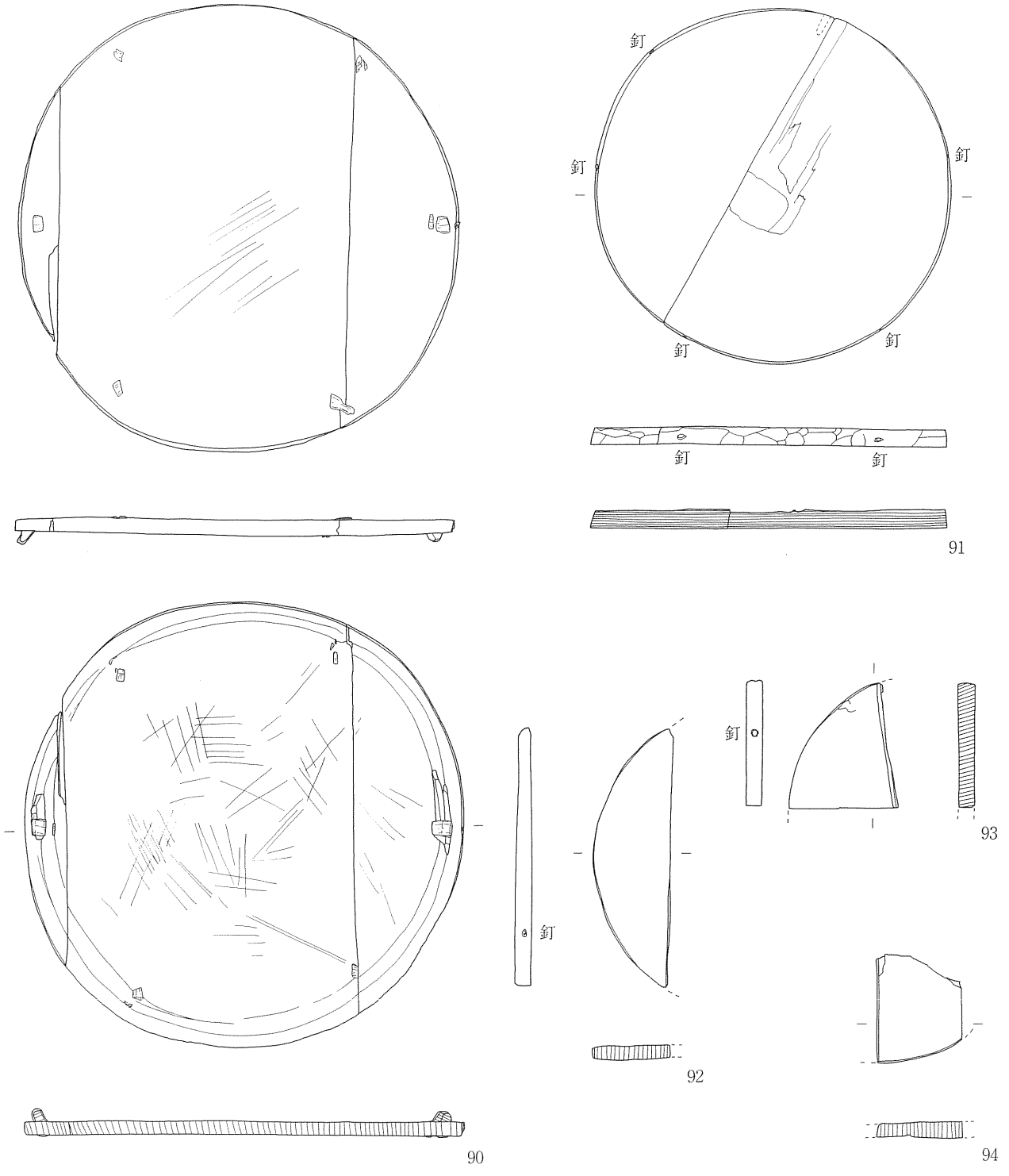

番号	種　別	特　　徴	長さ (cm)	幅 (cm)	厚さ (cm)	図　版
90	曲物・蓋板	側板の一部が残存。樺皮の結合は6箇所。	径 22.3		0.7	22－4
91	曲物・底板	釘が6箇所にあり。	18.0		1.0	23－1
92	曲物・底板	釘が1箇所にあり。	13.1	3.9	0.8	23－2
93	曲物・底板	釘が1箇所にあり、両側より刃を入れて切断している。	6.4	5.9	0.9	23－3
94	曲物・底板		5.5	4.8	0.9	23－4

第28図　SX1192出土遺物（12）

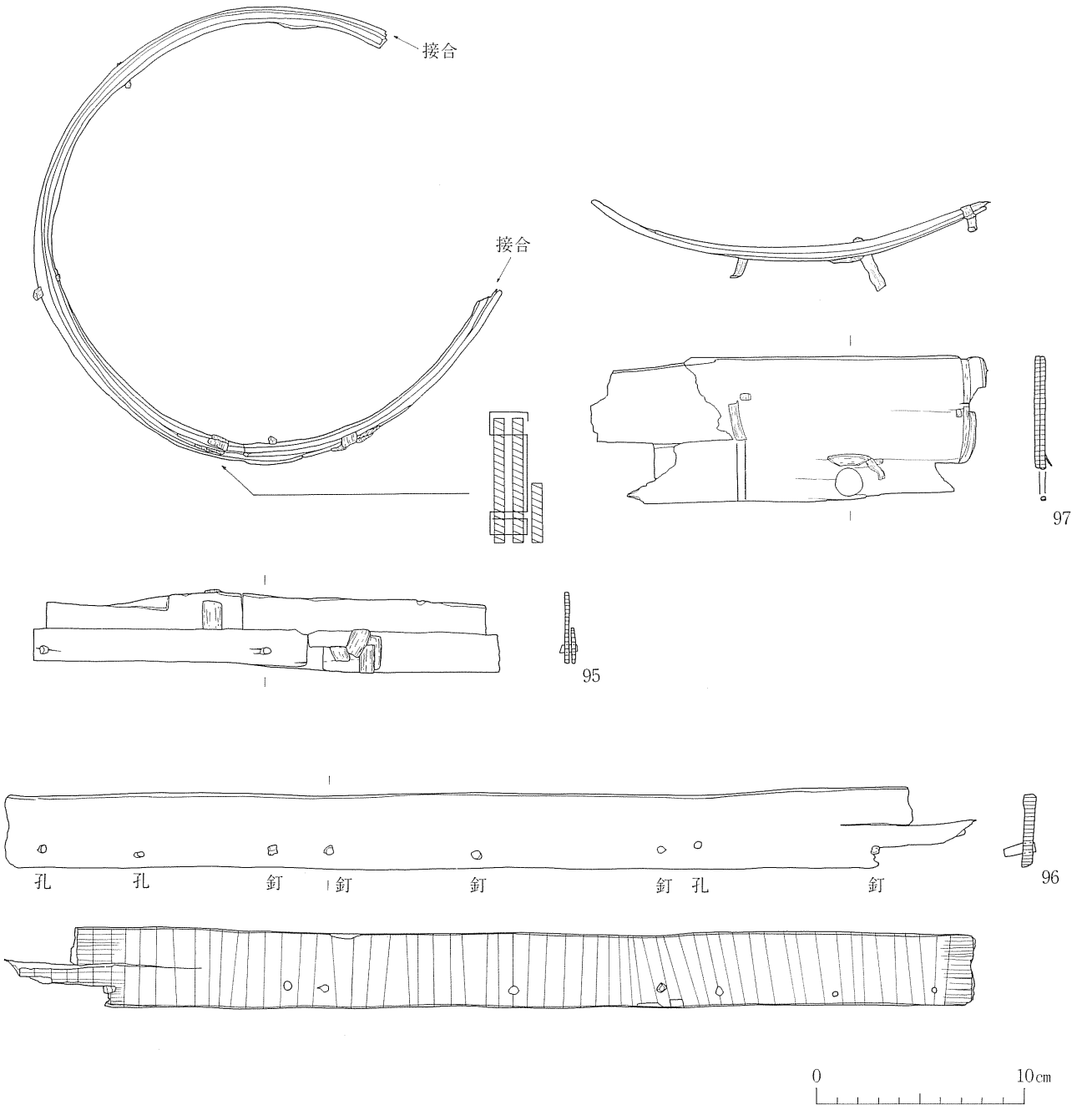

番号	種　別	特　　徴	長さ（cm）	幅（cm）	厚さ（cm）	図　版
95	曲物・側板	釘が4箇所にあり、折れているが両端は接合する。	径17.0	4.0	0.5	23－5
96	曲物・側板	釘が5箇所に残り、釘孔が3箇所にある。	46.8	4.0	0.6	
97	曲物・側板	下部に径1.3cmの孔。柄杓の側板か。	19.1	7.0	0.6	23－6

第29図　SX1192出土遺物（13）

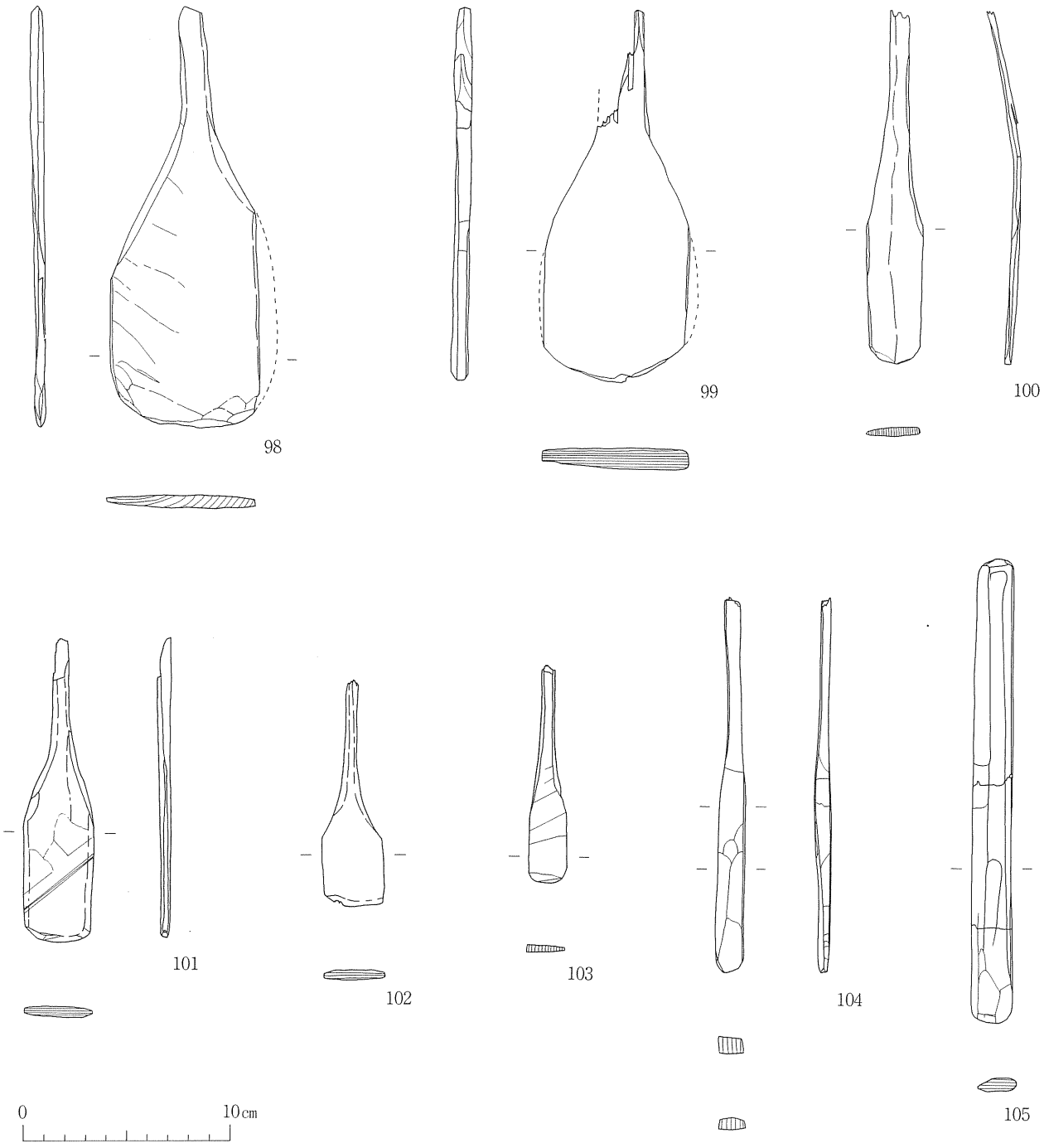

番号	種　別	特　　徴	長さ（cm）	幅（cm）	厚さ（cm）	図　版
98	箆	身は幅広く、柄は細長い。	20.3	7.3	0.6	24－1
99	箆	身は幅広く、柄は細長く折損している。	17.9	7.0	1.0	24－2
100	箆	身は細長く、断面形は扁平な五角形。柄が折れ曲がっている。	17.0	2.7	0.4	24－3
101	箆	身は細長く、柄は折損している。	14.7	3.3	0.5	24－4
102	箆	身は細長く、柄は折損している。	11.0	2.9	0.4	24－5
103	箆	身は細長く、柄は折損している。	10.5	1.8	0.3	24－6
104	箆	身は細長く、削りが明瞭。	18.2	0.8	1.4	24－7
105	箆	身と柄の区別がなく細長い、両面・先端に削り。	22.5	2.0	0.7	24－8

第30図　SX1192出土遺物（14）

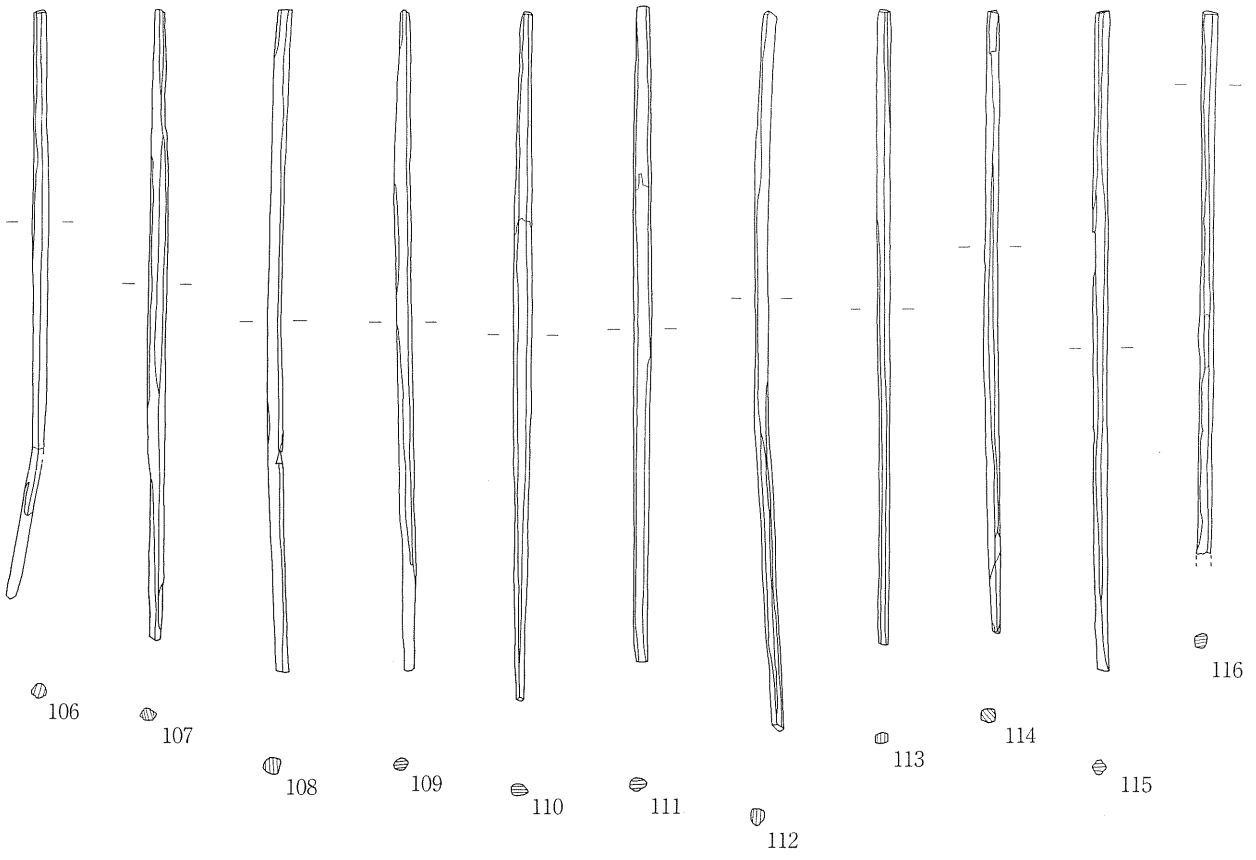

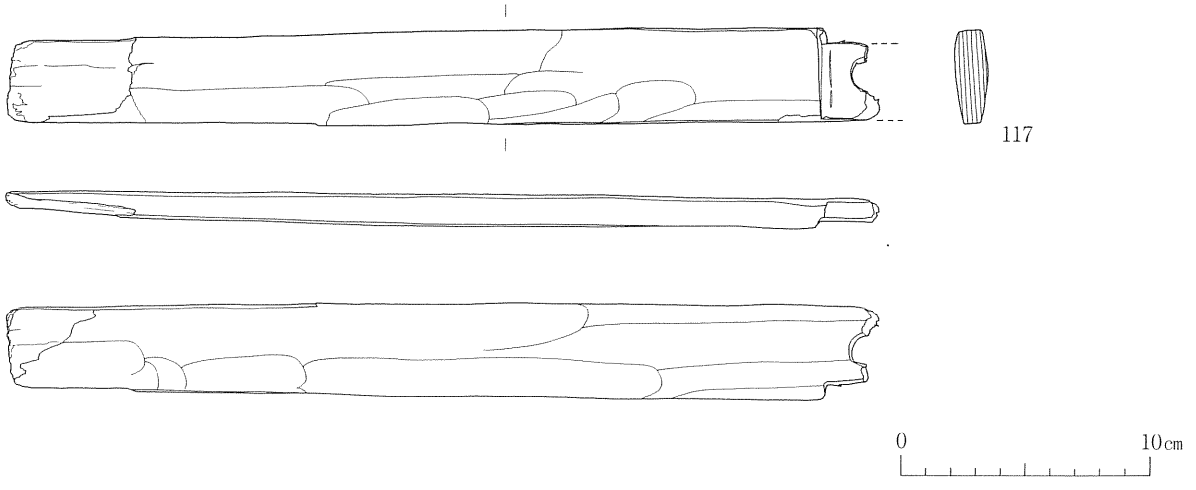

番号	種　別	特　　徴	長さ（cm）	幅（cm）	厚さ（cm）	図　版
106	箸	周囲を縦に削り調整、断面形は多角形。先端部が折れている。	23.6	0.6	0.6	25－1
107	箸	周囲を縦に削り調整、断面形は多角形。	25.3	0.7	0.5	25－1
108	箸	周囲を縦に削り調整、断面形は多角形。	26.5	0.7	0.7	25－1
109	箸	周囲を縦に削り調整、断面形は多角形。	26.5	0.6	0.5	25－1
110	箸	周囲を縦に削り調整、断面形は多角形。	27.7	0.7	0.5	25－1
111	箸	周囲を縦に削り調整、断面形は多角形。	26.4	0.7	0.5	25－1
112	箸	周囲を縦に削り調整、断面形は多角形。	28.9	0.5	0.7	25－1
113	箸	周囲を縦に削り調整、断面形は多角形。	25.4	0.5	0.4	25－1
114	箸	周囲を縦に削り調整、断面形は多角形。	25.0	0.6	0.6	25－1
115	箸	周囲を縦に削り調整、断面形は多角形。	26.4	0.6	0.6	25－1
116	箸	周囲を縦に削り調整、断面形は多角形。先端部を折損。	21.8	0.6	0.6	25－1
117	把　手	端部を薄くし、径1.3cmの孔をあける。断面形は中央部が厚い。	35.0	4.0	1.4	25－2

第31図　SX1192出土遺物（15）

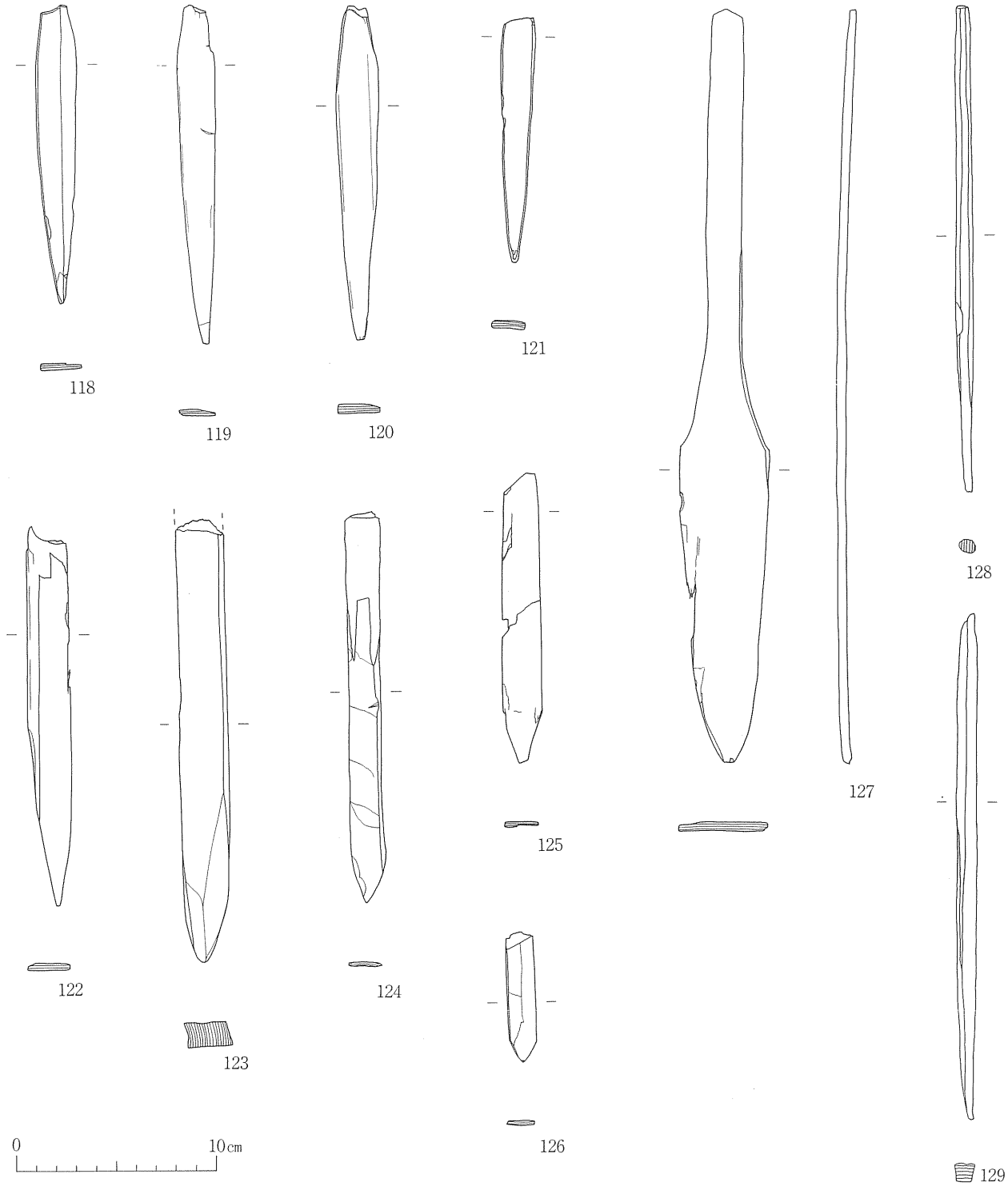

番号	種　別	特　　徴	長さ（cm）	幅（cm）	厚さ（cm）	図　版
118	斎　串	頭部は折損、圭頭状か。	14.9	2.0	0.3	25－3
119	斎　串	頭部は折損、圭頭状か。	16.9	1.9	0.3	25－4
120	斎　串	頭部は折損、圭頭状か。	16.6	2.1	0.5	25－5
121	斎　串	頭部は折損、圭頭状か。	12.7	1.7	0.4	25－6
122	斎　串	頭部は折損、圭頭状か。	19.1	2.2	0.4	25－7
123	串	先端部を鋭く削っている。	22.2	2.4	1.3	25－8
124	串	先端部は剣先状。	19.6	1.6	0.2	25－9
125	串	先端部は剣先状。	14.6	2.0	0.3	25－13
126	串	先端部は剣先状。	6.5	1.4	0.2	25－12
127	串	先端部は剣先状。柄の部分は細く篦状である。	37.7	4.5	0.5	25－14
128	串	縦に割き、断面形は多面形。	24.3	0.9	0.8	25－11
129	串	縦に割き、先端を細く削っている。	25.4	1.0	0.9	25－10

第32図　SX1192出土遺物（16）

これが棒状の柄の先端を通した孔であるとすると、曲物柄杓であろうと推定される。

箆（第30図，図版21－1～8）

98～103は、柄と身の区別が明確なもので、98（図版24－1）・99（図版24－2）は身幅が約8cmある。104（図版24～7）は全体に細身である。105（図版24～8）は柄と身の区別がないが、両面と、特に先端部に削りを施している。

箸（第31図100～116，図版25－1）

折損したものが多数出土したが、両端が残り全長を知り得るものは10本で、その平均長は26.2cmである。

把手（第31図117，図版25－2）

残存するのは一端のみで、端部を薄く加工し、径1.3cmほどの孔をあける。断面は中央が厚くふくらむ。

斎串（第32図118～122，図版25－3～7）

118（図版25－6）～120は頭部を欠くが、圭頭状に加工したと思われる両側からの削りが見られ、下端部を尖らせている。121・122（図版25－7）はこの削りも残らないが、同様に下端が尖る。

串（第32図123～129，図版25－8～10）

細長い板あるいは棒状の先端を細く尖らせている。123（図版25－8）は幾分厚みがあるが、124～127は薄い。125（図版25－13）は箆状で、先端がしだいに細く尖る。128は箸のように全面を丸く加工している。129（図版25－10）は割材の先端を細く削っている。

杭状・棒状・板状製品（第33図130～第35図147，図版26－1～13）

130（図版26－1）は全体に少し湾曲し、断面が略方形で先端は切先状に尖らす。131～133は断面が略方形で、先端を尖らす。131（図版26－2）は上部も両面から削って細くする。134～136は断面が楕円形である。137～144は全体が直線的で、断面が楕円形となるように加工する。139は容器の把手、140・141は柄であろうかと推定される。143（図版26－10）は先端を箆先状に加工する。145～147は全体が直線的で、扁平な板状をなす。147（図版26－13）は一端を両側から細く削る。

木簡状木製品（第36図148・149，図版27－1、2）

148（図版27－1）は薄板の頂部を圭頭状にし、両側から切り込みを入れて先端は尖らし、付札木簡状の形状をなす。149（図版27－2）は頂部は平らで、両側から切り込みを入れている。文字は見られない。

その他の木製品（第36図150～第39図163，図版27－3～29－3）

150（図版27－3）はごく短い柄と三角形の身を有する撥形の製品で、全体に粗い加工を施す。151（図版27－4）は芯持ちの丸太で、一端を扁平に、一端を杭状に尖らせている。152（図版27－5）は桶の側板状に断面が湾曲していて側縁を内径、外形の中心に向かうように加工している。一端に細くなる突起を付ける。153・154は細身の材で、断面は長方形をなし、153（図版27－6）は幅の広い面の一方に削り込みを入れ、他方は斜めに2箇所を浅く削っている。154（図版27－7）は一方のみを削る。

155（図版28－1）は円形で直径6cmあり、断面は台形を呈する。容器の蓋か。156（図版28－2）は薄板の一端にV字状の切り込みを並べる。

157（図版28－3）・158（図版28－5）は上部が平坦で、その下が細くくびれているが、また幅広くなり、しだいに弧を描いて細くなり下端に至る。下端は平坦である。田下駄あるいは組み合わせ鋤の身の未製品か。159（図版28－4）は芯持ちの丸太で、折損しているが、一端を丸く削り、その下に2段に切り欠き溝を入れる。

160（図版28－6）は断面が半円形で、両端を細く尖らす。161（図版29－1）は一辺6cm、長さ9cmの直

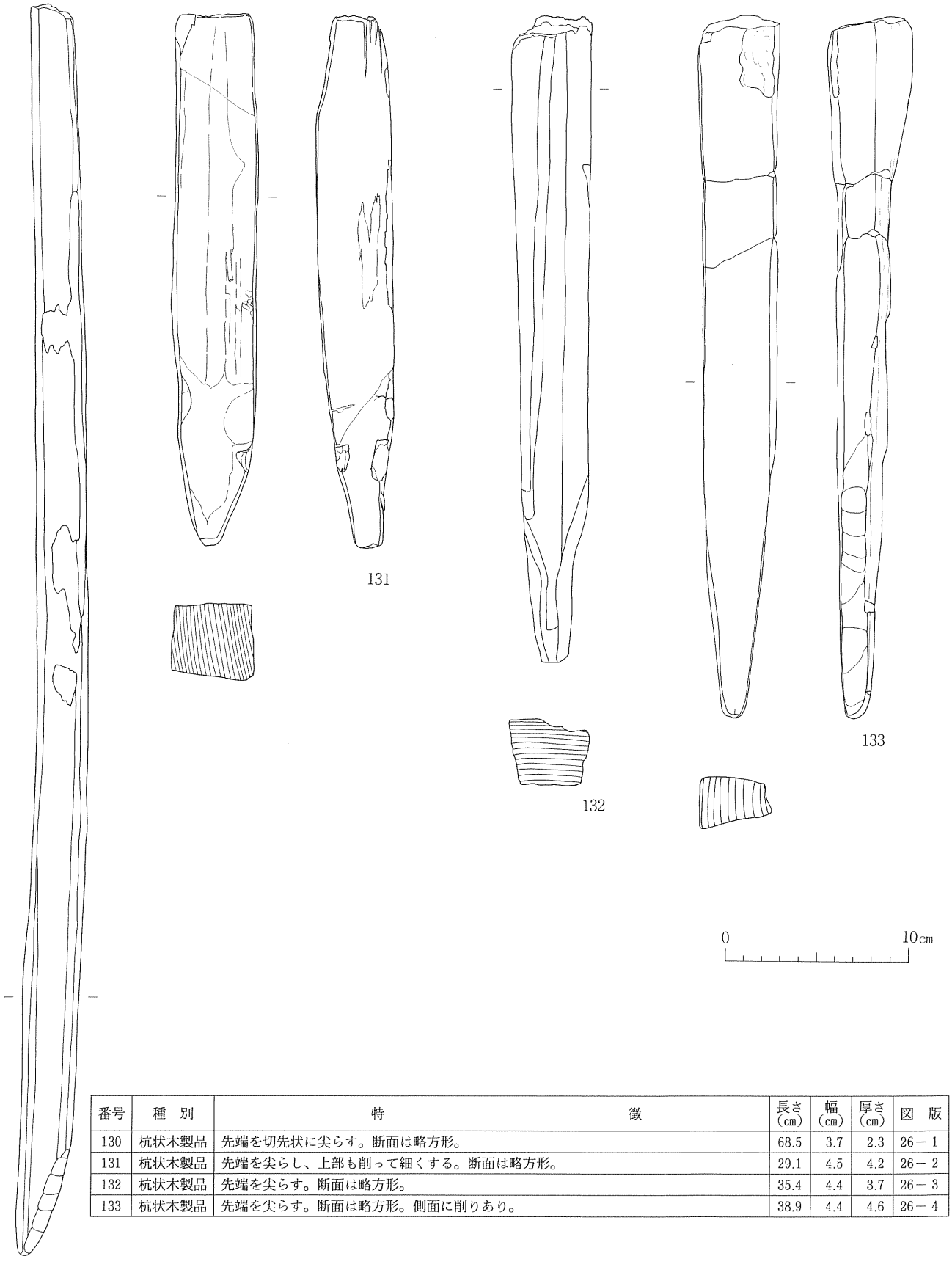

番号	種　別	特　　徴	長さ（cm）	幅（cm）	厚さ（cm）	図　版
130	杭状木製品	先端を切先状に尖らす。断面は略方形。	68.5	3.7	2.3	26－1
131	杭状木製品	先端を尖らし、上部も削って細くする。断面は略方形。	29.1	4.5	4.2	26－2
132	杭状木製品	先端を尖らす。断面は略方形。	35.4	4.4	3.7	26－3
133	杭状木製品	先端を尖らす。断面は略方形。側面に削りあり。	38.9	4.4	4.6	26－4

第33図　SX1192出土遺物（17）

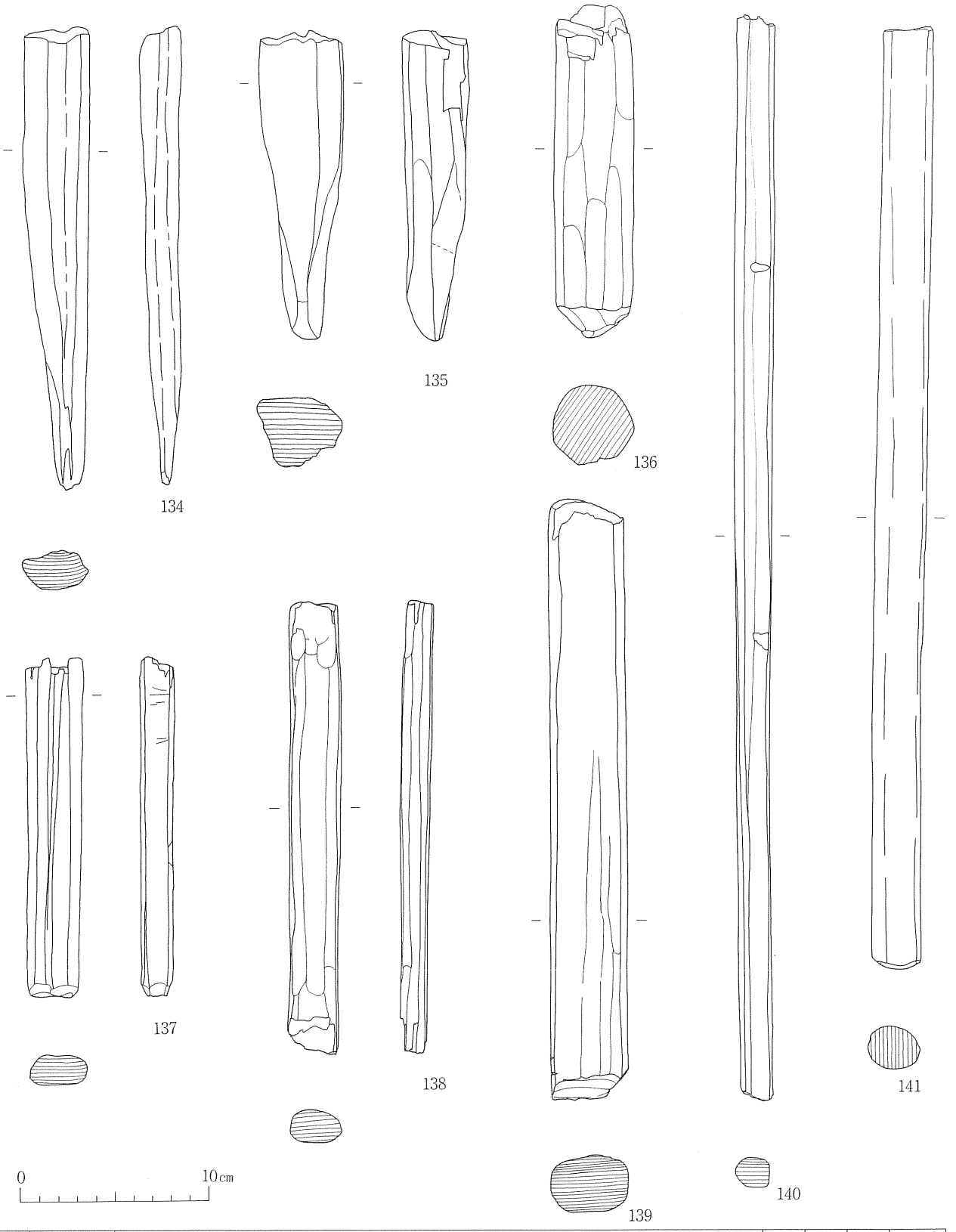

番号	種　別	特　　徴	長さ（cm）	幅（cm）	厚さ（cm）	図　版
134	杭状木製品	先端を尖らす。断面は楕円形。	24.5	3.5	2.1	
135	杭状木製品	先端を尖らす。断面は楕円形。	16.2	4.4	3.6	
136	杭状木製品	先端を尖らす。周囲を縦に削り、断面は楕円形。	17.6	4.3	4.3	26－5
137	棒状木製品	先端部を削る。断面は楕円形。	18.1	3.0	1.7	26－6
138	棒状木製品	周囲を縦に削り、断面は楕円形。	24.6	2.7	1.7	26－7
139	把手か	先端部に三面から切り込みを入れている。断面は楕円形。	32.0	4.2	3.1	
140	柄　か	周囲を縦に削り、断面は楕円形。	57.6	2.1	1.6	26－8
141	柄　か	周囲を縦に削り、断面は楕円形。	50.0	2.3	2.3	

第34図　SX1192出土遺物（18）

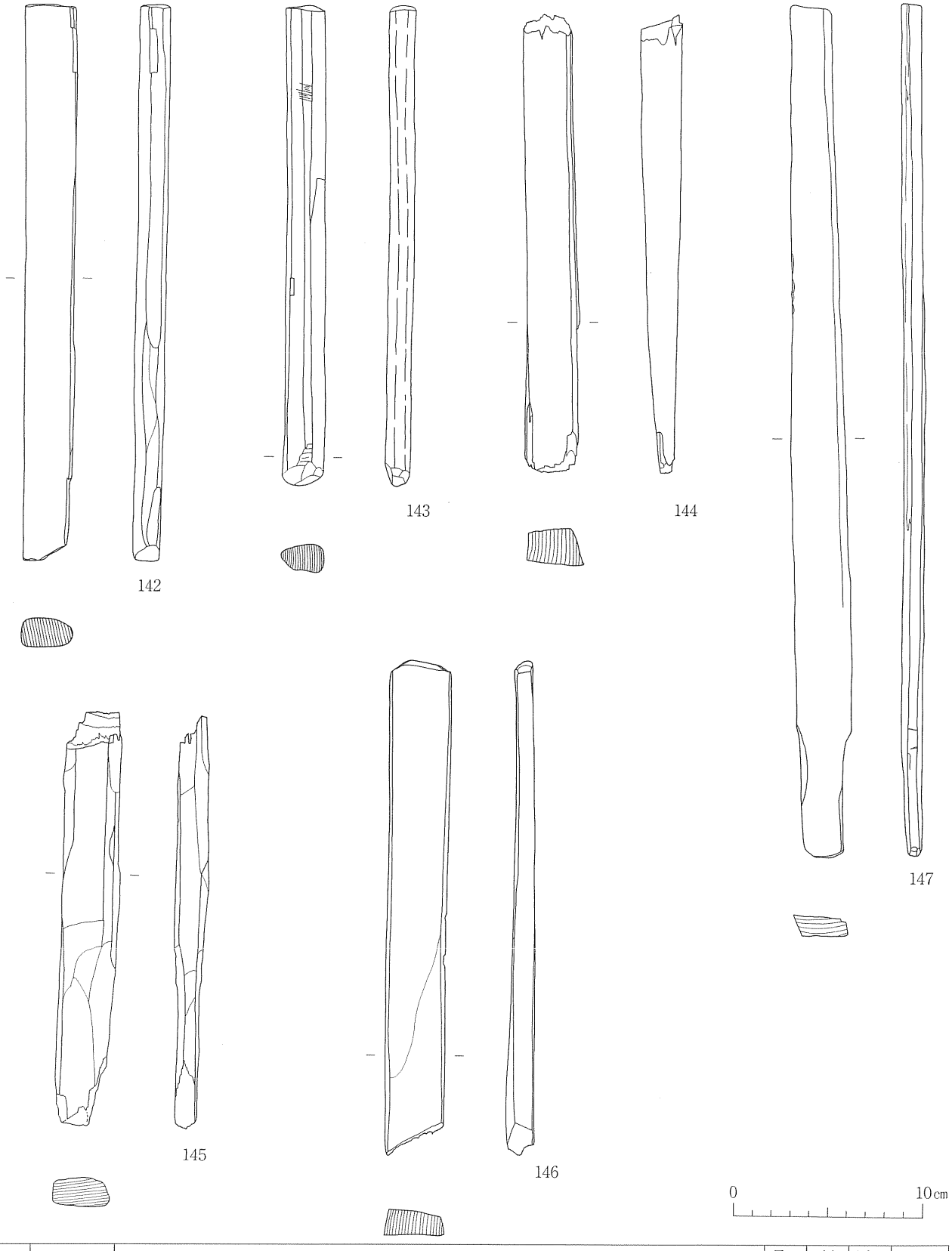

番号	種　別	特　　徴	長さ（cm）	幅（cm）	厚さ（cm）	図　版
142	棒状木製品	側面に削り。	29.5	2.7	1.7	26－9
143	棒状木製品	先端を篦先状に削る。	25.5	2.3	1.5	26－10
144	棒状木製品	両端折損。	24.3	3.0	2.0	
145	板状木製品	両面、側面に削り。	22.1	3.0	1.6	26－11
146	板状木製品	一端を削って頂部を作る。	26.3	3.4	1.4	26－12
147	板状木製品	一端を柄のように細く削る。	45.3	3.0	1.1	26－13

第35図　SX1192出土遺物（19）

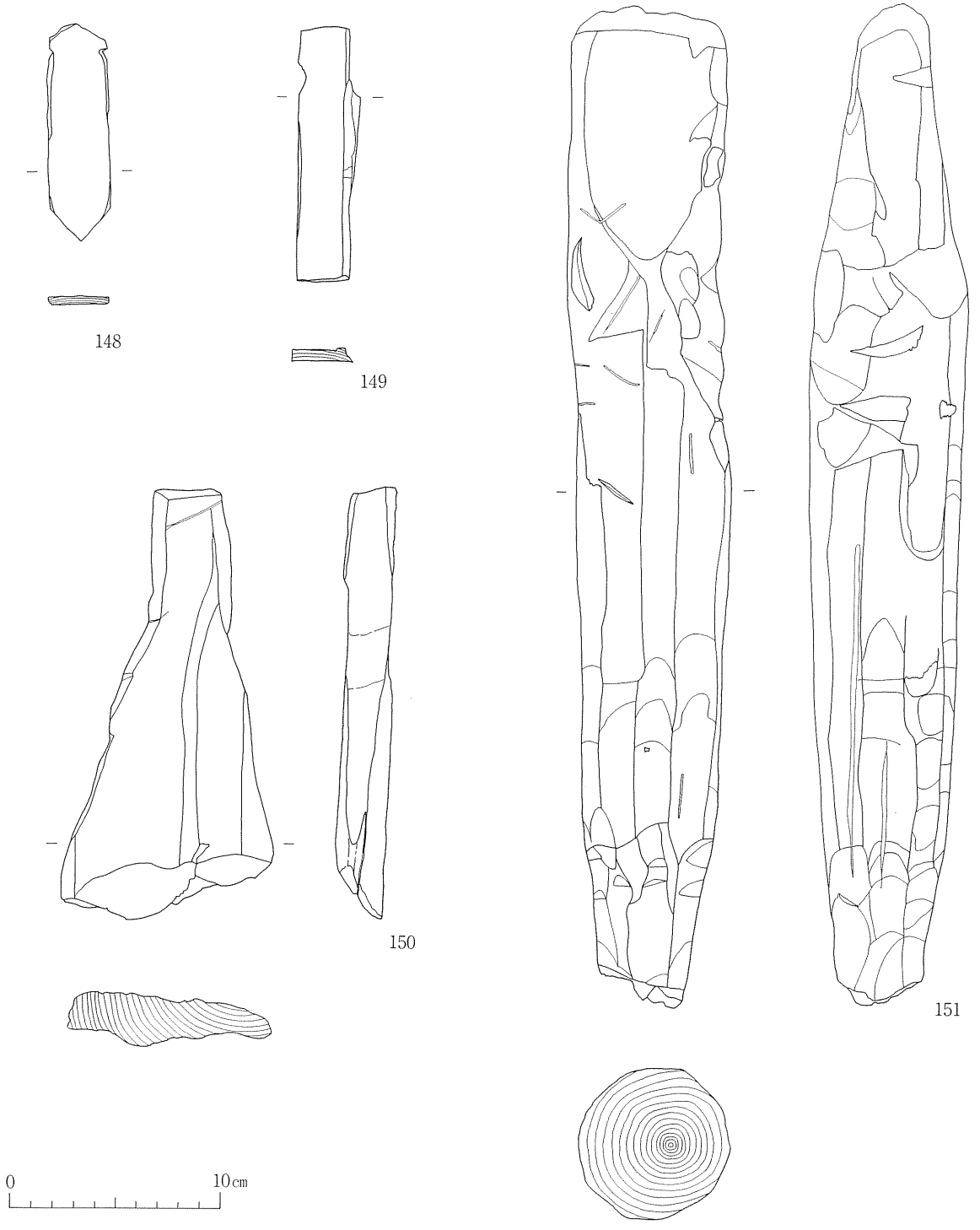

番号	種　別	特　　徴	長さ（cm）	幅（cm）	厚さ（cm）	図　版
148	木簡状木製品	頂部は圭頭状で、両面から切り込みを入れて尖らす。先端部は剣先状。	10.3	2.9	3.5	27－1
149	木簡状木製品	頂部は平らで、両側から切り込みを入れている。先端部は平ら。	12.2	2.9	0.6	27－2
150	不　　明	全体に粗い加工で、先端を片刃状にする。	20.6	9.9	2.4	27－3
151	不　　明	頂部を杭状に先端部を扁平に加工している。全体に粗い削りがある。	47.7	7.3	7.2	27－4

第36図　SX1192出土遺物（20）

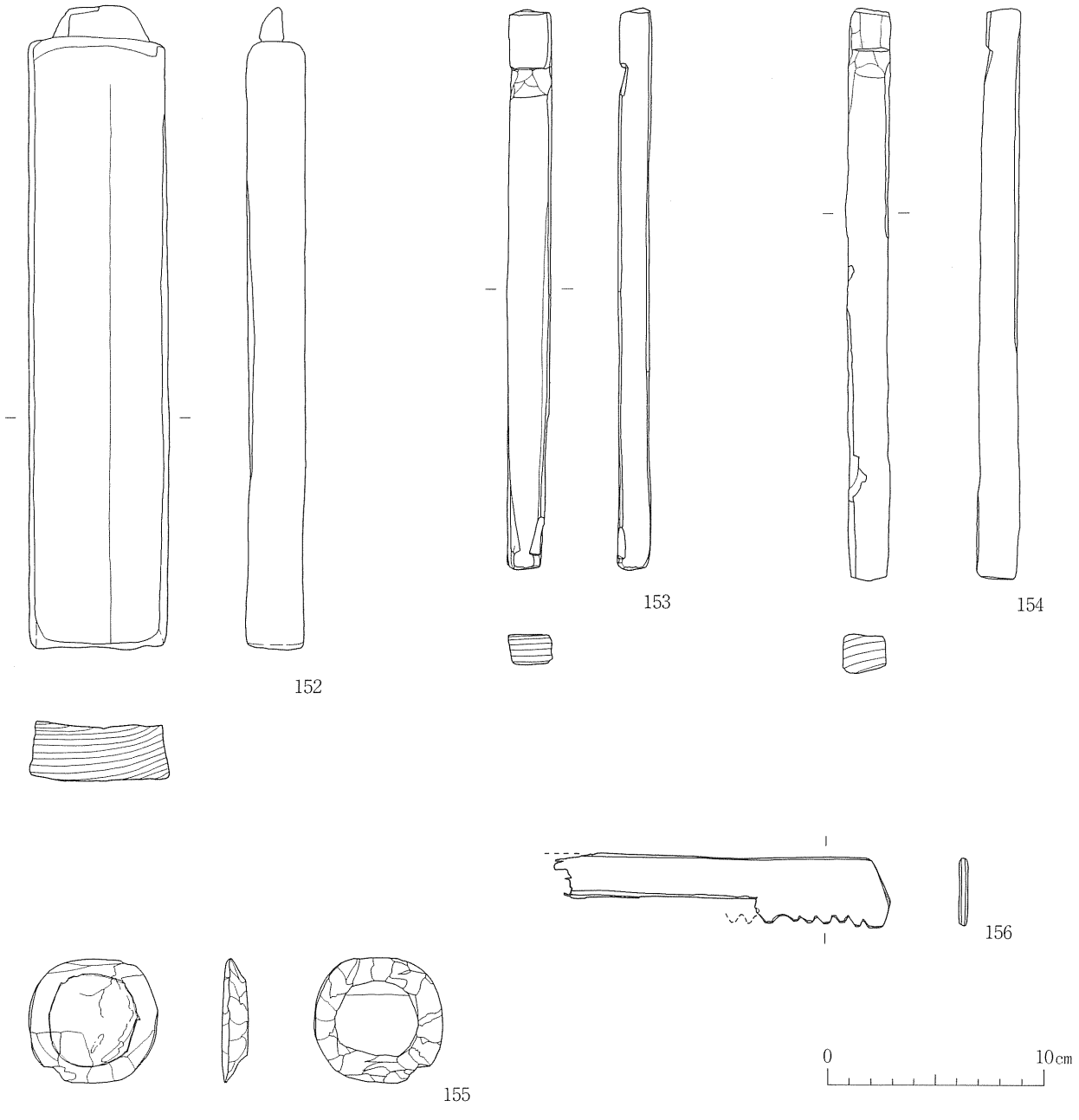

番号	種　別	特　　徴	長さ（cm）	幅（cm）	厚さ（cm）	図　版
152	不　明	桶の側板状に断面が湾曲、一端に突起。	29.7	6.5	2.8	27－5
153	不　明	一方にやや深い幅広の削り、他方に両側から斜めに浅い削り。	25.9	2.0	1.4	27－6
154	不　明	一方に幅広の削り。	27.5	2.0	1.8	27－7
155	不　明	周縁を細かく削り、断面台形。	5.7	6.0	1.2	28－1
156	不　明	細かいＶ字状の切り込みが並ぶ。	15.5	3.2	0.4	28－2

第37図　SX1192出土遺物（21）

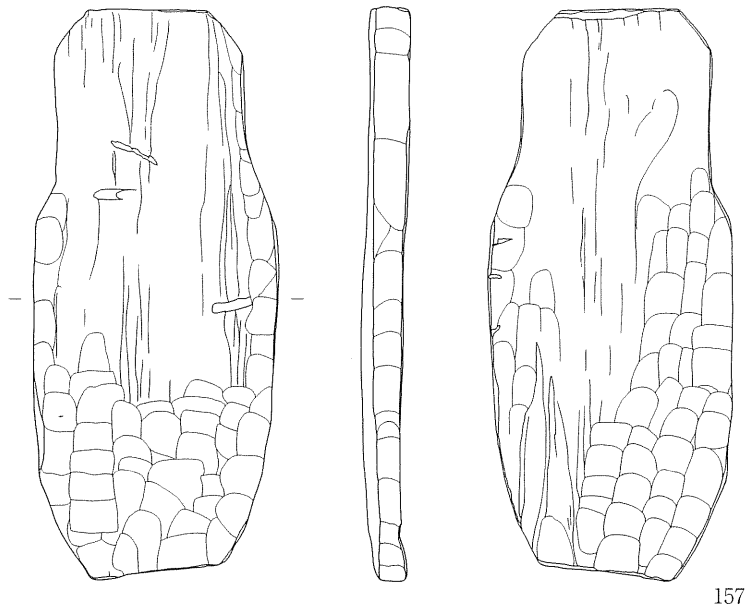

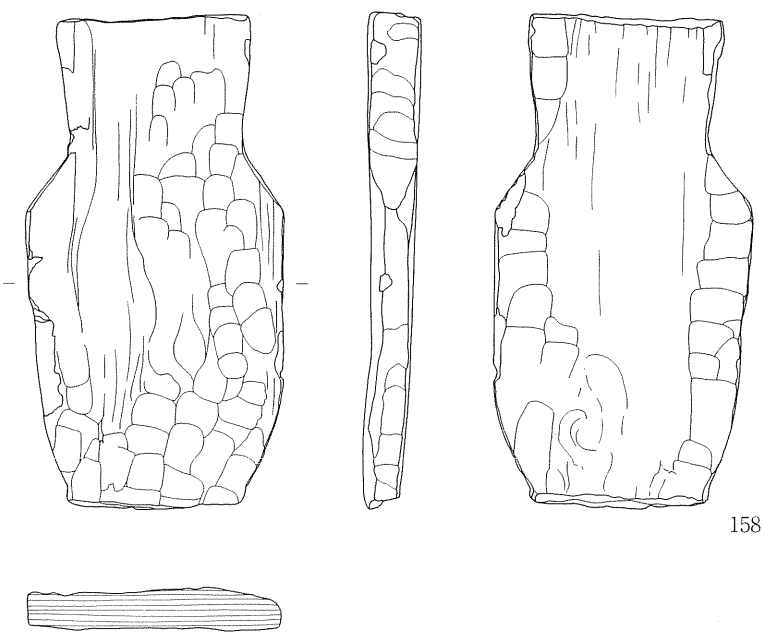

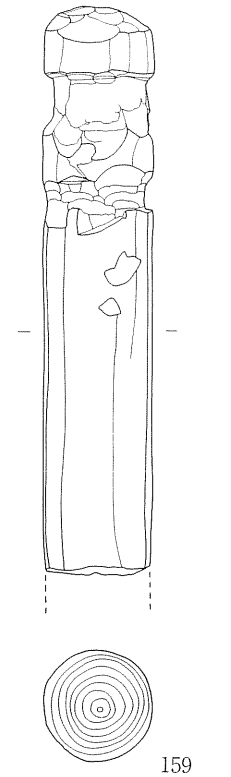

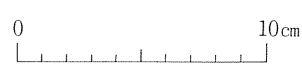

番号	種　別	特　　徴	長さ（cm）	幅（cm）	厚さ（cm）	図　版
157	不　明	板状で一方にくびれ部があり、両端は平坦。	36.7	19.9	4.0	28－3
158	不　明	板状で一方にくびれ部があり、両端は平坦。	40.6	21.0	4.3	28－5
159	不　明	一端が丸く、2条の溝が巡る。	22.8	4.4	4.5	28－4
160	不　明	両端を削り、断面は半円形。	11.3	2.7	1.9	28－6

第38図　SX1192出土遺物（22）

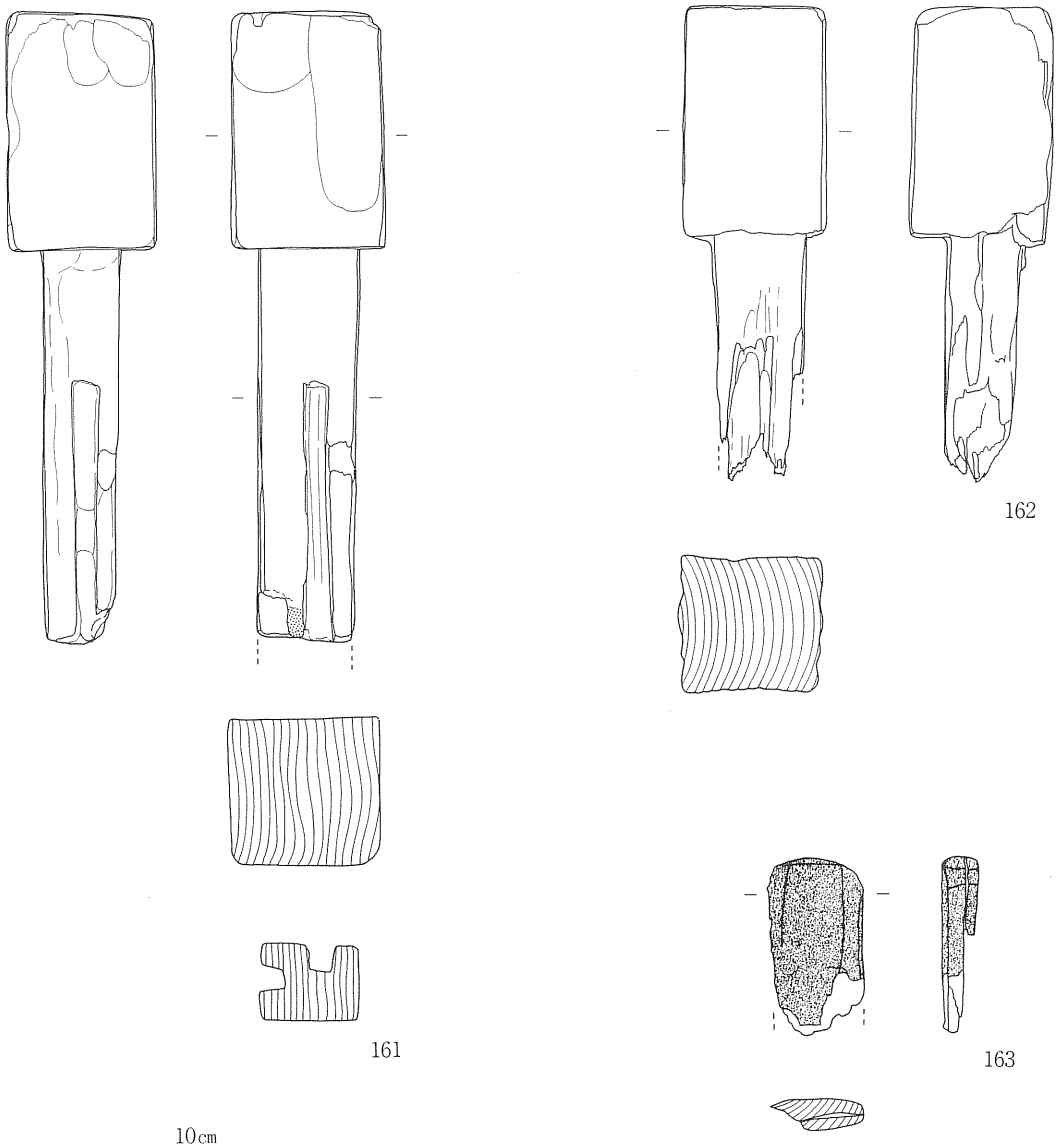

番号	種　別	特　　徴	長さ（cm）	幅（cm）	厚さ（cm）	図　版
161	不　明	直方体の頭部に棒状部分が付き、溝を彫り込む。	25.3	6.0	6.0	29－1
162	不　明	直方体の頭部に棒状部分が付き、溝を彫り込む。	18.8	5.9	5.6	29－2
163	不　明	断面は中央部が厚く、周縁部を平滑に削り、黒漆を塗る。	7.2	3.8	1.3	29－3

第39図　SX1192出土遺物（23）

方体の頭部に全体を細くした棒状の部分が付き、その隣接した二面には溝が彫られる。162（図版29－2）はわずかに小さくなるが、ほぼ同様の形状である。163（図版29－3）は平面径は隅丸の長方形で、断面は中央部が丸く膨らむ。断面および、周縁部を平滑に削り、黒漆を塗っている。

図版32－3は編物で、同一個体である。両面に黒漆を塗るが、裏面は平滑で編み目が見えない。写真左端は上部に端部が残る。厚さ1㎜である。

2　遺構外出土遺物（第40～44図，図版29－4，32－2）

（1）　**須恵器**　第40図164～172は杯で、底部切り離しは170のみが回転糸切り、他は回転ヘラ切りによる。164～167は外郭北門の整地層からの出土で共伴資料である。164・167は底部から幾分急角度で立ち上

164

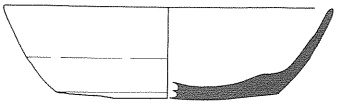
165

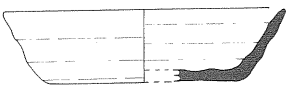
166

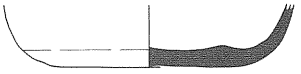
167

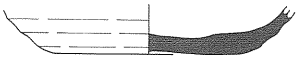
168

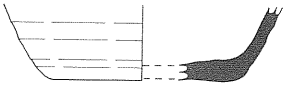
169

171

172

173

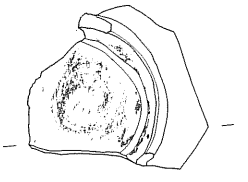

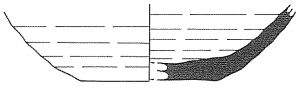
170

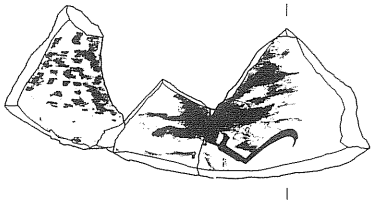

174

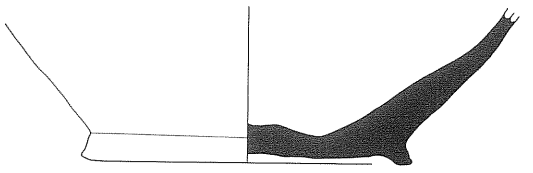
175

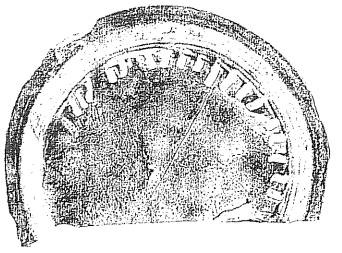

0　10cm

番号	種　別	器形	出土地・層位	特　　徴	口径(cm)	底径(cm)	器高(cm)	底径指数	高径指数	外傾度	図　版
164	須恵器	杯	ＭＪ09Ａ期角材列西の整地層	外面：ロクロナデ→回転ヘラ切り　内面：ロクロナデ	12.4	8.3	3.1	0.70	25.0	18°	
165	須恵器	杯	ＭＪ09Ａ期角材列西の整地層	外面：ロクロナデ→回転ヘラ切り　内面：ロクロナデ	13.2	9.0	3.7	0.70	28.0	25°	
166	須恵器	杯	ＭＪ08・09整地層	外面：ロクロナデ→回転ヘラ切り　内面：ロクロナデ	11.3	7.7	3.9	0.68	34.5	24°	
167	須恵器	杯	ＭＪ09Ａ期角材列西の整地層	外面：ロクロナデ→回転ヘラ切り、底部に墨書「井口」 内面：ロクロナデ		7.8					29－4
168	須恵器	杯	ＭＪ09火山灰下	外面：ロクロナデ→回転ヘラ切り　内面：ロクロナデ		7.4					
169	須恵器	杯	ＭＭ03火山灰下整地層	外面：ロクロナデ→回転ヘラ切り、底部に漆付着 内面：ロクロナデ		7.4					
170	須恵器	杯	ＮＣ80・2層	外面：ロクロナデ→回転糸切り　内面：ロクロナデ		5.6					
171	須恵器	杯	ＭＪ08整地層	外面：ロクロナデ→回転ヘラ切り、底部に墨書「少」カ 内面：ロクロナデ							29－5
172	須恵器	杯	ＭＭ98・2層	外面：ロクロナデ→回転ヘラ切り、底部に墨痕あり 内面：ロクロナデ							
173	須恵器	高台付杯	ＭＬ04Ｄ期整地層	外面：ロクロナデ→回転ヘラ切り、底部全体に墨付着 内面：ロクロナデ							29－6
174	須恵器	壺	ＭＬ04火山灰下整地層	外面：ロクロナデ→切り離し不明 内面：ロクロナデ、墨書「□」、全体に墨付着							29－7
175	須恵器	壺	ＭＪ03火山灰直下	底面に棒状工具による放射状痕跡		高台形13.2	高台高1.0				

第40図　遺構外出土遺物（1）

176

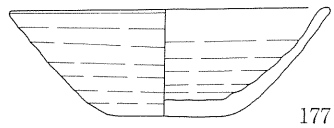
177

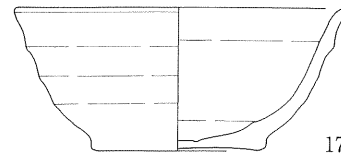
178

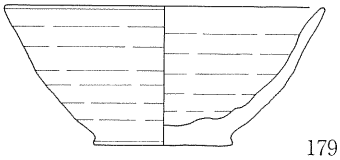
179

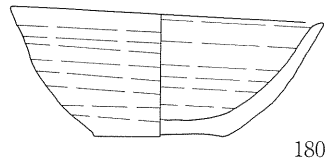
180

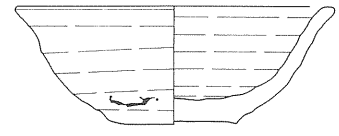
181

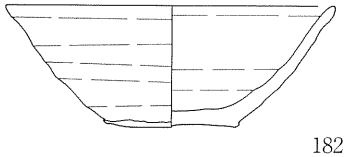
182

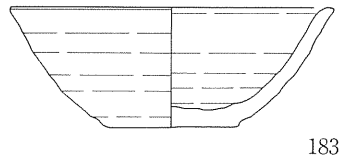
183

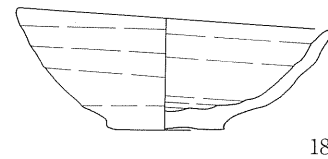
184

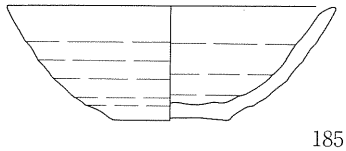
185

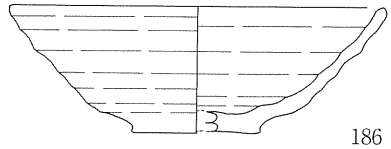
186

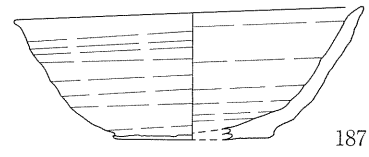
187

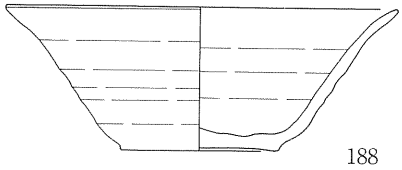
188

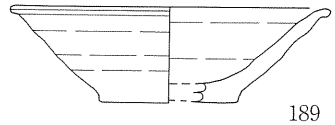
189

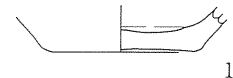
190

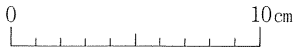

番号	種　別	器形	出土地・層位	特　　徴	口径(cm)	底径(cm)	器高(cm)	底径指数	高径指数	外傾度	図　版
176	土師器	杯	MQ86火山灰上	外面：ロクロナデ→回転糸切り、両面に漆付着 内面：ロクロナデ	13.0	5.6	3.8	0.43	29.2	34°	30－1
177	土師器	杯	NA76火山灰下	外面：ロクロナデ→回転糸切り　内面：ロクロナデ	12.9	4.6	4.4	0.36	34.1	36°	30－2
178	土師器	杯	MN04火山灰下	外面：ロクロナデ→回転糸切り、外面全体に煤付着 内面：ロクロナデ	13.2	6.2	5.7	0.47	43.1	23°	
179	土師器	杯	ML03D期整地層	外面：ロクロナデ→回転糸切り　内面：ロクロナデ	13.9	5.6	5.6	0.40	40.3	30°	
180	土師器	杯	MN04火山灰下整地層	外面：ロクロナデ→回転糸切り　内面：ロクロナデ	12.6	5.2	5.2	0.41	41.2	25°	30－3
181	土師器	杯	MN05 2層火山灰上	外面：ロクロナデ→回転糸切り、外面体部に墨痕あり 内面：ロクロナデ	12.8	5.0	4.8	0.39	37.5	31°	30－4
182	土師器	杯	MM05火山灰下整地層	外面：ロクロナデ→回転糸切り　内面：ロクロナデ	13.2	5.0	4.9	0.38	37.1	36°	30－5
183	土師器	杯	ML04火山灰下整地層	外面：ロクロナデ→回転糸切り　内面：ロクロナデ	13.0	5.2	4.9	0.40	37.6	30°	
184	土師器	杯	ML05火山灰下整地層	外面：ロクロナデ→回転糸切り　内面：ロクロナデ	12.6	4.6	4.9	0.37	38.8	27°	30－6
185	土師器	杯	ML03火山灰下整地層	外面：ロクロナデ→回転糸切り　内面：ロクロナデ	13.2	4.6	4.6	0.35	34.8	33°	30－7
186	土師器	杯	ML03火山灰下整地層	外面：ロクロナデ→回転糸切り　内面：ロクロナデ	15.2	5.0	5.1	0.33	33.5	37°	
187	土師器	杯	MN01布掘火山灰上	外面：ロクロナデ→回転糸切り　内面：ロクロナデ	14.0	6.2	5.4	0.44	38.6	28°	30－8
188	土師器	杯	MM04火山灰下整地層	外面：ロクロナデ→回転糸切り、外面全体に黒色物質 内面：ロクロナデ、底面に稲籾圧痕	15.8	6.6	5.8	0.40	36.7	37°	
189	土師器	杯	MM04火山灰下整地層	外面：ロクロナデ→回転糸切り　内面：ロクロナデ	12.8	5.4	3.9	0.42	30.4	41°	
190	土師器	杯	ML03火山灰下整地層	外面：ロクロナデ→回転糸切り、刻線　内面：ロクロナデ		5.8					

第41図　遺構外出土遺物（2）

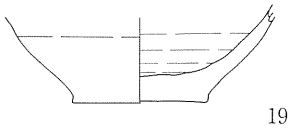
191

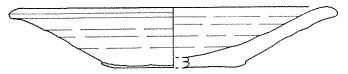
192

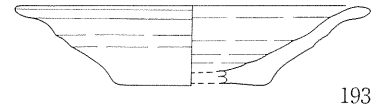
193

194

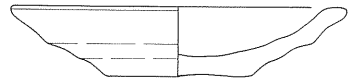
195

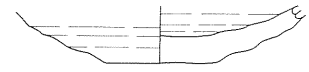
196

197

198

199

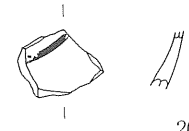
200

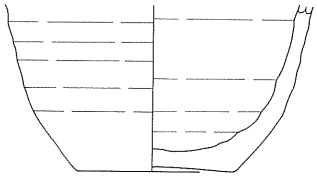
201

202

0　10cm

番号	種　別	器形	出土地・層位	特　　徴	口径(cm)	底径(cm)	器高(cm)	底径指数	高径指数	外頻度	図　版
191	土師器	杯	ＭＬ05火山灰下整地層	外面：ロクロナデ→回転糸切り　内面：ロクロナデ		5.4					
192	土師器	皿	ＭＮ04火山灰下整地層	外面：ロクロナデ→回転糸切り　内面：ロクロナデ	13.1	5.1	2.4	0.40	18.3	62°	
193	土師器	皿	ＭＬ04Ｄ期整地層	外面：ロクロナデ→回転糸切り　内面：ロクロナデ	14.2	6.0	3.1	0.42	21.8	56°	
194	土師器	皿	ＭＮ01布掘火山灰上	外面：ロクロナデ→回転糸切り 内面：ロクロナデ、内面全体に墨付着	14.0	5.2	3.0	0.37	21.4	57°	30－10
195	土師器	皿	ＭＭ04火山灰下整地層	外面：ロクロナデ→回転糸切り　内面：ロクロナデ	13.4	5.8	2.8	0.43	20.8	51°	
196	土師器	皿	ＭＪ03火山灰直下	外面：ロクロナデ→回転糸切り 内面：ロクロナデ、内面に墨付着		4.4					
197	土師器	皿	ＭＭ09　2層	外面：ロクロナデ→回転糸切り　内面：ロクロナデ	9.2	4.3	2.3	0.47	25.0	43°	30－9
198	土師器		ＭＬ05火山灰下整地層	外面：ロクロナデ→回転糸切り、底部に墨書「成」 内面：ロクロナデ		5.0					30－11
199	土師器		ＭＭ04整地層下	外面：ロクロナデ→回転糸切り、体部に墨書「□」 内面：ロクロナデ							30－12
200	土師器		ＭＬ03火山灰下整地層	外面：ロクロナデ、体部に墨書「□」内面：ロクロナデ							30－13
201	土師器	甕	ＭＮ04整地層	外面：ロクロナデ→回転糸切り、両面に煤状物質付着 内面：ロクロナデ		6.5					

番号	種　別	出土地・層位	特　　徴	長さ(cm)	幅(cm)	厚さ(cm)	図　版
202	平　瓦	ＭＬ05火山灰下整地層	凹面：布目痕、凸面：渦巻き叩き目。	11.8	10.5	2.5	30－14

第42図　遺構外出土遺物（3）

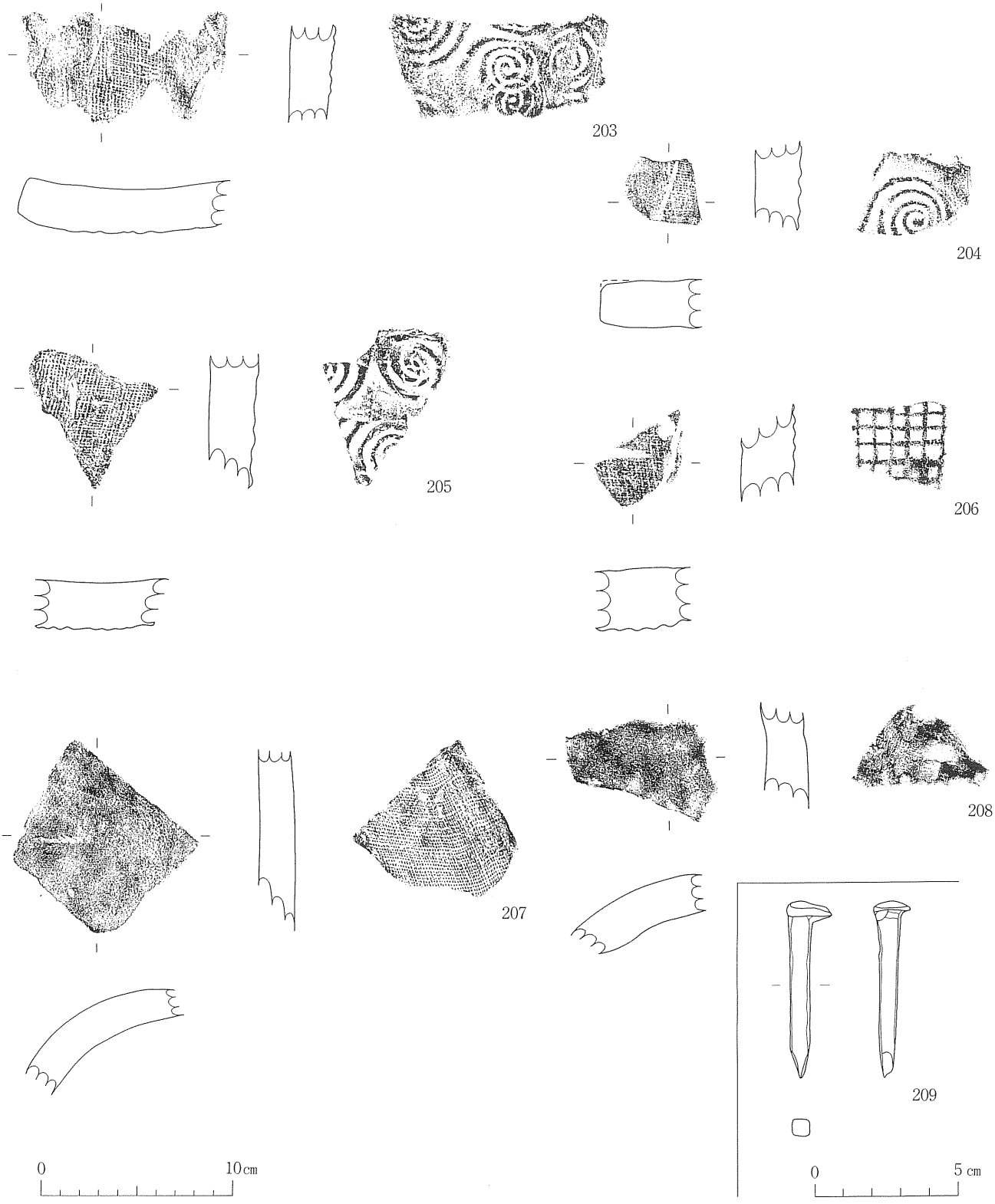

番号	種　別	出土地・層位	特　　徴	長さ (cm)	幅 (cm)	厚さ (cm)	図　版
203	平　瓦	MH07	凹面：布目痕、凸面：渦巻き叩き目。	5.9	11.5	2.2	31－1
204	平　瓦	MH08火山灰下	凹面：布目痕、凸面：渦巻き叩き目。	4.3	4.1	2.5	31－2
205	平　瓦	MH08整地層	凹面：布目痕、凸面：渦巻き叩き目。	7.5	6.7	2.5	31－3
206	平　瓦	MH08 3層黒色土上	凹面：布目痕、凸面：格子叩き目。	4.6	5.1	3.3	31－4
207	丸　瓦	MI09整地層	凸面：無文、凹面：布目痕。	10.0	9.5	1.8	31－5
208	丸　瓦	MT08　2層	凸面：無文、凹面：不明。	5.3	8.0	2.5	31－6

番号	種　別	出土地・層位	特　　徴	長さ (cm)	幅 (cm)	厚さ (cm)	図　版
209	鉄　釘	NG66　2層	頭部は平坦、先端が尖る。	6.2	1.6	0.6	31－7

第43図　遺構外出土遺物（4）

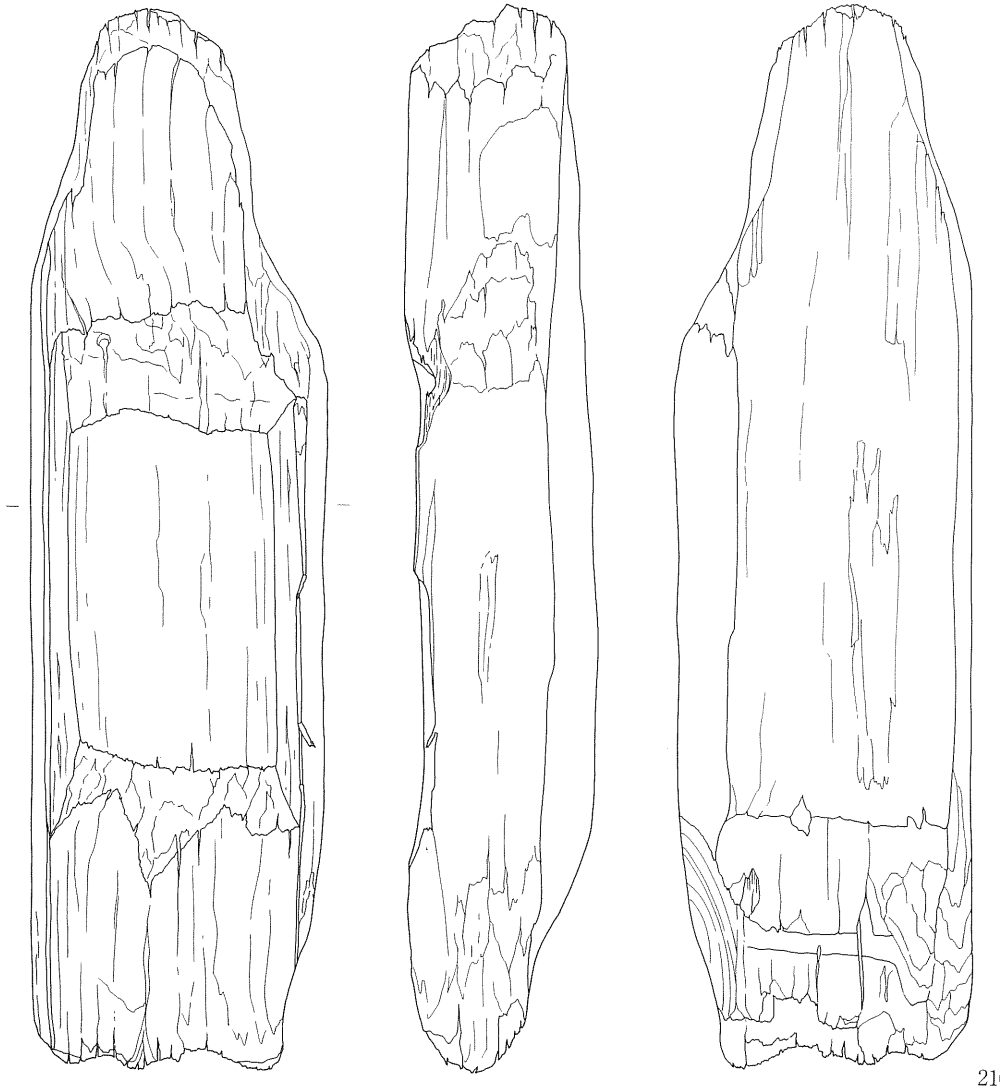

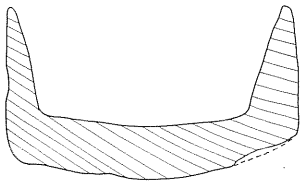

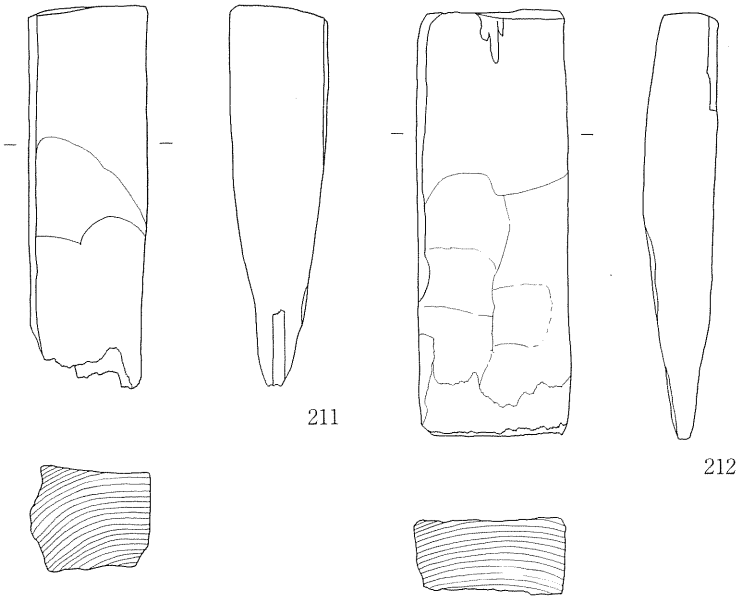

番号	種　別	出土地・層位	特　　徴	長さ（cm）	幅（cm）	厚さ（cm）	図　版
210	舟　形	ＭＬ03整地層上	船首は両側から、船尾は下から削り出す。船槽は平坦。	42.8	11.9	7.7	31－8
211	楔	ＭＭ06Ｄ期整地層	両刃、削り痕明瞭。	15.4	4.8	4.3	32－1
212	楔	ＭＭ06Ｄ期整地層	両刃、削り痕明瞭。	17.2	6.1	3.1	32－2

第44図　遺構外出土遺物（５）

がる。165は底面にやや丸みがあり、底部と体部の境が稜線をなし、体部がごくわずかに内湾ぎみとなる。167（図版29－4）は底面に「井口」の墨書がある。171（図版29－5）には底面に「少」かと思われる墨書のほか、墨痕も見られる。172にもごくわずかに墨痕がある。173（図版29－6）は高台付杯で、底面全体に墨が付着している。174（図版29－7）は壷の体部で、内面に墨が付着するほか文字も見られる。175は壷の下部で、底面に棒状工具による放射状の痕跡がある。

（2） **土師器**　176～191は底部切り離しが回転糸切りで無調整の杯である。176（図版30－1）・177（図版30－2）を除き、櫓状建物付近からの出土である。176は内外両面全体に漆が付着している。176～187は体部が幾分丸く膨らみ、口縁部が少し外反するが188・189の体部は直線的である。188は外面全体に黒色の物質が付着するほか、漆も少し見られる。190は底面に刻線が1条ある。192～197は皿である。198～200は器形は不明であるが、198（図版30－11）の底面に「成」の墨書、199（図版30－12）・200（図版30－13）も体部に墨痕がある。201はロクロ成形の甕で、底部切り離しは回転糸切りによる。

（3） **瓦**　202～206は平瓦で、202～205は凹面に布目痕、凸面に渦巻き叩き目がある。小口面にヘラケズリ調整を施している。202（図版30－14）の凸面には格子叩き目も見られる。206（図版31－4）は格子叩き目である。207（図版31－5）・208（図版31－6）は丸瓦で、凸面は無文、凹面には布目痕がある。208は凸面は無文で、凹面の痕跡は定かでない。202・206・208は外郭北門の整地層から出土した。

（4） **鉄製品**　209（図版31－7）は頭部が平坦で「丁」字状をなし、先端が尖る。

（5） **木製品**　210（図版31－8）は長さ42.8cm、幅11.9cmあり、大型の舟形かと思われる。船首は両側から細く削り、船尾は下から削り出して方形に作る。船槽の大きさは船底で長さ14cm、幅8.5cm、深さ5cmで、ほぼ平らである。ＳＢ1189南西隅柱付近から出土した。211（図版32－1）・212（図版32－2）は楔で、一端を両面から削って斧頭状にしている。

第3節　小　　結

（1）角材列について

残存する角材は、ほとんどＡ期とＤ期のみでＢ期がごくわずか、Ｃ期は全く残っていなかった。昨年の調査区でもそうであったが、Ｃ・Ｄ期角材列を構築する際にそれぞれ前時期の角材を抜き上げて基部を固定するために利用したことによる。調査区全体が軟弱な泥炭層からなる今回の調査区では、布掘り内に横木として使用するだけでなく、杭状に加工して角材の根元に打ち込む様子が新たに見られた。

外郭北門に近い八の字形部分に至るまで、これまでの認識どおり4期の造営があることが確かめられた。この位置ではＡ・Ｂ期の角材列とＣ・Ｄ期の角材列がそれぞれ密接し、その間に距離があってＢ期角材列からＣ期角材列に建て替える際に角材列の位置を大きく南に移動している。これは第2次調査の外郭北門に2時期があり、新しい門（ＳＢ01）は古い門（ＳＢ02）の南に移動して建てているとの認識に符号[註1]する。

第2次調査のＳＢ01に取り付く角材列（ＳＡ01）は今回の調査のＤ期角材列であることが明確であるから、ＳＢ01はＤ期の門である。しかし、ＳＢ02に取りつくとされた角材列ＳＡ03は今回の調査のＡ期角材列であるが、図を見るとＳＢ02の柱には必ずしも取り付いていない。このことから第2次調査でＳＢ02とした門はＢ期の門で、その下にＡ期の門があり、同様にＤ期のＳＢ01の下にはＣ期の門があるのではないかと推定される。Ａ～Ｄ4期の角材列にそれぞれ対応して北門にもＡ～Ｄ4期があるはずで、その前提に立って外郭北門の再調査が必要である。

木道に使用した材木や、倒壊したと見られるD期角材に貫穴のあるものが検出された。B期以降と考えられるSX1180木道に2本、D期のSX1190木道に3本、倒壊したD期角材に1本である。一辺25～30cmのスギ角材であること、貫穴があること、昭和5年の文部省調査[註2]で、倒壊したと見られる角材に12尺の長さのものがあり、これにも貫穴があるものが検出されていることなどから、これらの角材は建物の部材と見るよりは、柵木であろうと考えられる。貫穴はいずれも端から1.0～1.2mの位置に、縦30～40cm、横10cmほどの大きさにあけられており、倒壊状況や材の腐食の度合いから貫穴のある方が角材の上部である。

SX1190木道に使用した角材のうち1本は長さ4.60mあり、両端が残存しているので、これが柵木の全長である。上端は腐食が著しいが、目渡孔のほかの加工痕は見られず、笠木等、屋根構造の有無は不明である。

柵木を埋設する布掘りは、外郭北門へ向かう八の字形部分のC期角材列に約1mの深さがある。また、外柵の場合、これまでに調査した遺存状態の良好な地点で80cm、あるいは95cmの深さがあることが知られ、その深さは約1m前後と考えてよい。区画施設としての材木塀は、布掘り内の地下部分の長さを1mとすると、地上部分の高さは3.6m、上から1.0～1.2mの位置に貫穴を設けて貫を通し、楔を使用して各々の材を横方向に連結固定していたと推定される。外郭線は材木塀と築地土塀とが連続する構造であるので、築地土塀の高さもこれと大きくは異ならないであろう。

（2）櫓状建物について

一昨年の第99次調査で検出されたSB1096櫓状建物は、角材列と同様に4期の造営があったが、今回は全7期にわたる建物が検出された。各時期の建物をA～D4期の角材列に対応させると、まずSB1188D建物は、火山灰を掘り込んでいるのでD期角材列に対応することが明確である。残る6期のうち、角材列の内側に構築されるSB1189A・Bが最も古い建物であるのでこれをA期、角材列をまたぐ形に変わり、桁行が3期となるSB1188－1・2建物がB期、これを切るSB1188BとSB1188Cがほぼ同一規模であるので、これらがC期にそれぞれ対応すると推定される（第3表）。

最大径40cmの柱を用いていることや、桁行3間となる建物もあること、造営回数の多さは軟弱地盤であるためか、あるいは外郭北門の重要性によるのであろうか。また、これまでと異なるのは、最も古い建物が角材列の内側に造られる点である。外郭東門の西側[註3]、外郭西門の南北両側[註4]、外郭南門の東西両側[註5]で古い時期の柱列と見なされて来た遺構があるが、これらが建物にならないか見直す必要がある。

外郭東門と外郭北門の間における櫓状建物の配置状況が明かになった（第45図）。昨年の第103次調査で検出したSB1144櫓状建物はD期1時期のみで、A～C期には存在しなかったことも明確となった。このD期のSB1144建物を除くと、A～C期では今回の櫓状建物と一昨年のSB1096櫓状建物との距離は約230mである。D期すなわち10世紀中葉頃になって両者の間に新に櫓状建物が配置されたことになり、外郭線北部では防御機能が幾分強化されたと言えよう。

（3）木道について

SX1180は、昨年の調査段階で湿地状態の角材列内部を歩行しやすくするための施設かと推定していたが、今回の調査によりスギ角材を使用した幅約1mの木道と考えられた。この他、外郭北門と櫓状建物との間にも、両者を結ぶ木道が設けられており、いずれも泥炭地の軟弱地盤に対処するための施設であろう。門と櫓、櫓相互の間の通路の位置が明確になったことになる。

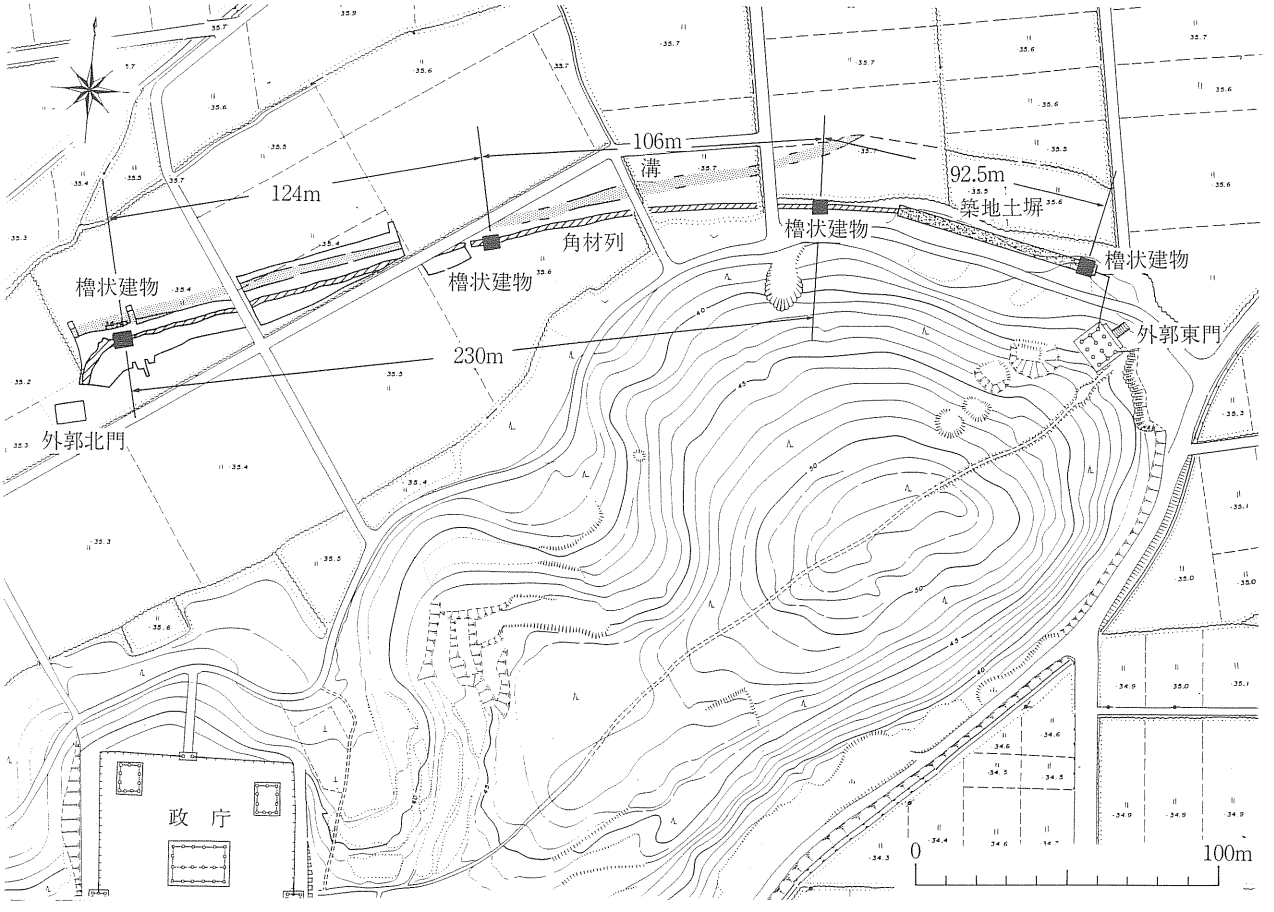

第45図　角材列・築地土塀・溝・櫓状建物の位置模式図

（4）ＳＸ1192について

この遺構は、櫓状建物を構築する前に泥炭層上に施した整地層の下にあり、創建段階の中でも最も古い遺構である。櫓状建物構築予定地の水はけを意図したものであろう。その後、不要となった木製品や廃材などを一時期に投棄した上に、これを覆いながら溝内に落ち込む整地層を施し、最初の櫓状建物であるＳＢ1189Ａを構築した。この遺構内の木簡、木製品、木片および堆積土の状態がＳＢ1189Ａ建物の柱掘形のそれと共通することや、この遺構から出土した須恵器杯の破片が、整地層およびＳＢ1189 櫓状建物の南西隅柱掘形から出土したものと接合関係にあったことは、これらＳＸ1192、整地層、ＳＢ1189Ａの時間差が、一連の工程上のわずかな時間差であることを示している。出土土器の大半を占める回転ヘラケズリ調整のある土師器杯は９世紀第１四半期～第２四半期の年代に比定されよう。(註６)

外郭南門に取り付く西側石塁の内側にあるＳＸ725 も同時期の遺構で、多くの廃材のほか、木簡、木製品等を投棄し、その上に整地層を施して石塁を構築したものであった。(註７) いずれも門や区画施設の内側にあり、今後、これに類する遺構からの出土遺物、殊に木簡の内容は、払田柵の創建時における人や物の動きを知るための大きな手掛かりとなろう。木簡は 1930（昭和５）年の発見以来、計 82 点となった。

（5）十和田ａ火山灰の降下年代について

年輪年代測定により、今回初めてＤ期角材の年代が西暦 917 年以降と判明した。最外年輪のないＢタイプの試料であるので、917 年にプラスされる年代幅は不明である。Ｄ期角材列の正確な建立年代は今後のＡタイプ試料の測定によらねばならない。

十和田ａ火山灰は西暦 907 年の年代値が出されているＣ期角材列の存立期間中に降下し、Ｄ期角材列がそ

の火山灰層を切って構築される。すなわち、十和田a火山灰の降下年代は、角材列の年輪年代測定による限り、西暦907年以降、917＋アルファ年以前である。D期角材列の年代が確定するならば、推定される降下年代の上限と下限を、角材列の年輪年代測定で押さえることが可能となろう。

註1　払田柵跡調査事務所年報1974『払田柵跡－昭和49年度発掘調査概要－』1975（昭和50）年
註2　文部省『史蹟精査報告　第三』1938（昭和13）年
註3　第61次調査　払田柵跡調査事務所年報1985『払田柵跡－第60～64次調査概要－』1986（昭和61）年
註4　a第81次調査　払田柵跡調査事務所年報1989『払田柵跡－第79～83次調査概要－』1990（平成2）年
　　b第85次調査　払田柵跡調査事務所年報1990『払田柵跡－第84～87次調査概要－』1991（平成3）年
註5　a第65次調査　払田柵跡調査事務所年報1986『払田柵跡－第65～67次調査概要－』1987（昭和62）年
　　b第74次調査　払田柵跡調査事務所年報1988『払田柵跡－第74～78次調査概要－』1989（平成元）年
註6　a第7次調査で嘉祥2（849）年銘木簡と伴出。
　　b小松正夫「秋田城とその周辺地域の土器様相（試案）」『第18回古代城柵官衙遺跡検討会特集シンポジウム北日本における律令期の土器様相』古代城柵官衙遺跡検討会　1993（平成5）年
註7　註5aに同じ。

第3表　遺構の変遷

創建期	外郭線A期	外郭線B期	外郭線C期	外郭線D期
SX1192				
角材列	SA1100A	SA1100B	SA1100C	SA1100D
櫓状建物	SB1189A・B	SB1188A－1・2	SB1188B・C	SB1188D
木道	SX1191			
		SX1180 →		
				SX1190
溝	⋯→			
				火山灰降下

第4章　第108次調査

第1節　調査経過

調査は外郭低地での建物等の検出を目的として、第107次調査と併行しながら8月19日から表土剥ぎを開始した。

順次北から南へ向かって調査区を拡げて行ったが、火山灰層の下の泥炭層まで掘り下げてもごく少量の土器片が出土したのみであった。

遺構は全く存在しないことが明かとなり、9月4日に掘り下げを終え、11日までに調査範囲の写真撮影と平面実測、土層断面の実測を行って調査を終了した。

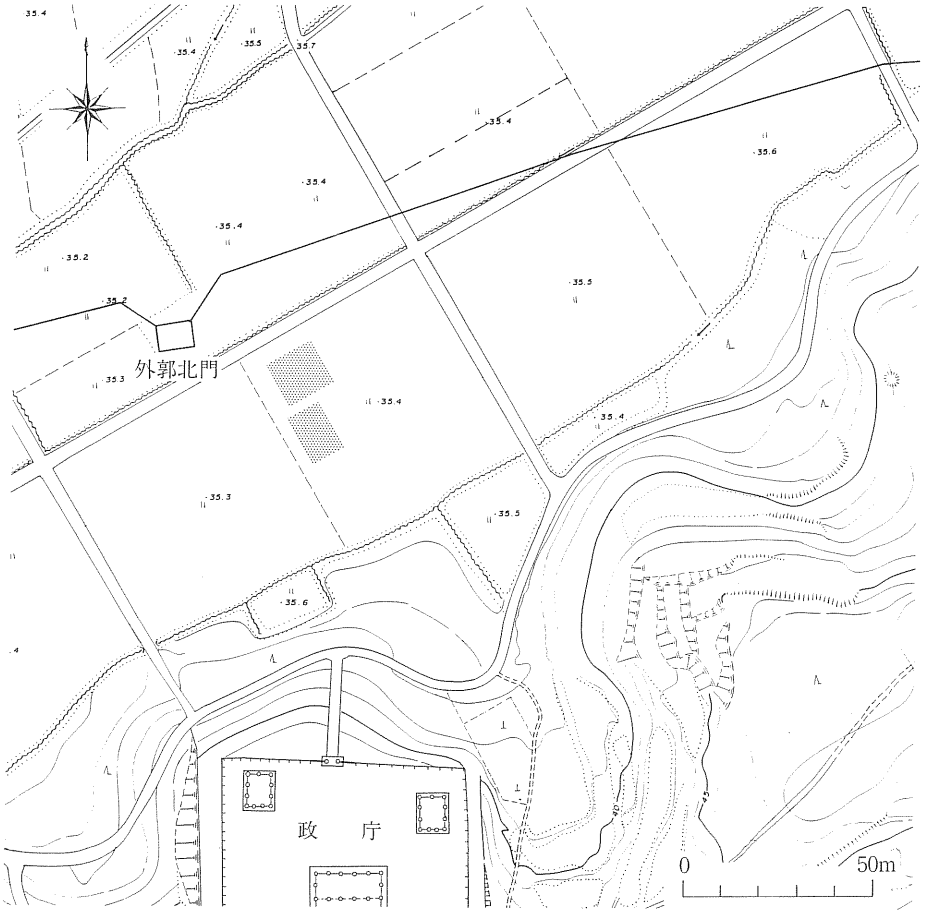

第46図　第108次調査位置図

第2節　検出遺構と遺物（第47・48図，図版16）

調査地は東西方向の農道を挟んで第107次調査地の南に隣接する休耕田で、標高35.3mの平坦地である。

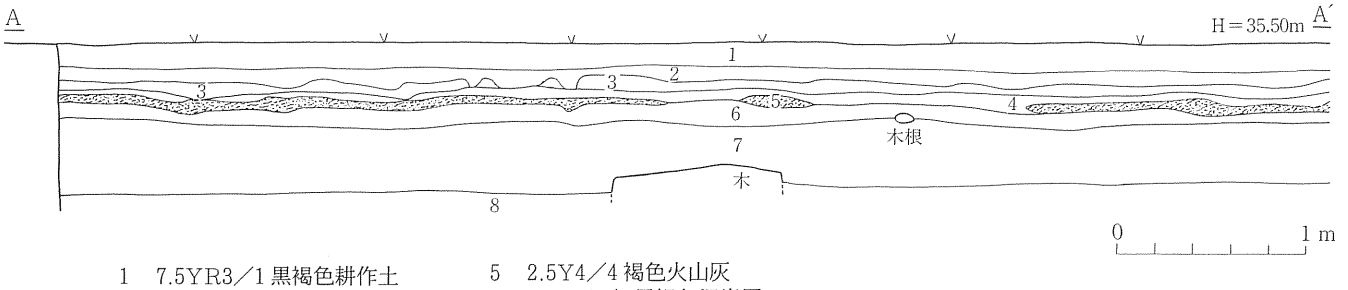

1　7.5YR3／1 黒褐色耕作土
2　2.5Y3／1 黒褐色水田床土
3　10YR7／1 黒色土
4　7.5YR2／1 黒色泥炭層
5　2.5Y4／4 褐色火山灰
6　10YR2／1 黒褐色泥炭層
7　7.5YR2／1 黒色土、泥炭層
8　10Y4／1 灰色粘土

第47図　調査区北壁の土層断面図

調査区北壁の土層は、第1層：黒褐色耕作土。第2層：黒褐色水田床土。第3層：厚さ5～8㎝の黒色土。第4層：黒色泥炭層。第5層：厚さ3～10㎝の十和田a火山灰。第6層：厚さ10㎝の黒褐色泥炭層。第7層：厚さ40㎝の黒色泥炭層。第8層：灰色粘土である。

遺構は検出されなかった。遺物は火山灰よりも上位から、須恵器高台付杯、須恵器甕、土師器甕、火山灰よりも下位から須恵器杯・壷、土師器杯が出土したが、いずれも小破片である。

第3節　小　　結

政庁北部に拡がる外郭低地には、従来建物群の存在が推定されて来たことから、第5次5年計画の中に外郭低地における建物などの利用状態を探るための調査を組み入れた。一昨年の第98次調査で低地内13カ所にトレンチを設定して予備的調査を実施(註1)し、昨年の第104次調査ではホイド清水の北側低地で面的な調査を行った(註2)。

しかし、この外郭低地は一部を除いて地盤の極めて軟弱な泥炭地で、建物等の遺構は全く検出されなかった。

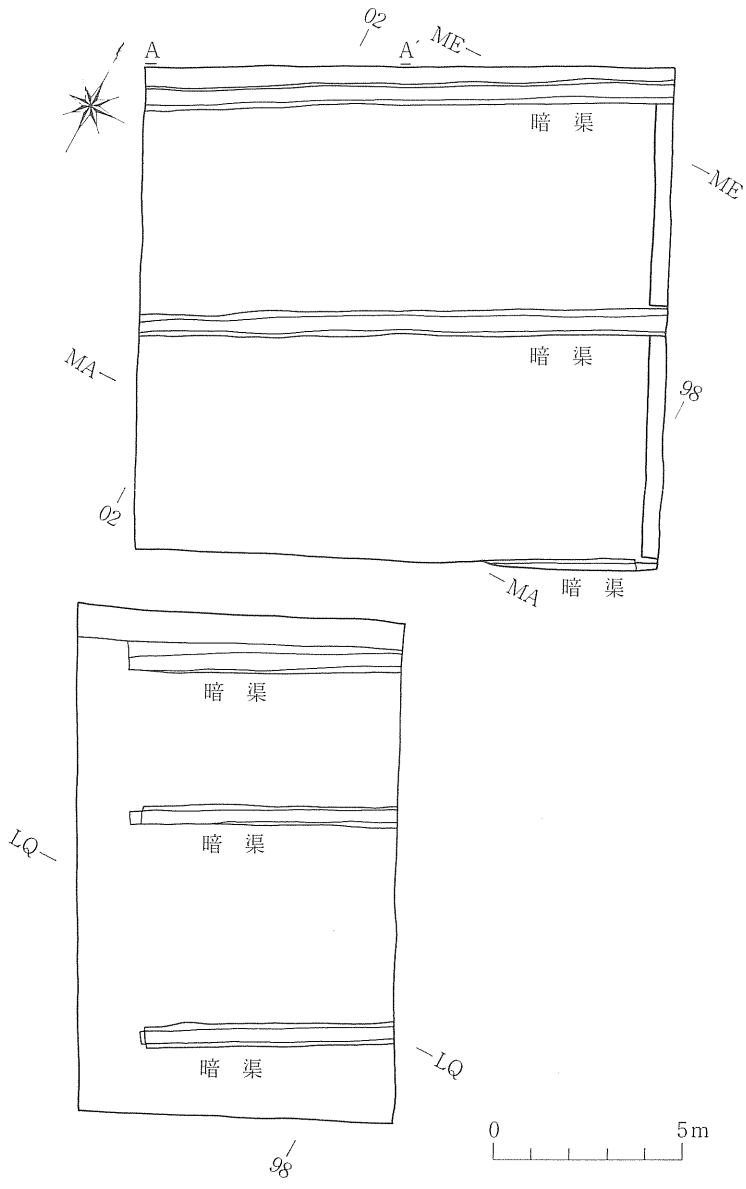

第48図　第108次調査全体図

今回の調査地である外郭北門の南東部にも建物群の存在が予想されて来たので調査を実施したのであるが、これまでと同様の結果であり、隣接地で実施した第107次調査でも門や櫓状建物には泥炭層の上に整地層が施され、歩行には材木を利用した木道が必要なほど軟弱な地盤であるため、この低地では門や区画施設の他には建物等は存在しないことがほぼ明かとなった。

政庁北側の斜面には竪穴住居跡が検出されたが、それらよりも下の丘陵裾部に至るとほとんど利用されない空間となっていた(註3)。長森丘陵の南側裾部に建物群があり、官衙域の拡がりが推定される(註4)のに対し、政庁北側の裾部から低地にかけては異なっていて、外郭線北両側の利用状態の違いが判明したことになる。

この地域での今後の調査は、外郭北門と政庁とを結ぶ道路の位置を明かにすることが残された課題である。

註1　『払田柵跡調査事務所年報1993　払田柵跡－第98～101次調査概要－』　1994（平成7）年
註2　『払田柵跡調査事務所年報1994　払田柵跡－第103～106次調査概要－』　1995（平成8）年
註3　a第75次調査　『払田柵跡調査事務所年報1988　払田柵跡－第74～78次調査概要－』　1989（平成元）年
　　b第89次調査　『払田柵跡調査事務所年報1991　払田柵跡－第88～91次調査概要－』　1992（平成4）年
註4　第94次調査　『払田柵跡調査事務所年報1993　払田柵跡－第94～97次調査概要－』　1994（平成6）年

第5章　第109次調査

電気探査による河川跡調査

秋田大学鉱山学部　西　谷　忠　師

1．はじめに

第106次調査に引き続いて電気探査による河川跡調査を行なった。この調査の目的は電気探査によって河川敷の分布および最終段階の河川跡を推定することにある。

2．電気探査

探査はウェンナー法とよばれる電気探査の手法を用いた。この方法では電極を等間隔（a）に四本打ち、外側の二本の電極に電流を流し、内側の二本の電極で電圧を測定する。四本の電極間隔を次第に大きくして測定を行なう。浅い部分から深い部分までの情報を得ることができるため、この方法は垂直探査と呼ばれている。用いた電極間隔は0.1，0.12，0.14，0.16，0.2，0.24，0.3，0.36，0.42，0.48，0.6，0.72，0.8，0.9，1.0，1.2，1.4，1.6，1.8，2.0，2.4，3，4，5，6，7，8，9，10，12mの30通りである。特に電極間隔の狭い部分を正確に測定するため、電極間隔0.1から1.2mまでは塩ビのパイプに釘を打ち付けたものを用意し、これを地面に差して測定を行った。

第49図　電気探査測点位置図

3．測定および解析

第49図に測定点を示す。測定点は総計293点で図中に黒丸で示してある。距離の目安が示されているが、原点は昨年度に調査した原点を基準としている。測定点は調査範囲内に万遍に分布させ、最終段階の河川の位置をより詳細に見るために何本かの測線では密度を高くして測定している。測定値は流した電流と測定電圧から抵抗 R（オーム）を求め、$2\pi aR$ によって得られる見かけの比抵抗（オーム・メートル）を計算する。

第50図がa＝12mの場合の見かけ比抵抗分布を平面的に表現したものである。この分布は地下6m前後までの平均的な比抵抗分布と考えてよい。右上から左下にかけての大きな傾向が見える。

第51図にはa＝0.12mの場合の見かけ比抵抗分布を示す。この場合は地表下数十センチの比抵抗分布を見ていることになる。複雑な形をしているがある程度の傾向は見える。

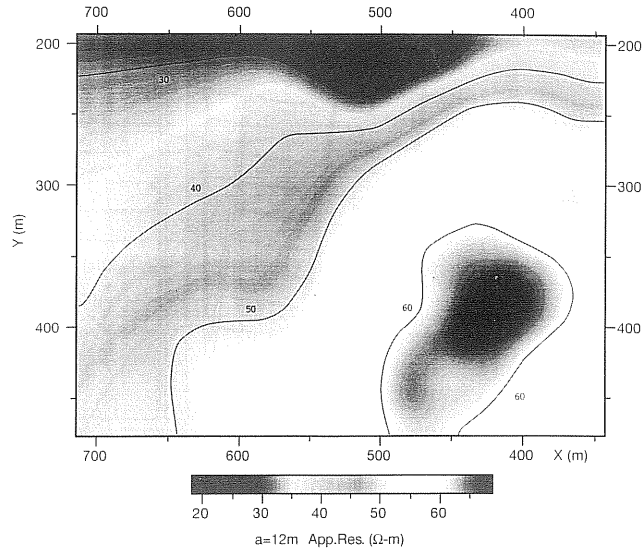

第50図　a＝12mの見かけ比抵抗分布

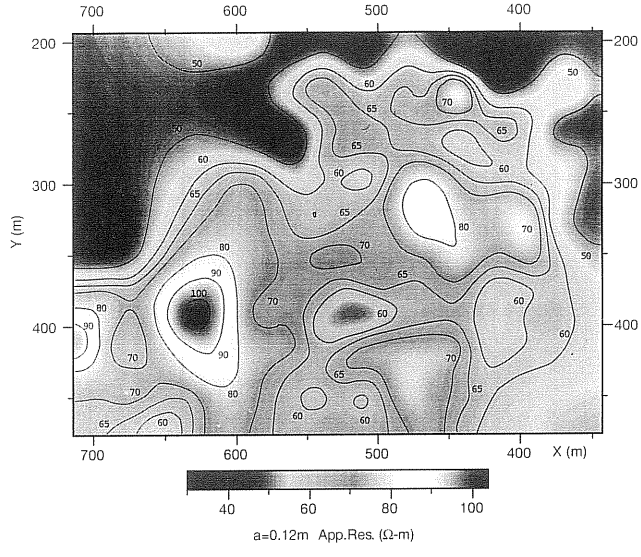

第51図　a＝0.12mの見かけ比抵抗分布

4．河川敷および最終段階河川跡の推定

河川跡は地山である粘土層を削り込んでいると考えられる。粘土層の比抵抗は低く、河川敷になると比抵抗が高くなることが期待できる。従って、比抵抗の低い部分から高くなる場所が河川敷境界と推定できる。昨年度の結果から、a＝12mでは見かけ比抵抗値の52～53オーム・メートルが河川敷の境界であることを考慮して河川敷の分布を推定する。

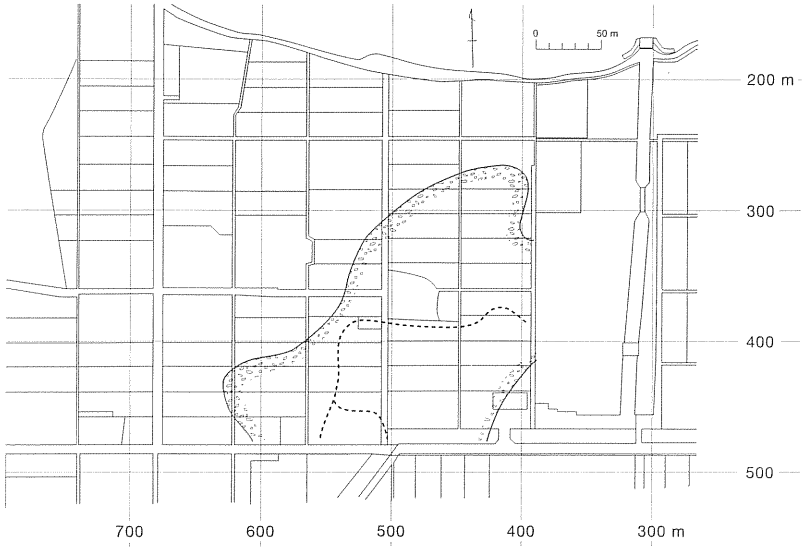

第52図　河川敷および最終段階河川跡の推定

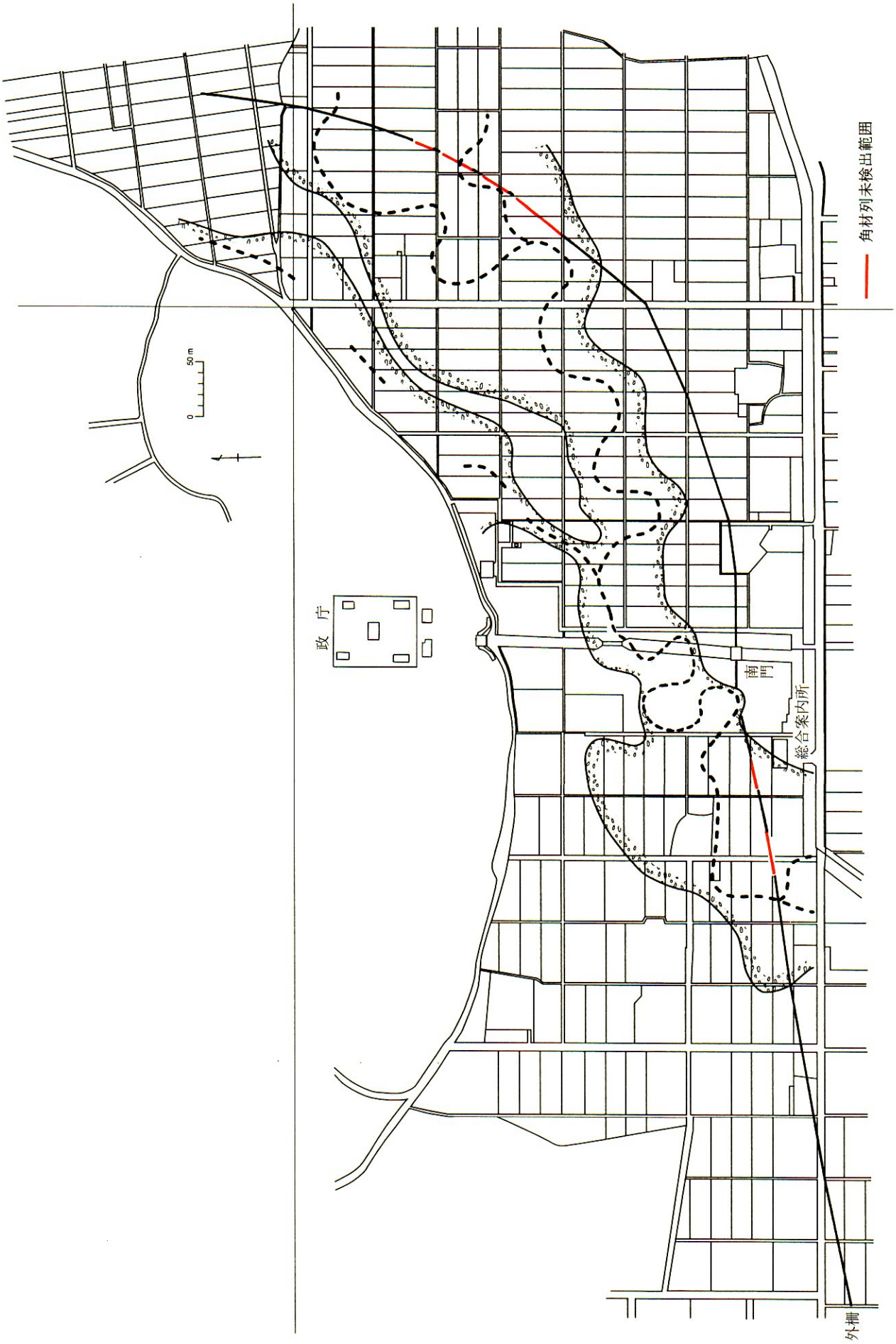

第 53 図　全測定値を用いた河川敷および最終段階河川跡の推定

最終段階の河川には粘土質の物質が含まれているため比抵抗は低くなることを利用する。a＝0.12mの場合には61オーム・メートル前後の値を追跡すれば最終段階の河川跡の推定が可能となる。第52図が河川敷および最終段階河川跡を推定したものである。河川敷を考慮せずに推定を行えば北方向への流路も考えられるかもしれない。しかし、本調査では最終段階の河川は河川敷内に限ると考えて推定を行った。Xが500mおよび550mに二本の流路を考えたがこれは比抵抗の低い値がこの付近で広くなったためである。Xが500m付近は現在の河川の流路方向である。推定した流路と現在の河川位置に何らかの関係があるのかもしれない。

5．総合解釈

本年度の調査（293点）および、昨年度（264点）、一昨年（92点）の測定値を総合して考える。昨年度の結果と本年度の調査を整合的に結ぶために河川敷の南岸位置を若干南に移動した。これ以外の変更はない。第53図が総合的な河川敷分布および最終段階河川の推定流路である。本年度の調査で河川跡は払田柵の外部に出ることが判明した。

付記

第92・93次調査において、外柵南部の低地に古代の河川跡があり、外柵には開口部が存在することが明かとなった[註1]。そこで、この河川敷の範囲を探るとともに、河川の柵内への流入部および流出部の外柵開口部の位置を探ることが大きな課題となったので、予備的調査を経て3年次にわたり電気探査の手法を用いた河川敷の探査を実施して来たのである。

これより先、第30次[註2]、第44次調査[註3]において発掘とボーリング探査により、外柵の正確な位置の確認を主目的とした調査を実施していた。第30次調査の結果を見ると、外柵南部では現在の総合案内所の北東部と西部に角材列が確認されない範囲がそれぞれ約30m、40mの長さで大きく2カ所に見られることから、第92次調査の概要報告では河川の流路が外柵の外方へ流出する位置を、この辺りと予察したのである[註4]。その位置は電気探査の結果では明確に河川敷全体が柵外へ出る範囲と重なっていることが分かった。したがって、河川流出部の外柵開口部は、この両方あるいはいずれかにあると考えることができる。

外柵東方の第44次調査は、主としてボーリング探査によったので、砂利層の堆積によって角材列を検出できなかった範囲がかなりあるが、その範囲は電気探査によって得られた河川敷の範囲の中に収まっている。しかし、第88次調査では厚さ約1mの砂利層の下に角材列を検出しているので[註5]、この確認されなかった理由が、角材列が存在しなかったことによるとは限らない。外柵の開口部は、色刷りで示した中に存在すると考えられるが砂利層を剝がさない限り、現時点ではその位置を特定することは困難である。

註1　払田柵跡調査事務所年報1992『払田柵跡－第92・93次調査概要－』1993（平成5）年
註2　払田柵跡調査事務所年報1979『払田柵跡－第23～30次発掘調査概要－』1980（昭和55）年
註3　払田柵跡調査事務所年報1981『払田柵跡－第38～45次発掘調査概要－』1982（昭和57）年
註4　註1に同じ。
註5　払田柵跡調査事務所年報1991『払田柵跡－第88～91次調査概要－』1992（平成4）年

第6章　調査成果の普及と関連活動

1　現地説明会の開催

平成8年10月5日

第107次調査について

2　諸団体主催行事への協力活動

政庁跡や発掘調査現場において、六郷町立六郷東根小学校、市立大曲中学校、町立仙北中学校、秋田大学教育学部、湯沢市中央公民館講座「ゆざわ歴史散歩」の会などの遺跡見学会に対し、払田柵跡の説明を行った。

3　払田柵跡環境整備審議会への出席

第1回　　平成9年1月16・17日

第2回　　平成9年3月27・28日

4　顧問会議の開催

第43回　　平成8年10月1日

第44回　　平成9年2月26日

5　報告・講演

児玉　準「史跡払田柵跡について」 県立六郷高校ふれあい体験学習　1996年7月3日
　場所：県立六郷高校

児玉　準「史跡払田柵跡について」 平成8年度秋田県学校給食共同調理場職員研修会　1996年7月31日
　場所：田沢湖町駒草荘

児玉　準「払田柵跡－第107次調査の概要－」「払田柵跡の官衙地域」『第23回古代城柵官衙遺跡検討会資料』　1997年2月8・9日　場所：多賀城市文化センター

児玉　準「払田柵跡（第107～109次調査）」『秋田県埋蔵文化財発掘調査報告会資料』
　1997年3月8・9日　場所：横手平鹿広域交流センター

児玉　準「平成8年度払田柵跡の発掘調査結果について」仙北町史談会学習会　1997年3月21日
　場所：仙北町ふれあい文化センター

報告書抄録

ふりがな	ほったのさくあと　だい　　じちょうさ がいよう
書名	払田柵跡－第107～109次調査概要－
副書名	
巻次	
シリーズ名	秋田県文化財調査報告書
シリーズ番号	第269集
編著者名	児玉　準
編集機関	秋田県教育庁払田柵跡調査事務所
所在地	〒014　秋田県仙北郡仙北町払田字牛嶋20番地　TEL 0187-69-2442
発行年月日	1997年3月

ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード 市町村	コード 遺跡番号	北緯 ° ′ ″	東経 ° ′ ″	調査期間	調査面積 ㎡	調査原因
払田柵跡 （ほったのさくあと）	秋田県仙北郡 （あきたけんせんぼくぐん） 仙北町払田 （せんぼくまちほった） 千畑町本堂城回 （せんはたまちほんどうしろまわり）	53429 53432		39度 27分 57秒	140度 33分 11秒	第107次 19960422～ 19961011	1,630	学術調査
						第108次 19960819～ 19960911	307	学術調査
						第109次 19961014～ 19961024	電探71,500	学術調査

所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項
払田柵跡 第107次	城柵	平安時代	外郭線角材列　1条 櫓状建物　1基 溝　1条 木道　3基 その他の遺構　1基	土師器、須恵器 木簡49点、箸・ 篦・鋤・曲物など の木製品	外郭東門と北門の間の櫓状建物の配置が判明した。外郭線角材列（材木塀）の地上部分の高さは3.6mで貫穴を設け横方向に連結していたことが判明した。文字資料が多数出土した。
第108次	城柵	平安時代	なし	土師器、須恵器	外郭の低地には建物等の遺構は存在しないことが推定された。
第109次	城柵	平安時代			電気探査により、外柵南部の河川敷の位置が明らかになった。

1　外郭線角材列と溝（東から）

2　外郭線角材列と溝、木道（西から）

図版2　第107次調査

1　外郭線角材列（西から）

2　同　　上（北から）

1　外郭線角材列（北東から）

2　同　　上（北西から）

図版4　第107次調査

1　A期角材列（南東から）

2　同　　上（南西から）

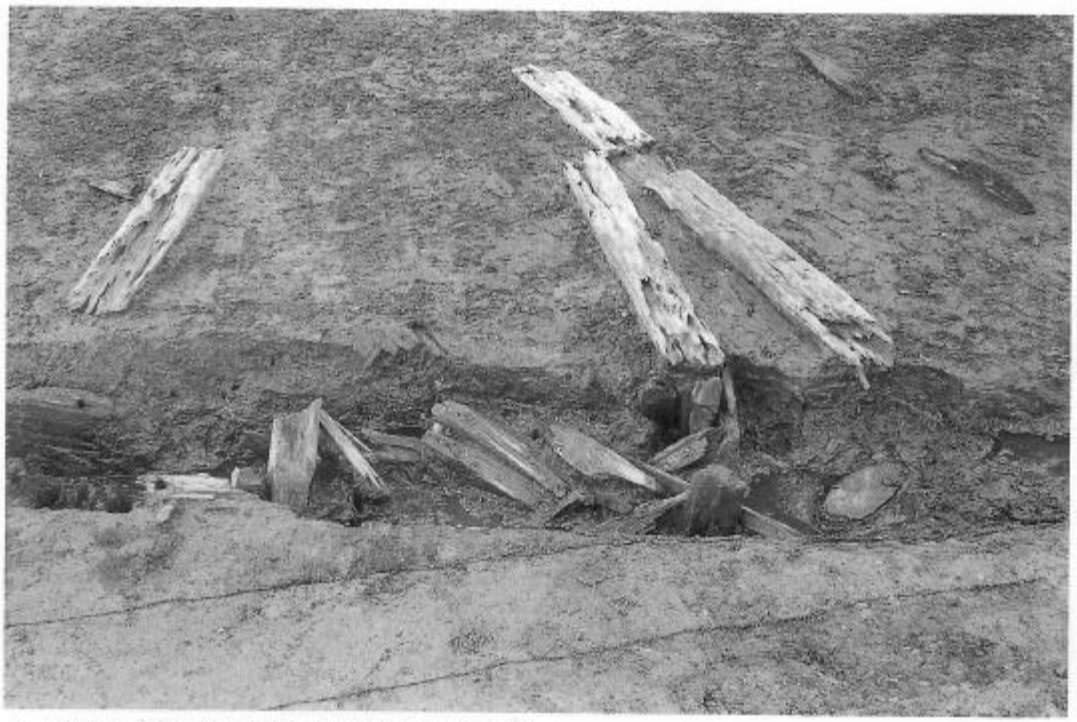

1　倒壊した貫穴痕跡があるD期角材（北から）

2　八の字形角材列部分の土層断面（南西から）

図版6　第107次調査

1　角材列と櫓状建物（西から）

2　同　上

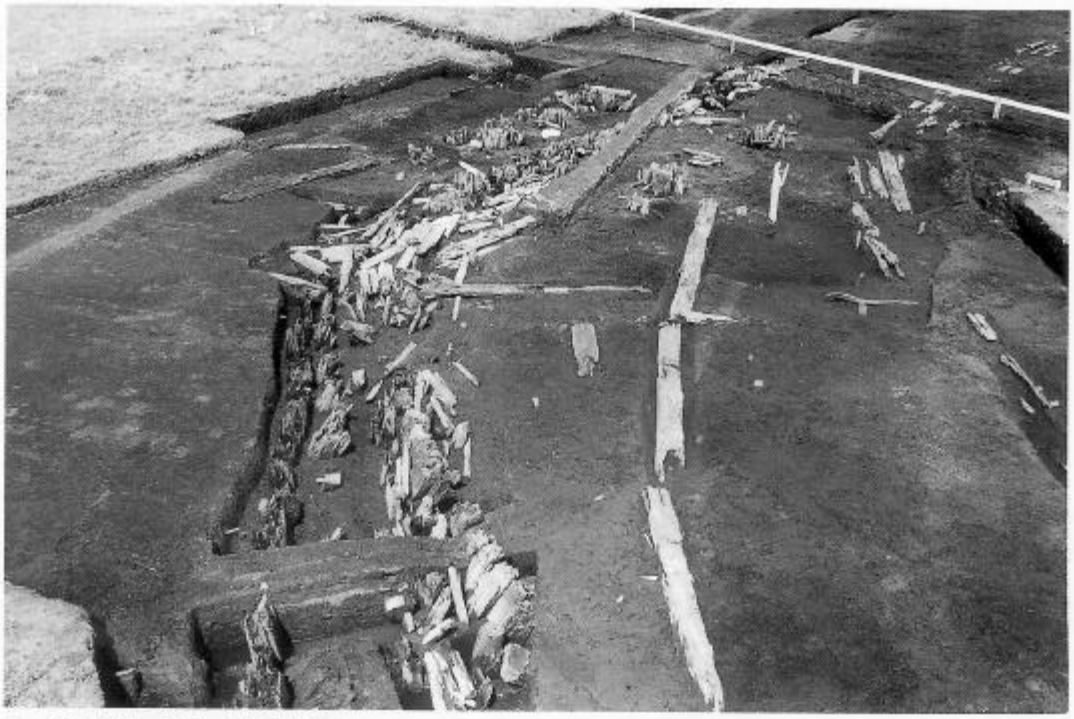

1　角材列と木道（南西から）

2　角材列と櫓状建物（東から）

図版8　第107次調査

1　櫓状建物（北から）

2　同　　上（南から）

3　櫓状建物の北側柱（東から）

1　櫓状建物の南側柱（西から）

2　D期角材列固定材の下のＳＢ1189櫓状建物北東隅柱（南から）

図版10　第107次調査

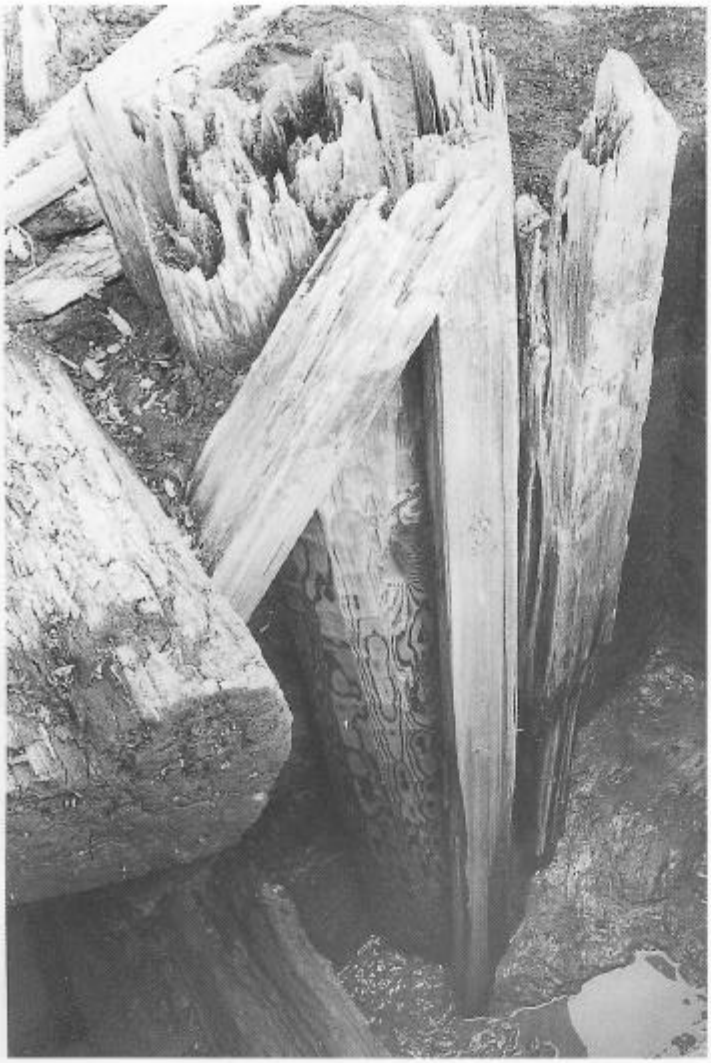

1　ＳＢ1188－Ａ２櫓状建物
南西隅柱（北西から）

2　ＳＢ1188－Ａ１・２櫓状建物北側西２柱（北から）

1　ＳＤ1145溝土層断面

2　ＳＸ1180木道（東から）

図版12　第107次調査

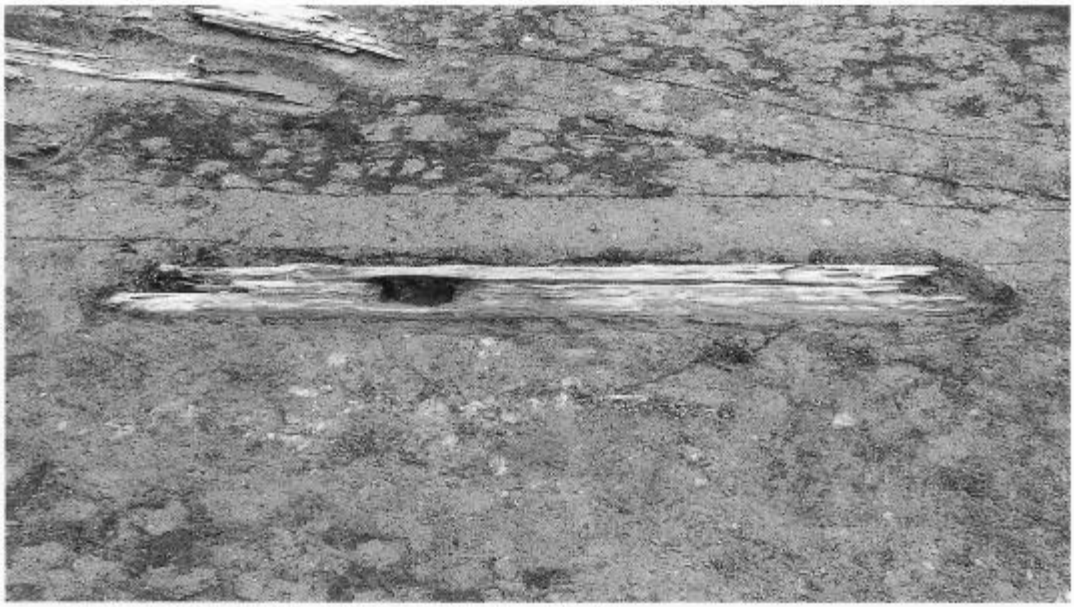

1　ＳＸ1180木道に使用した貫穴のある材木（北から）

2　同上貫穴

3　ＳＸ1190木道の全長4.6ｍの材木（北東から）

1　ＳＸ1190木道の全長4.6ｍの材木（北西から）

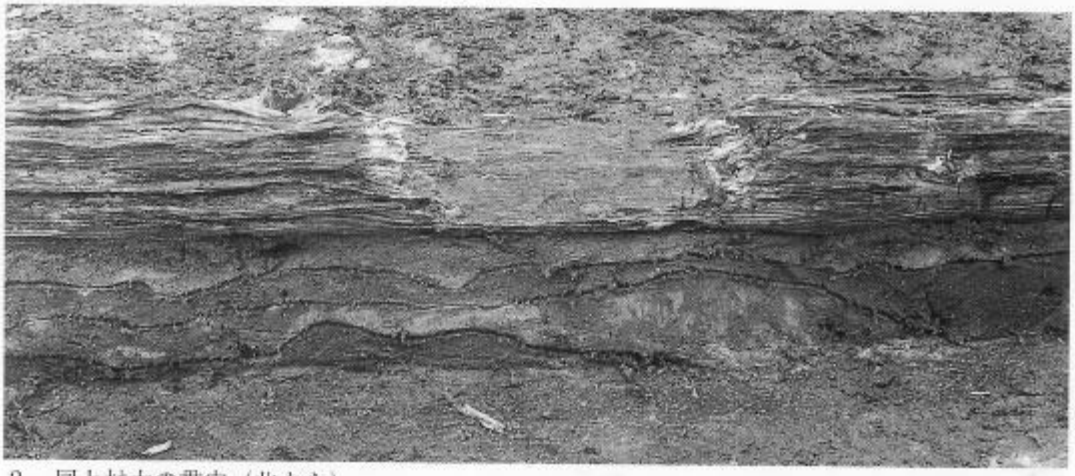

2　同上材木の貫穴（北から）

3　材木の沈下を防ぐ措置（西から）

図版14　第107次調査

1　ＳＸ1190木道材木の「山本」刻書

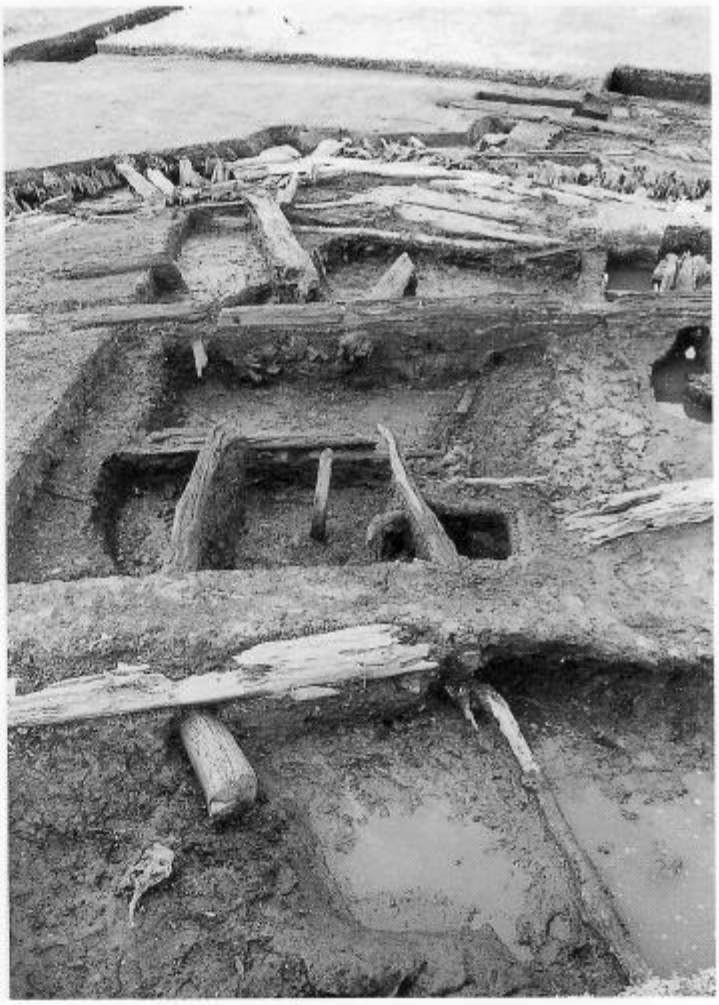

2　ＳＸ1192（南から）

3　同　　上（北から）

1　ＳＸ1192内に打ち込んだ杭

2　ＳＸ1192漆塗挽物皿出土状況

3　ＳＸ1192曲物出土状況

図版16　第108次調査

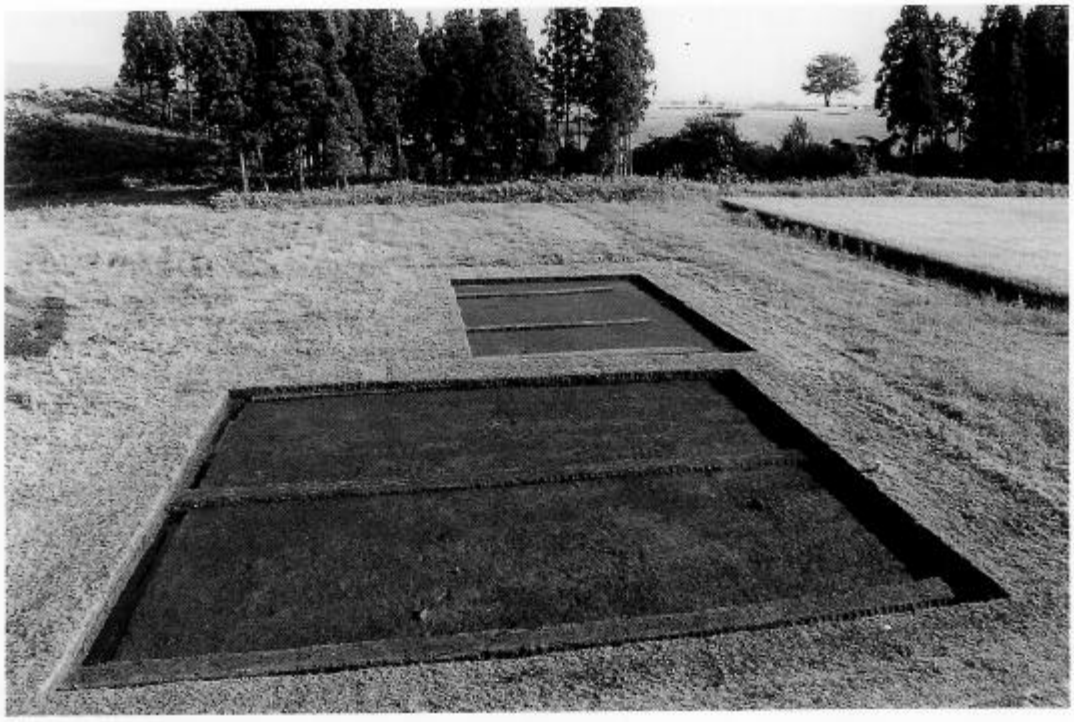

1　第108次調査全景（北から）

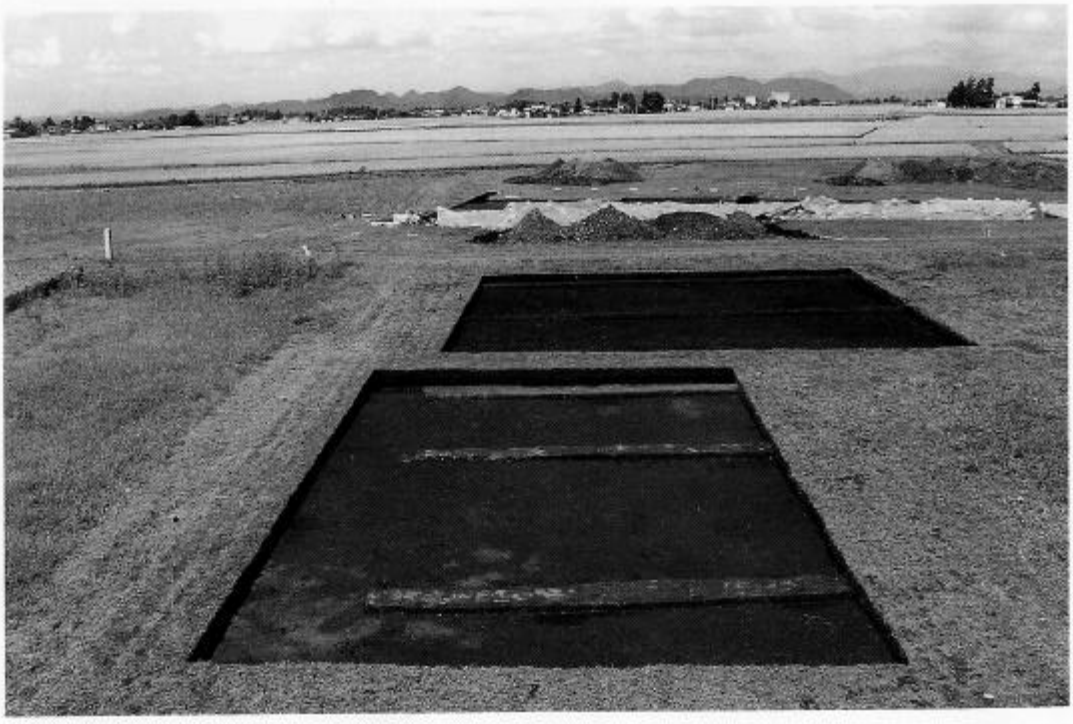

2　同　　上（南から）

1

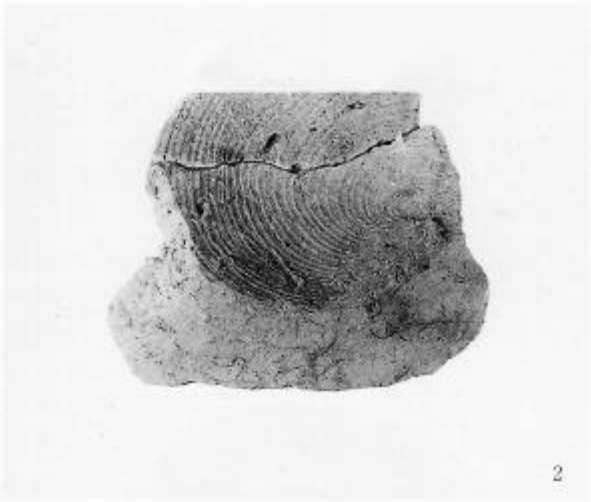
2

3

4

5

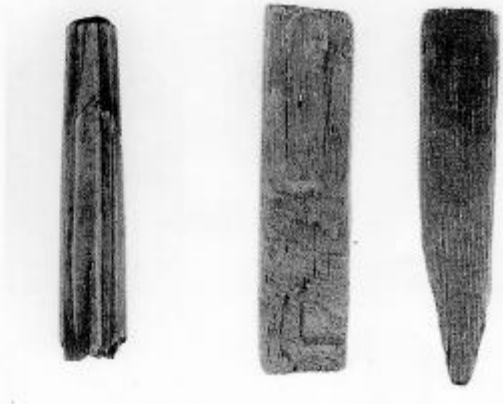
6　7

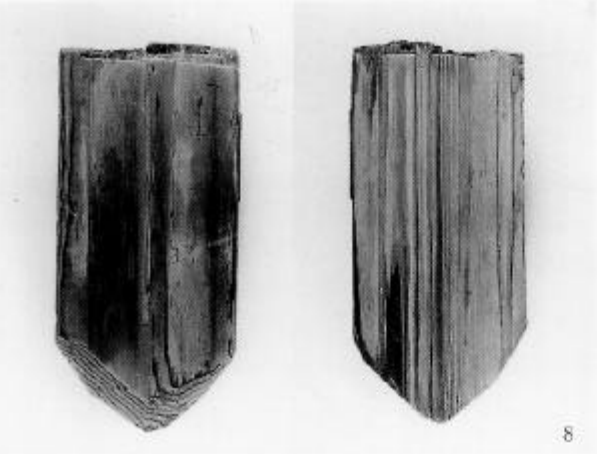
8

9

10

1·2　SA1100　3～7　SB1188　8～10　SB1189

図版18　第107次調査　遺　　物（2）

2

1

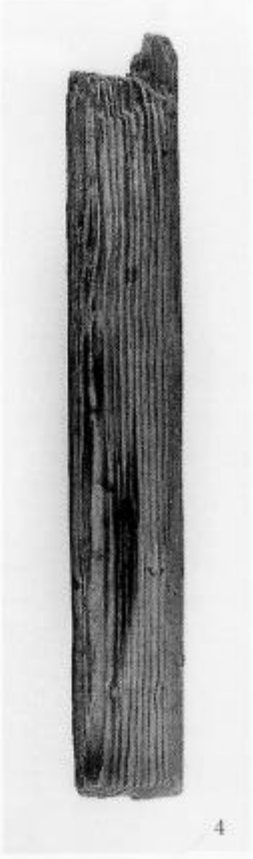

4

3

5

6

7

1～4　SD1145　5～7　SX1192

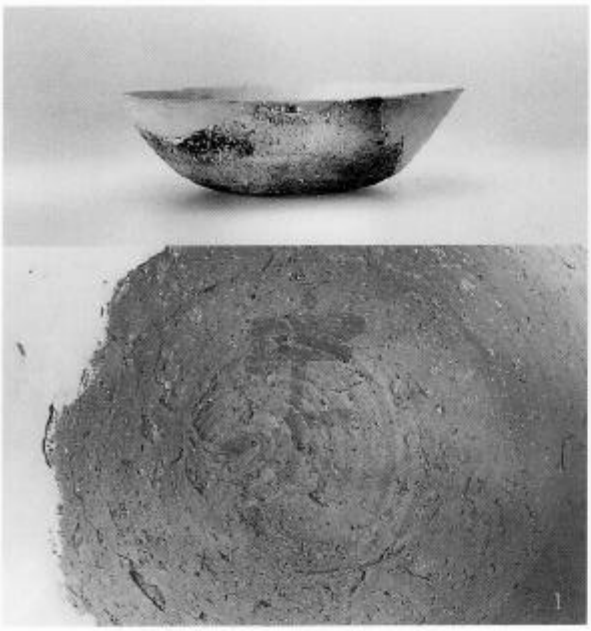

赤外線写真

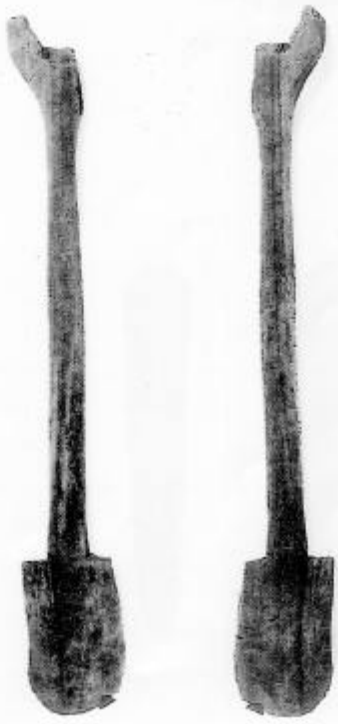

1～6　SX1192

図版20 第107次調査 遺　物（4）

1

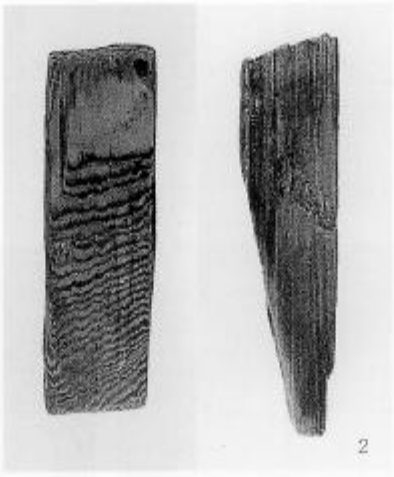
2

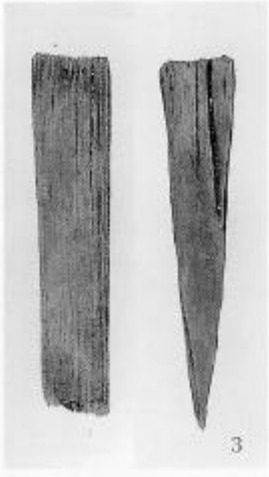
3

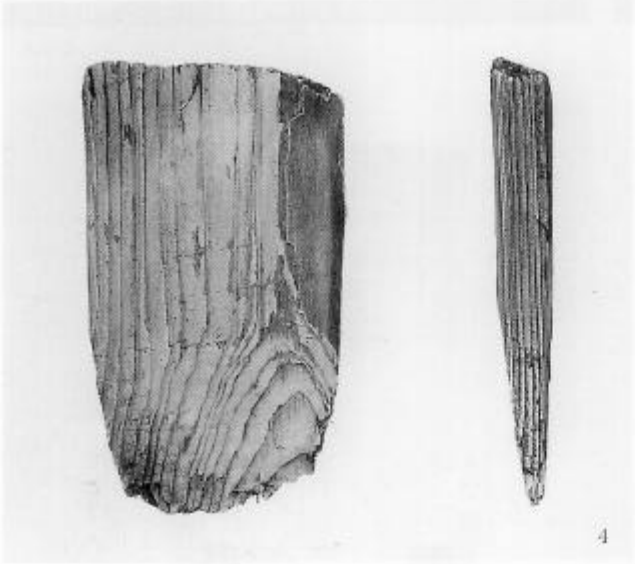
4

5

6

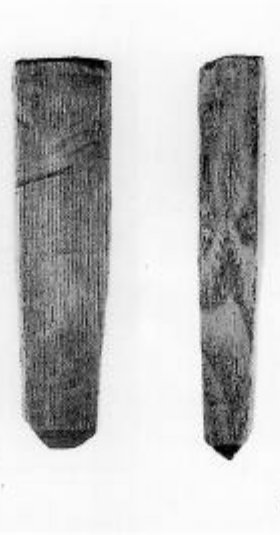
7

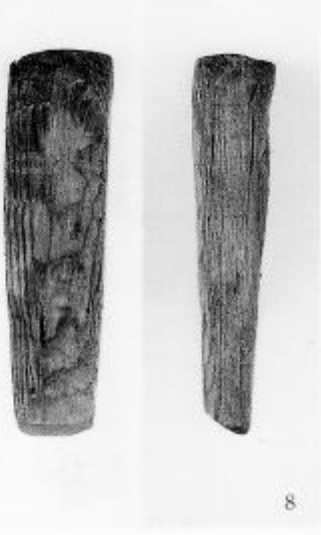
8

1～8　SX1192

1

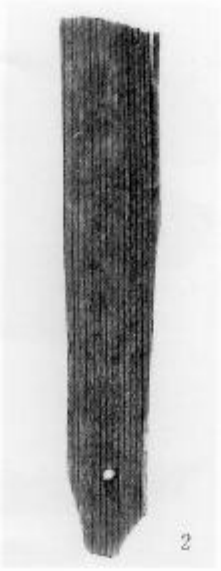
2

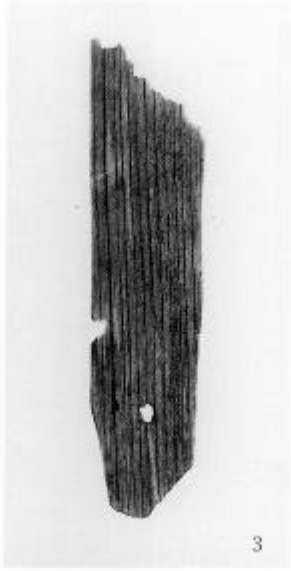
3

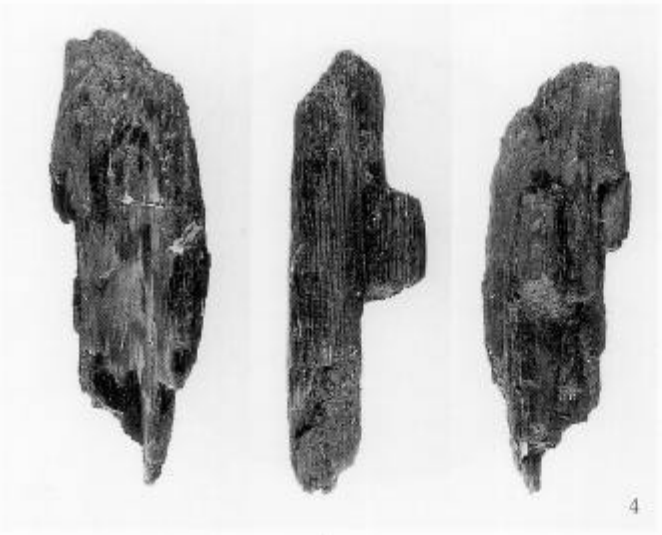
4

5

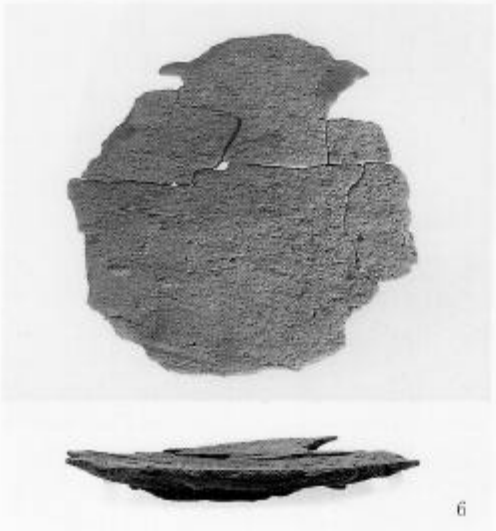
6

7

1～7　SX1192

図版22　第107次調査　遺　　物（6）

1

2

3

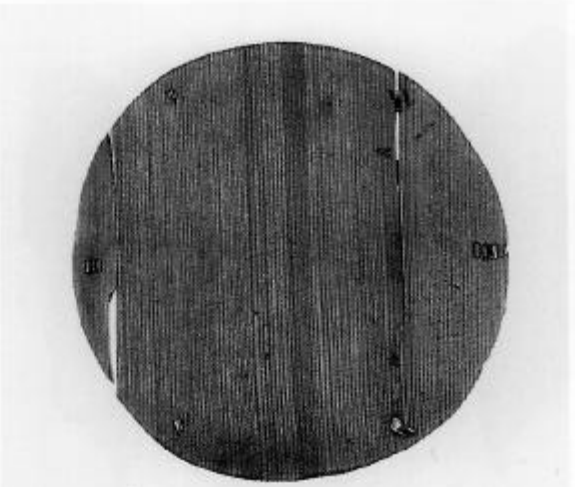

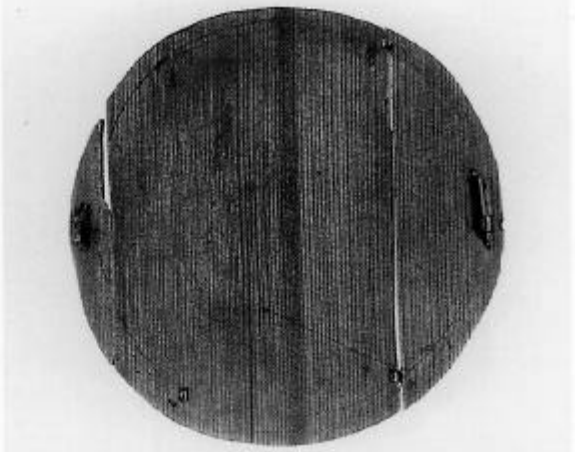
4

1～4　SX1192

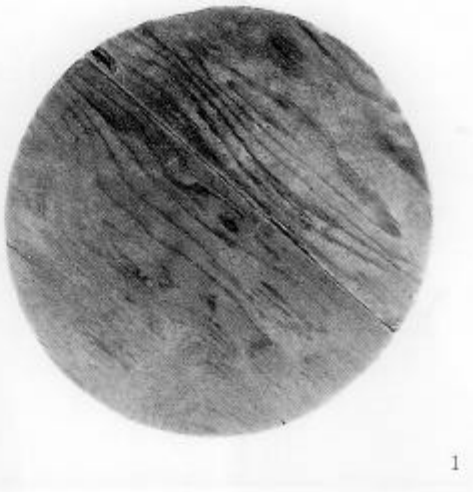

1

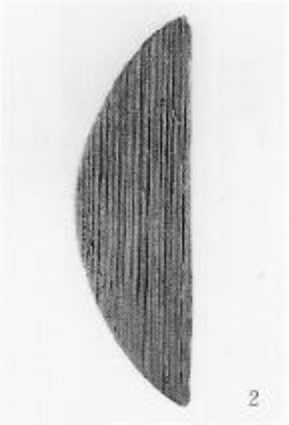

2

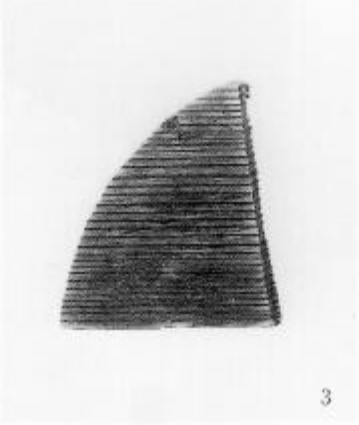

3

4

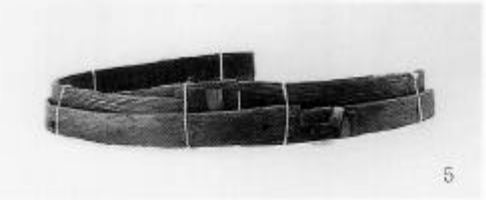

5

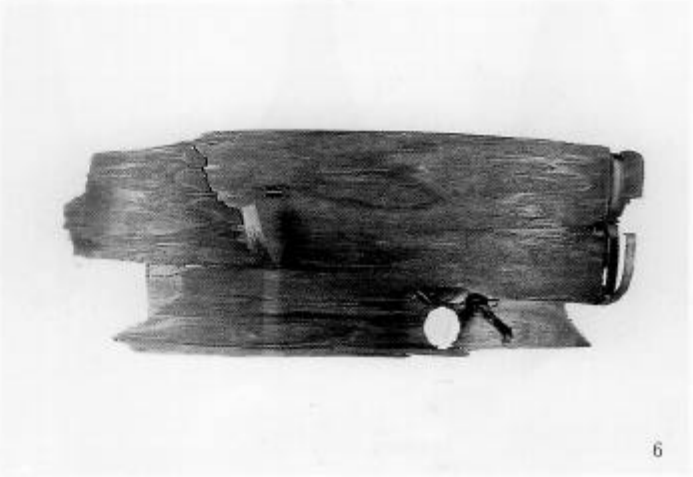

6

1～6　SX1192

図版24　第107次調査　遺　　物（8）

1

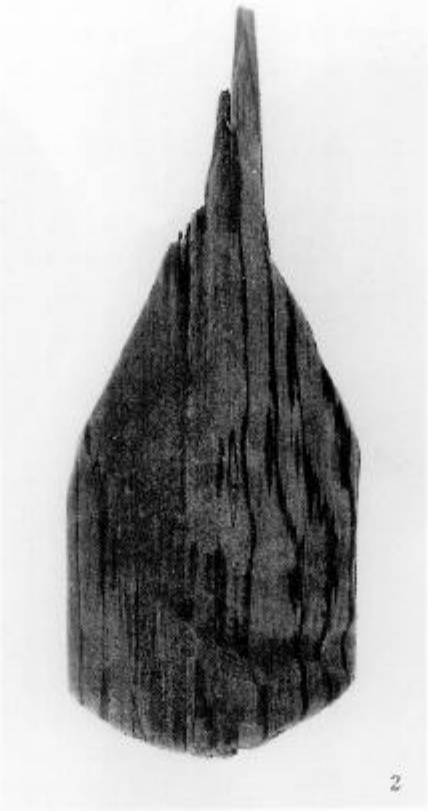
2

3

4

5

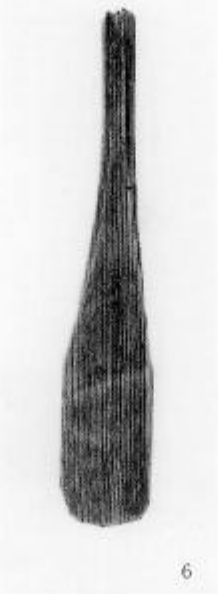
6

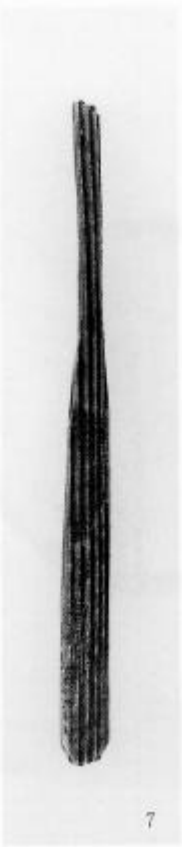
7

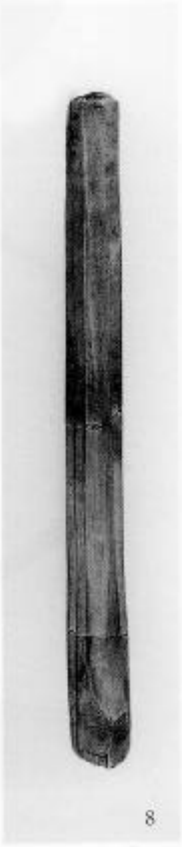
8

1～8　SX1192

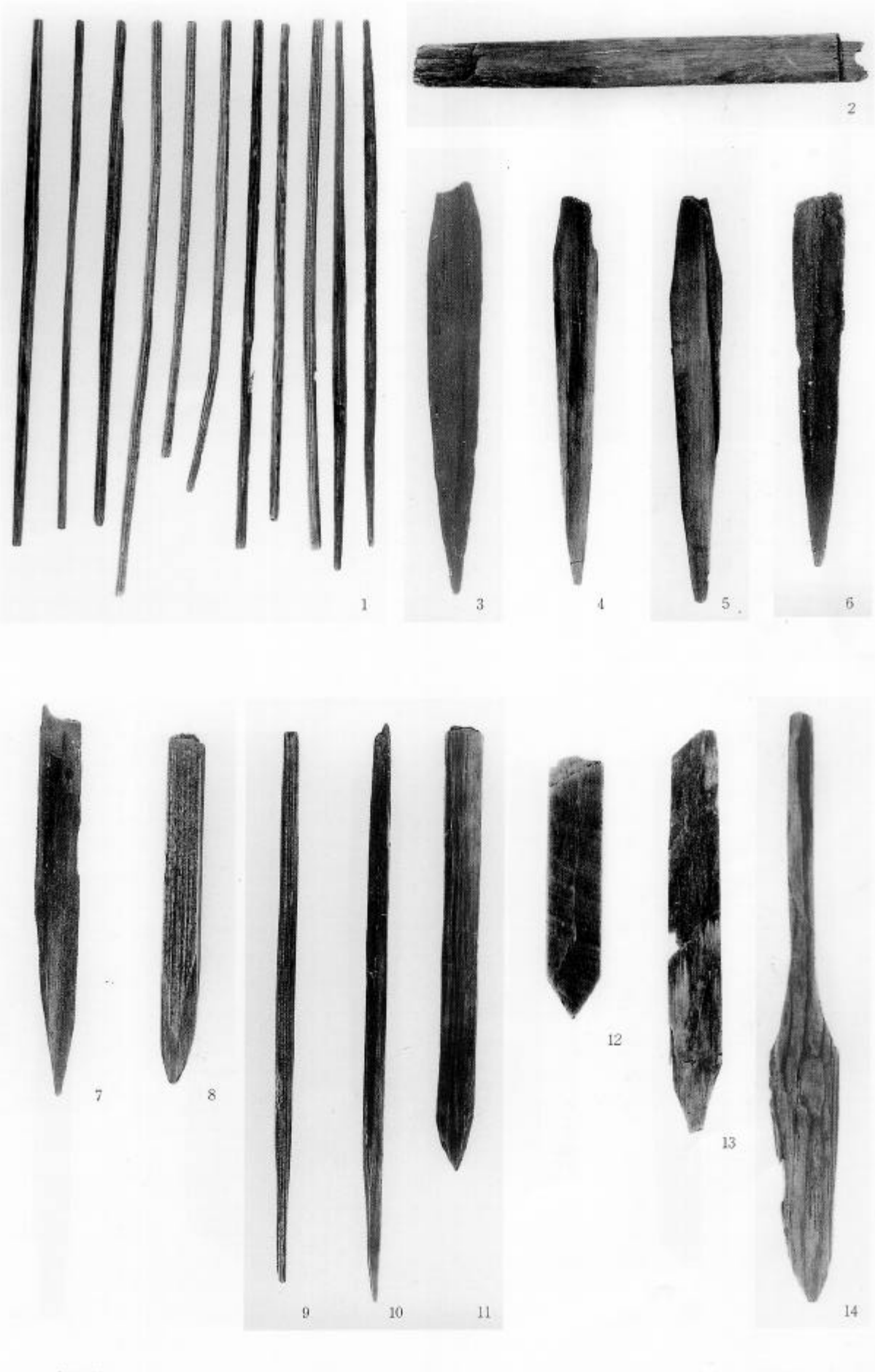

1～14　SX1192

図版26　第107次調査　遺　　物（10）

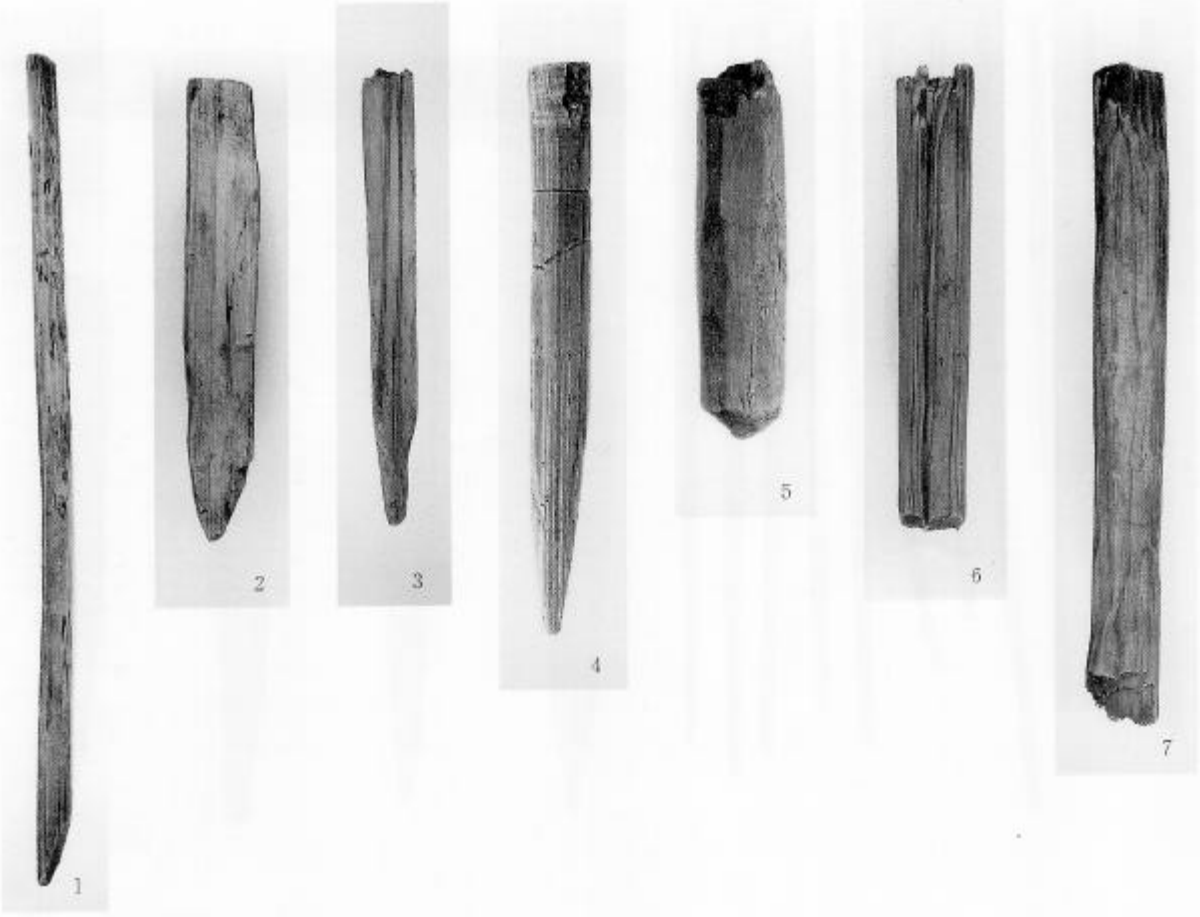

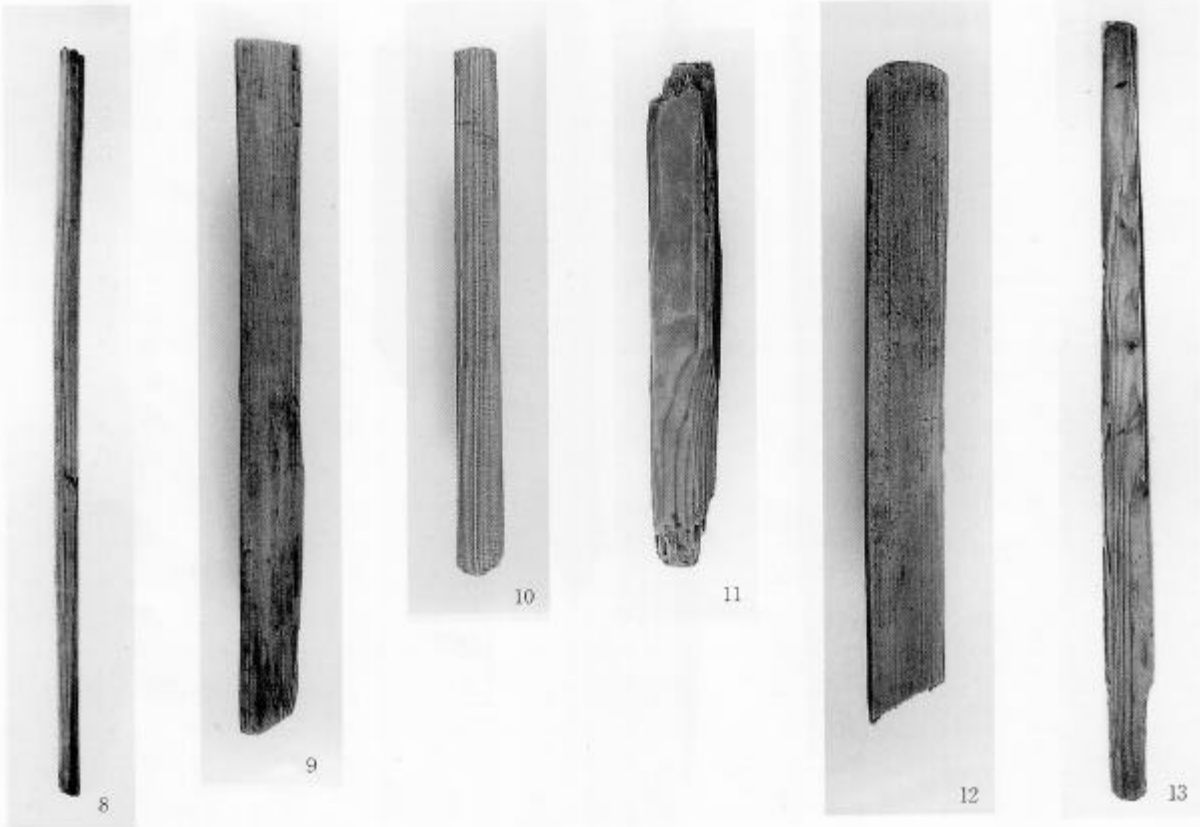

1～13　SX1192

1

2

3

4

5

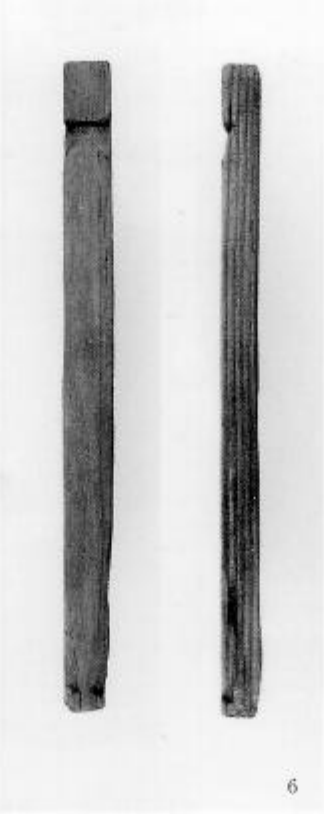
6

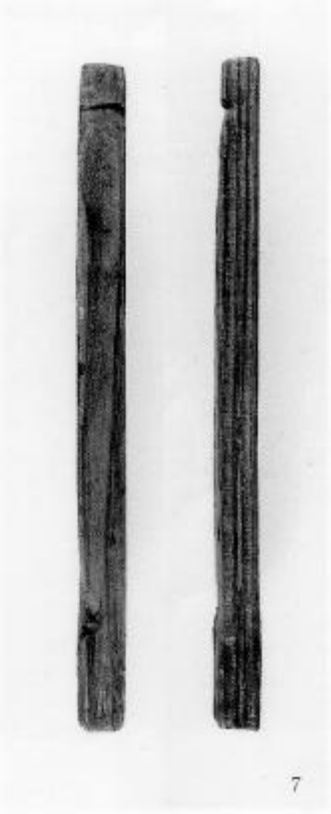
7

1～7　SX1192

図版28　第107次調査　遺　　物（12）

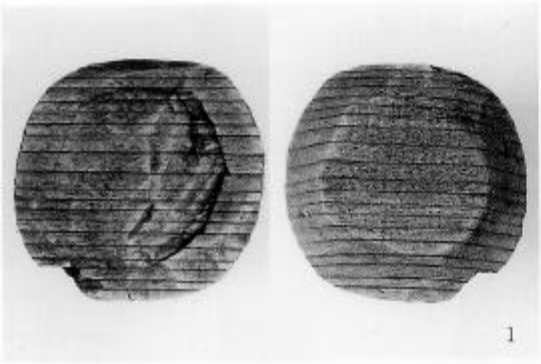
1

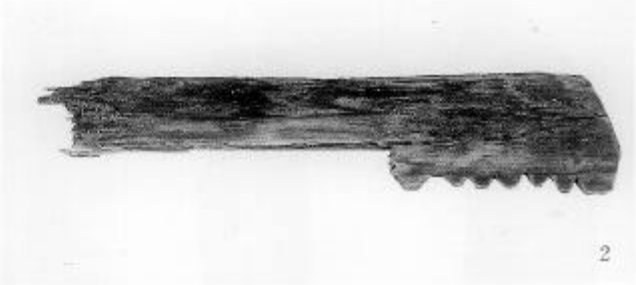
2

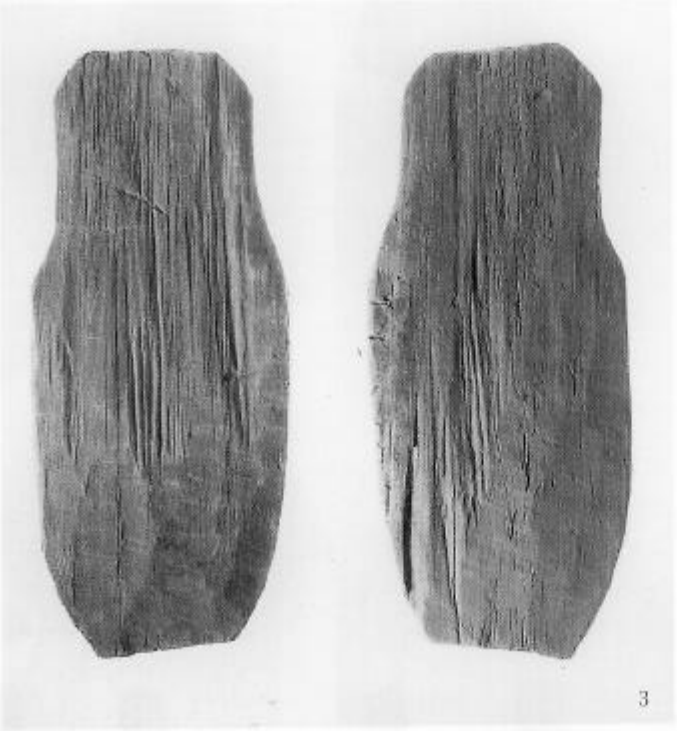
3

4

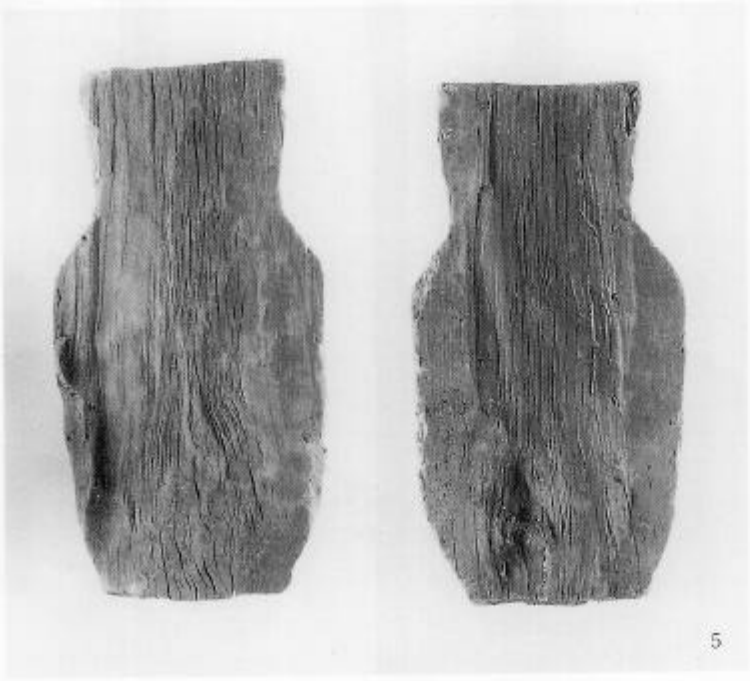
5

6

1～6　SX1192

1

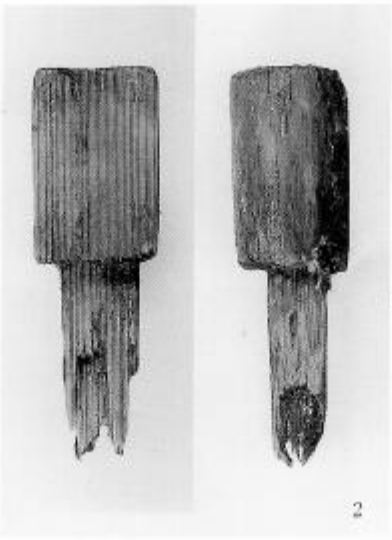
2

3

4

5

6

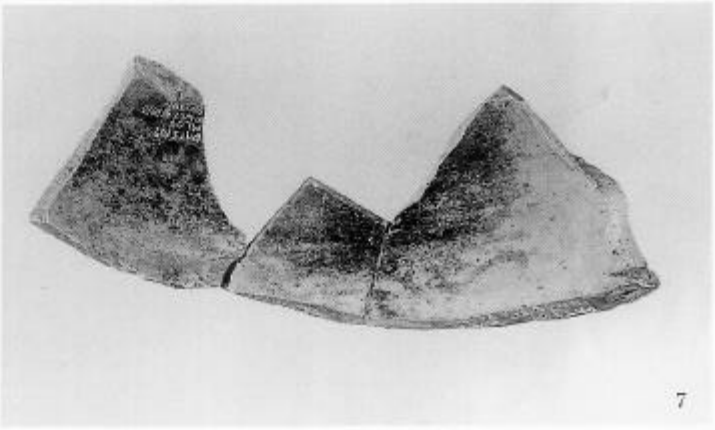
7

1～3　SX1192　4～7　遺構外

図版30　第107次調査　遺　　物（14）

1

2

3

4

5

6

7

8

9

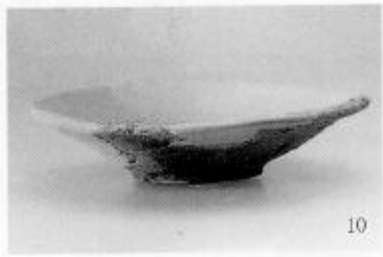
10

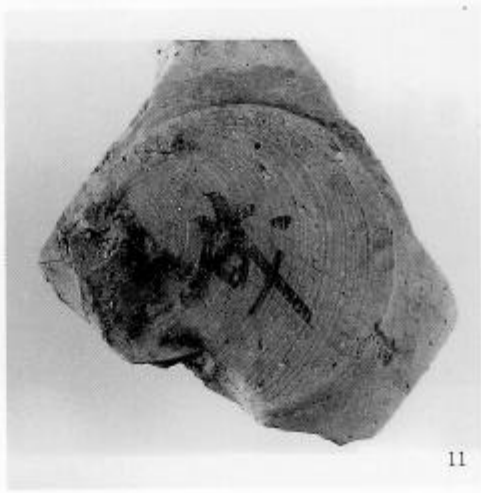
11

12

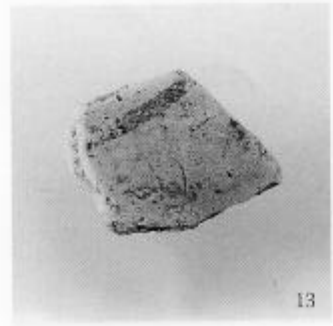
13

14

1～14　遺構外

図版31　第107次調査　遺　　物（15）

1

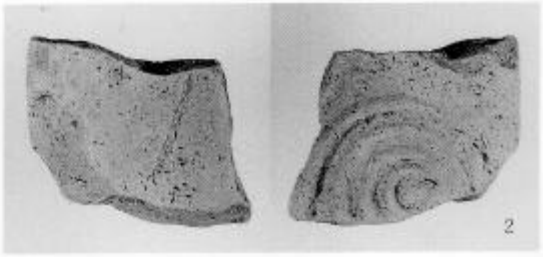
2

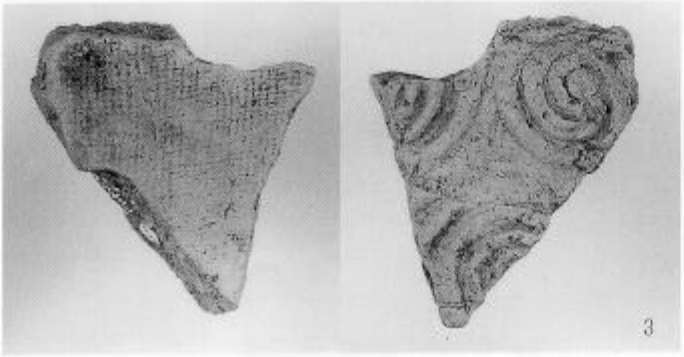
3

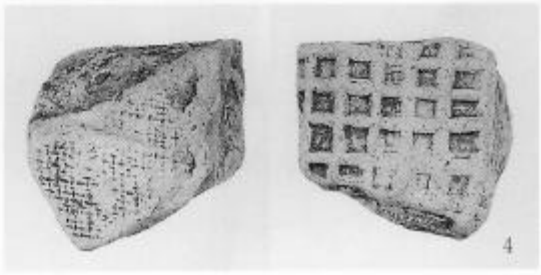
4

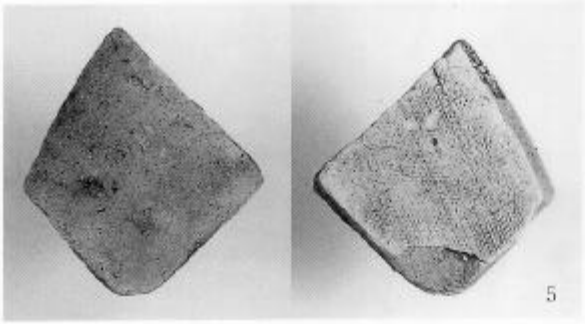
5

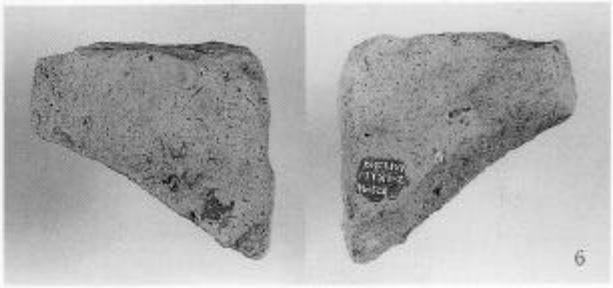
6

7

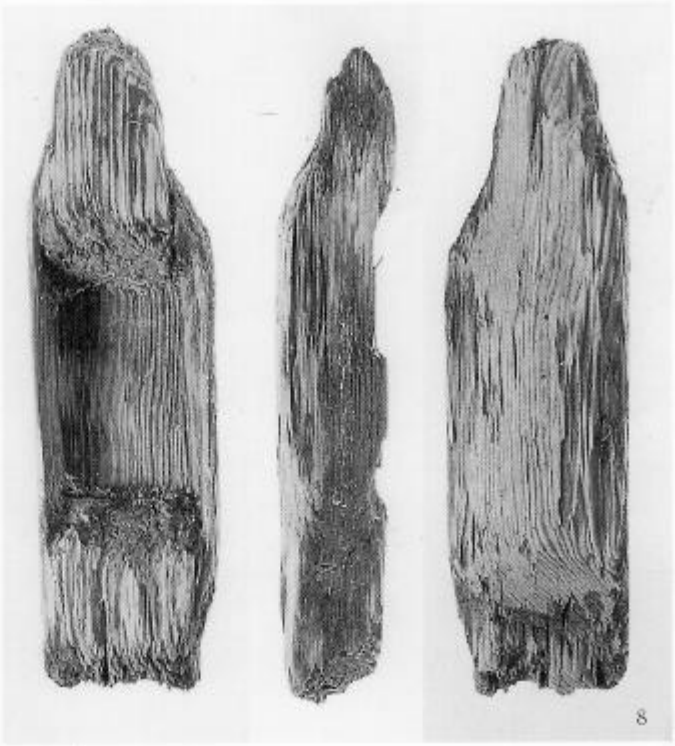
8

1～8　遺構外

図版32　第107次調査　遺　　物（16）

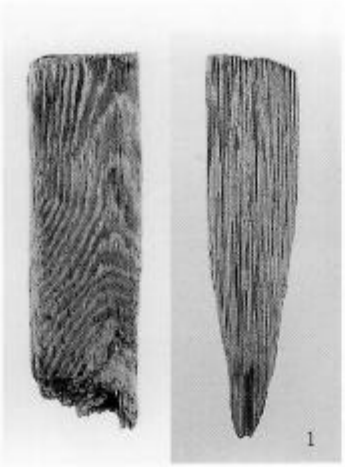

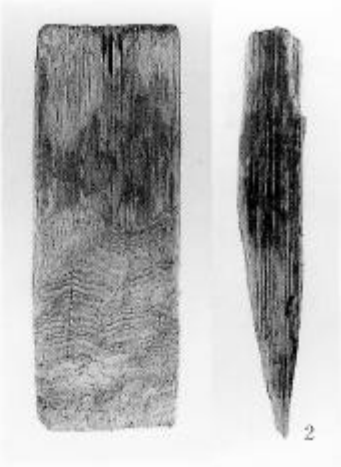

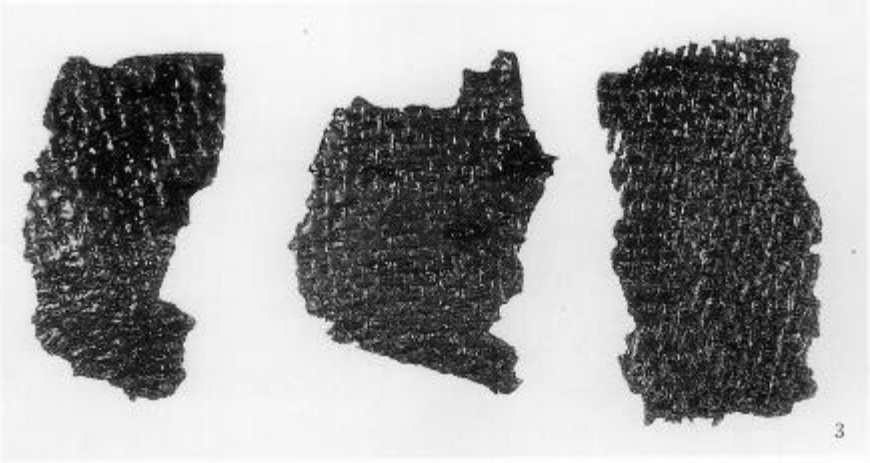

実物大

1～3　遺構外

付編

払田柵跡第一〇七次調査出土の木簡

国立歴史民俗博物館　平川　南
秋田大学　熊田亮介
東京大学大学院　三上喜孝

凡例

一　図版写真は原則として原寸であるが、三九号・六二号木簡は縮尺二分の一とした。詳細な数値については釈文下段を参照されたい。

二　釈文上段の数字は、払田柵跡調査事務所の木簡登録番号である。

三　釈文下段の数字は、木簡の長さ×幅×厚さを、（　）内は欠損を指す。単位はミリメートルである。

四　釈文に加えた符号は、木簡学会で定めたものを使用した。以下『木簡研究』より抜粋。

「　」　木簡の上端ならびに下端が原形をとどめていることを示す（端とは木目方向の上下両端をいう）。

＜　木簡の上端・下端に切り込みのあることを示す。

○　穿孔のあることを示す。

□□□　欠損文字のうち字数の確認できるもの。

［　］　欠損文字のうち字数が推定できるもの。

［　］　欠損文字のうち字数の数えられないもの。

ヽ　合点

・　木簡の表裏に文字のある場合、その区別を示す。

〔　〕　校訂に関する注で、原則として釈文の右傍に付し、本文に置き換えるべき文字を含む場合。

カ　筆者、編者が加えた注で疑問の残るもの。

第一章　木簡の釈文と解説

SX一一九二

三四

「　　鹿毛牡馬者
解　申請馬事　右件馬□〔養損カ〕□□代□〔別カ〕當子弟貴営生」

280×38×12

完形。

郡司子弟の貴営生が、鹿毛牡馬の支給を申請した文書木簡。「右件馬」のあとの「□□□代」は馬を申請する理由を記したものと思われるが、その内容は不明である。「子弟」の上に「當」の墨痕が確認できるので、「子弟」の上の二字分は「別當」が入るとみてよいだろう。「別当子弟」については第二章参照。

三五

「貢上　祝賣□〔副カ〕□□□
以四月十七日付穴太部宗足」
別當子弟大伴寧人」

159×46×4

完形。

別当子弟大伴寧人が、「祝賣（はふりめ）」を貢上する旨を記した文書木簡。書き出しが「貢上」で始まる文書は、正倉院文書の経師貢上文（大日本古文書一七―一七四、二二―三九）などにみられる。その場合、「貢上」の下に書かれる対象者は「経師一人」というように、職名が書かれることが一般的なので、本木簡にみえる「祝賣」も個人名ではなく職名であろう。「祝賣」は神社の祝（はふり）の職に就いた女性を意味すると考えられる。文献上では『類聚三代格』巻一、貞観十年（八六八）六月二十八日太政官符に「女祝」の語が確認される。

大伴氏は、弘仁十四年（八二三）にウジ名を伴氏に改めているので、本木簡の年代は八二三年以前と特定できる。

「穴太部」は、出羽国においては、秋田城漆紙文書の第二号文書（出挙帳様文書）に「宍〔ママ〕太部道石」が、秋田城出土木簡二〇七号削屑に「穴太マ□」がみえる。

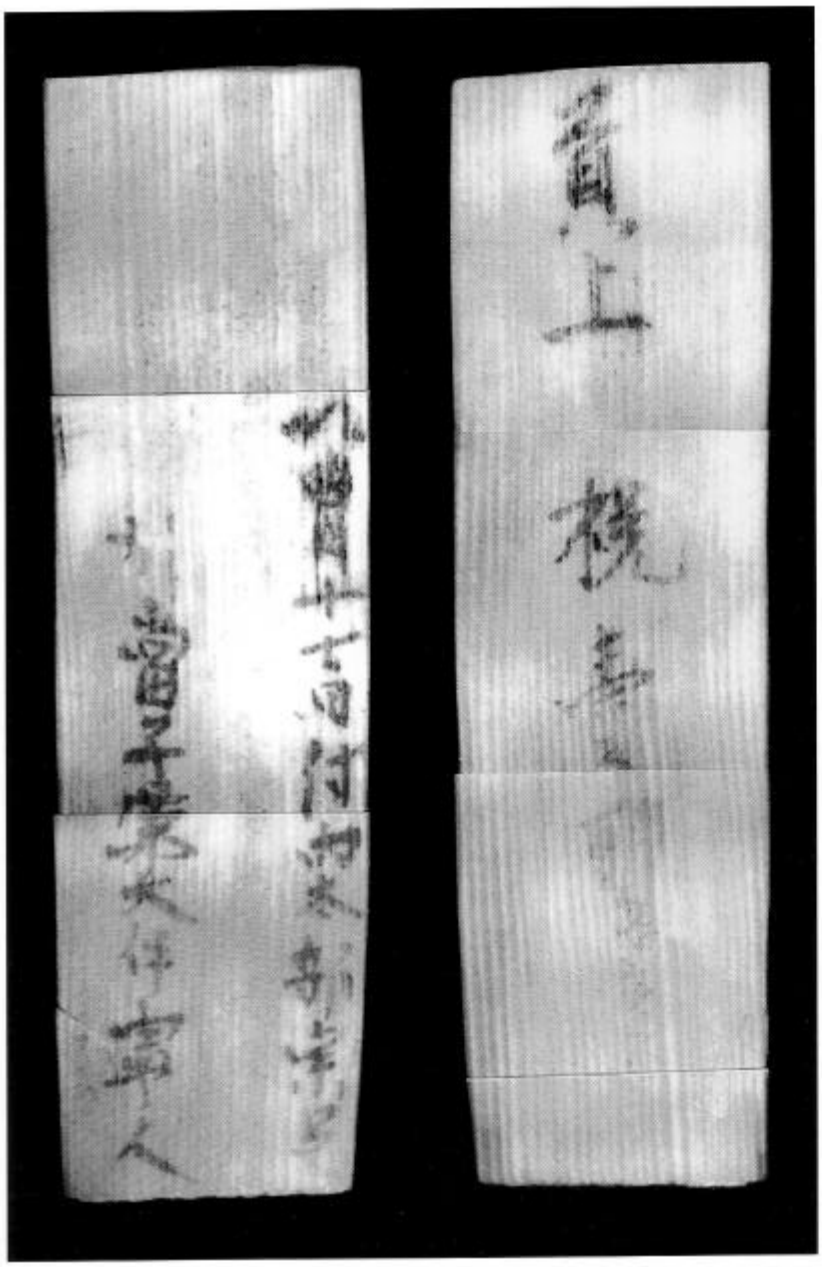

三五

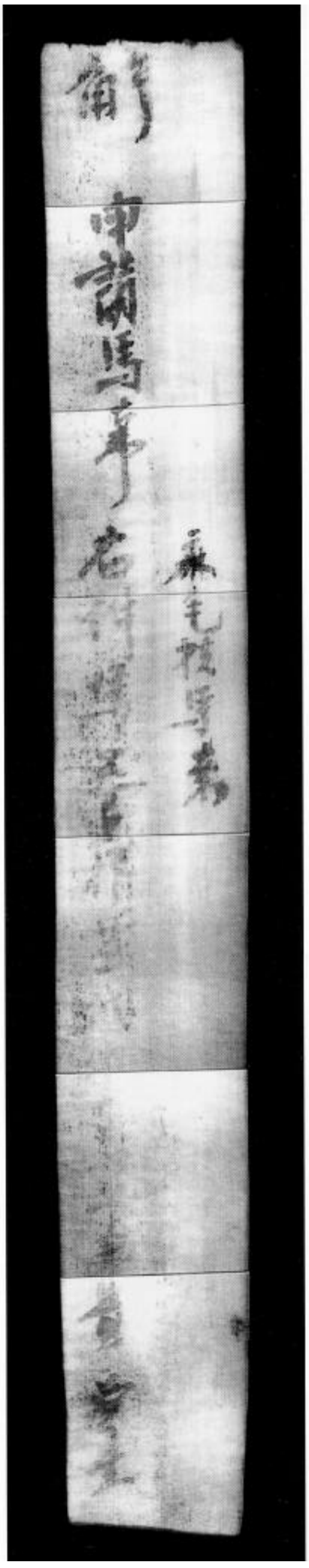

三四

三六

・「以三月三日下給物事
・「　五日片
　　弟長米七日□

上端、両側面は原形をとどめている。下端は二次的に圭頭状に成形している。裏面の調整は粗い。穿孔あり。米の支給についての記録簡と考えられる。「弟長」は人名か。

(124)×44×7

三七

〔毅カ〕
□勲十等〔下毛野カ〕□□□

上下端および右側面欠損。

文書木簡の署名部分か。「勲十等」の上には「大毅」あるいは「少毅」が想定できる。

(144)×(15)×7

三八

一升　安古丸一升　「真福一升
　　□　□」

上端欠損。

複数の人物に米などの物品を支給した際の記録簡か。鉤型の合点があるので、支給の際にこの木簡を用いて点検を行っていたものとみられる。人名にウジ名が記されていない点が特徴的である。本木簡と酷似する記載様式を持つ木簡としては、秋田城第五四次調査出土の一八号木簡（『秋田城出土文字資料集Ⅱ』）があげられる。

人名の「某麻呂（万呂）」を「某丸」と表記する古い例としては、藤原宮跡出土の弘仁元年（八一〇）の年紀をもつ初期荘園の記録簡（帳簿）に、「浄丸福丸等」とあることから、九世紀初頭にはすでに人名に「丸」が使われていたことが知られる。

(247)×(27)×4

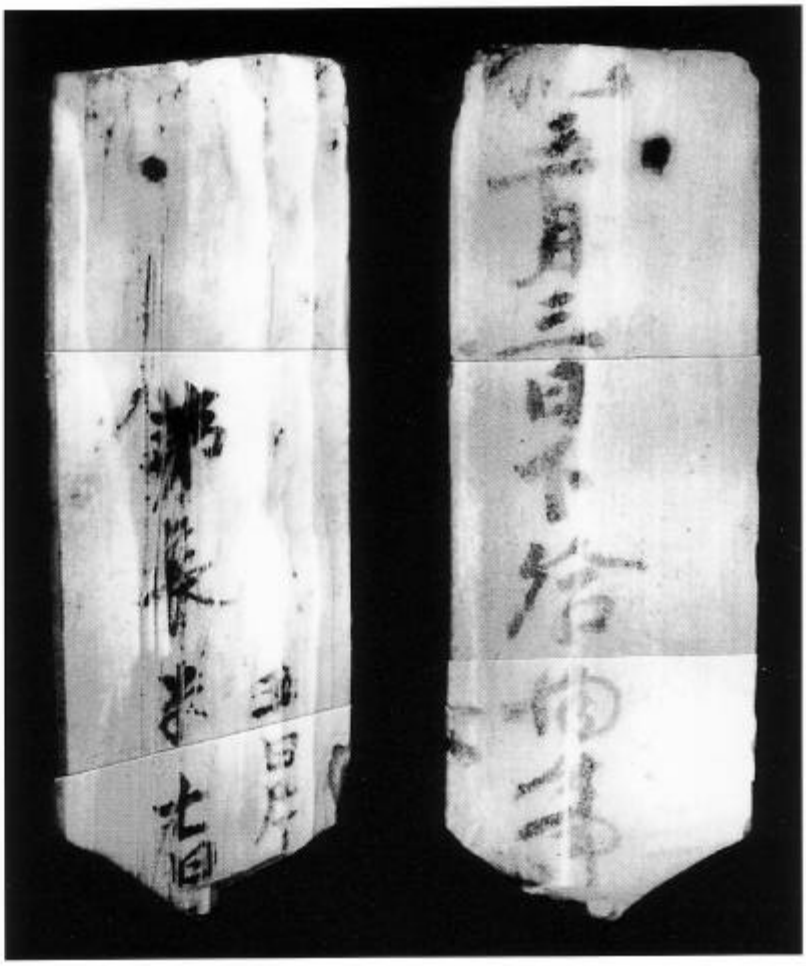

三六

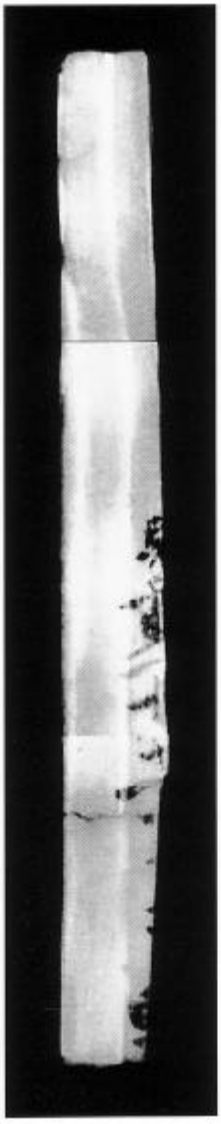

三七

三八

三九　□　志手古二　□本一　(326)×(10)×5

左側面欠損。

三八号と同様、人名と数量が列記されている。記録簡であろう。

四十　数□　□　(85)×(20)×7

右側面欠損。

四一　□　大伴　(67)×(12)×2

左側面欠損。

四二　荒□　(59)×(12)×3

四三　子弟長〔上毛野カ〕□□□　(111)×(12)×4

上下端および両側面欠損。裏面は二次的なサキ。

職名に続けて人名が記されていると考えられる。「子弟長」は郡司子弟の中の「長」という意味であろう。

三九（縮尺二分の一）

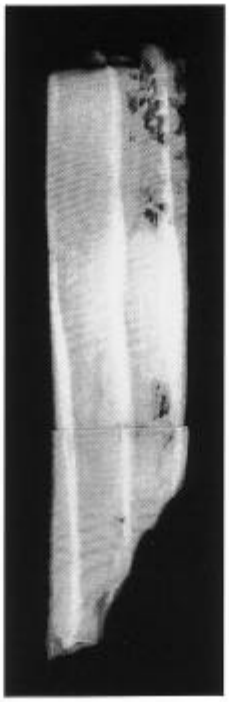

四〇

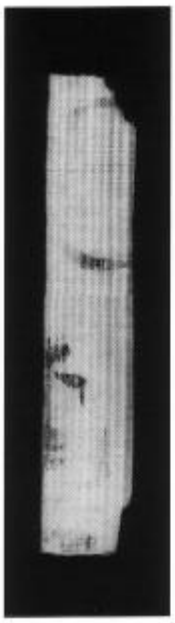

四一

四二

四三

四四

・下毛野高祢　大伴〔田カ〕□紹□
・欠二人　□

(283)×(12)×11

上端欠損。下端焼損。両側面欠損。
歴名簡か。

四五

□〔作カ咋カ〕　三宅部常□〔戟カ〕

(269)×(10)×14

上端欠損。下端焼損。両側面欠損。非常に厚手の材を使っている。四四号と材、加工が一致している。あるいは同一個体か。
歴名簡と思われる。

四六

・「＜白舂米一斗六升」
・「＜六月十八日」

112×18×5

完形。
舂米付札。『日本三代実録』元慶五年（八八一）三月二十六日条に、出羽国の鎮兵の日粮として一人あたり米一升六合、兵士の日粮として一人あたり八合をそれぞれ充てるとある。本木簡にみえる「一斗六升」は鎮兵でいえば十人分、兵士でいえば二十人分の日粮にあたる。

四七

・□□□□
・□□俗俗
・□＃小日

(70)×(22)×3

上・下両端および右側面を二次加工している。

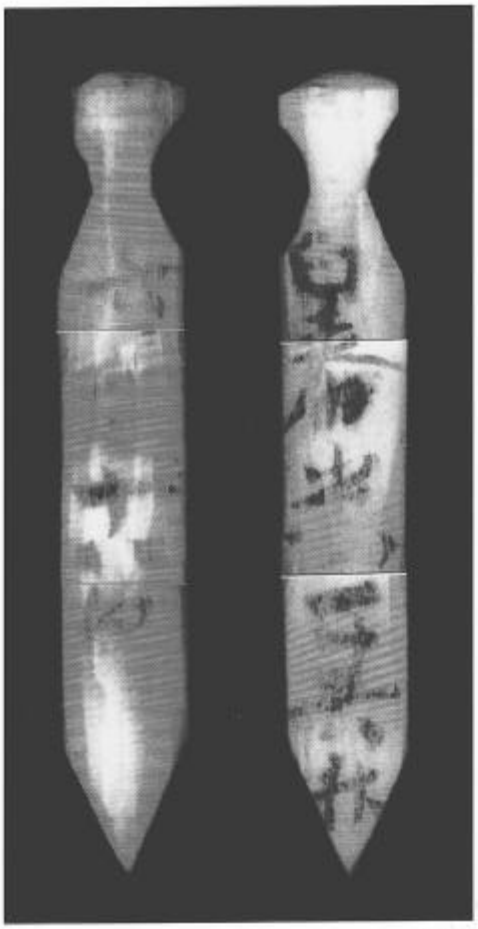

四六

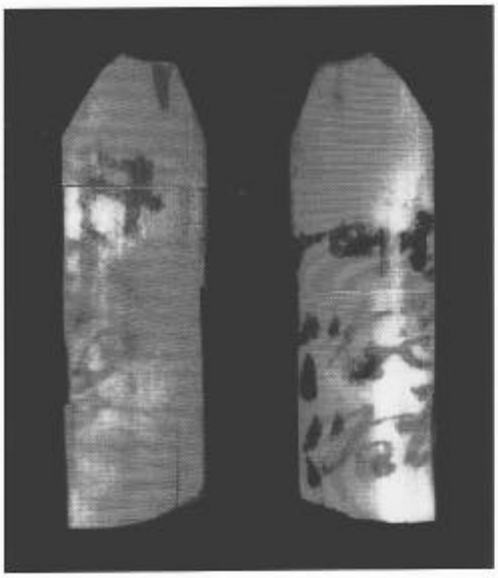

四七

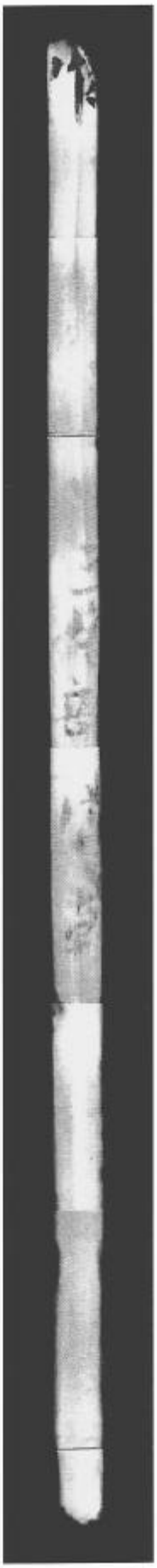

四五

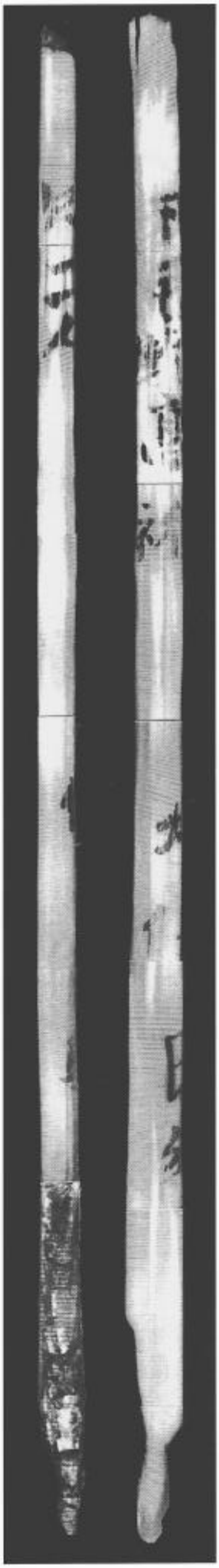

四四

四八

□□土成身可□
□□長恵徳□□

馬形状を呈する木製品に転用されている。
何らかの典籍の抜書か。

(78)×(29)×3

四九

此於事□□

左側面欠損。

(58)×(16)×2

五〇

「除」

右側面部、下端部欠損。裏面無調整。

(107)×(57)×6

五一

□□
□仕」

両側面欠損。

(138)×(26)×8

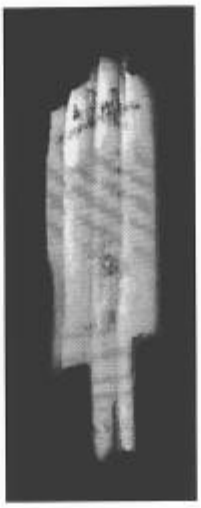

四九

四八

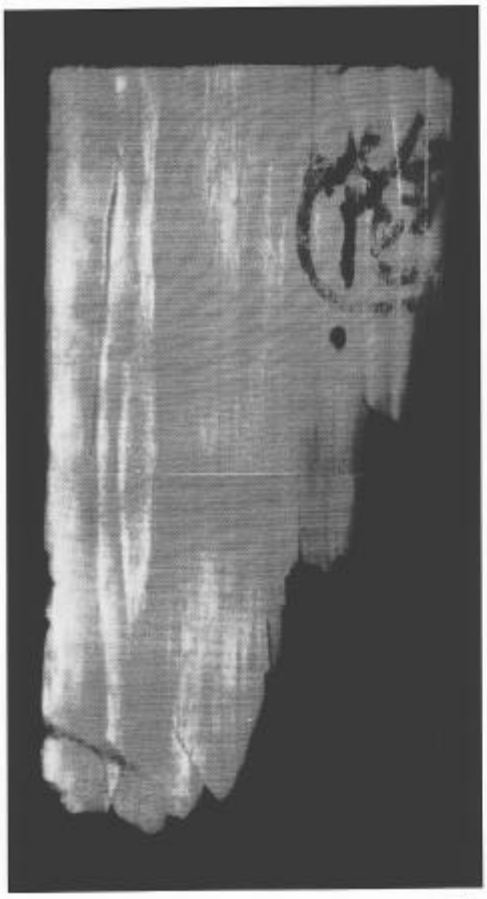

五〇

五一

三

□〔客カ〕
□

上端部焼損。左側面欠損。

(146)×(14)×3

三

中間部、腐食により文字欠損。

266×23×5

四

□

八角柱状木製品に転用。上端左右に切り込み。

(113)×(22)×15

五

□□□□□□□□

右側面、下端部欠損。

(229)×(19)×9

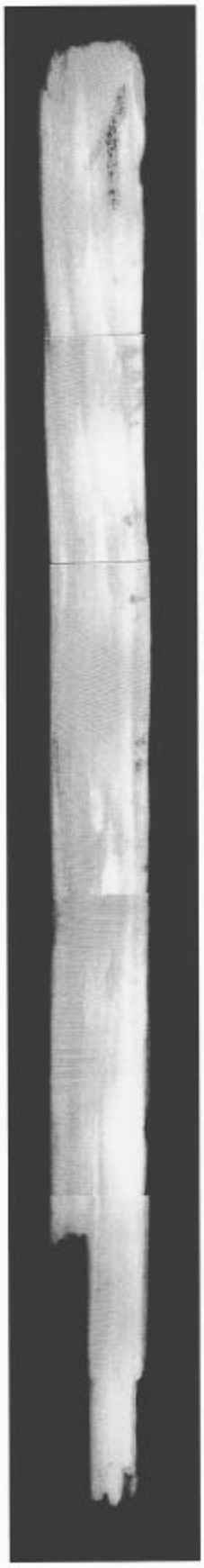

五五

五四

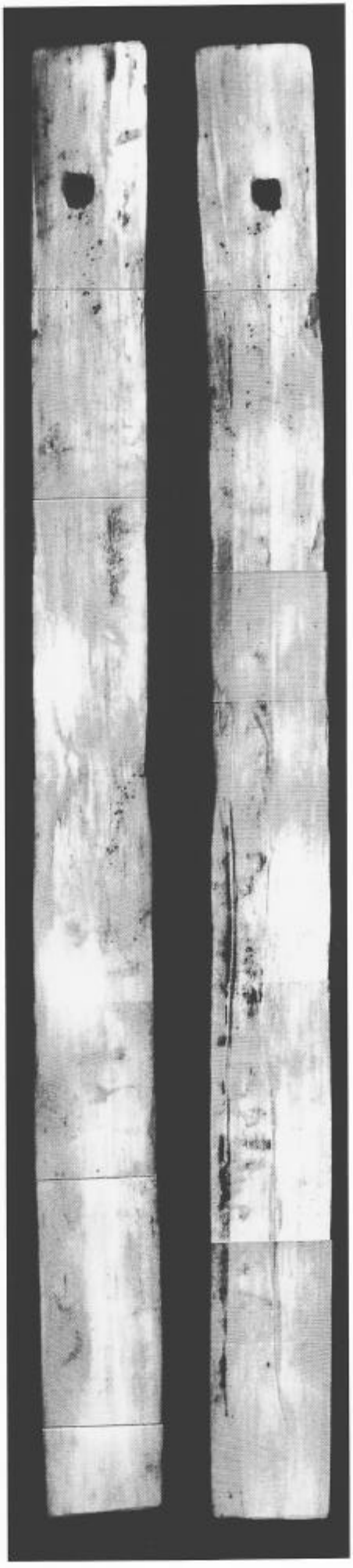

五三

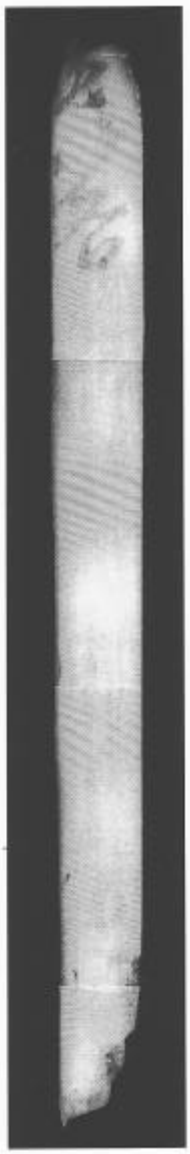

五二

五五　□□（右側面）　（150）×（12）×14

五七　□□　（130）×（21）×8

五八　□□□（記号か）　（201）×（11）×13

両面欠損。全面に薄墨痕あり。

五九　「具　狄藻肆拾□　（削屑）

上端は原形をとどめている。右側面欠損。

「具」を木簡の書き出しと考えると、本木簡は「狄藻」を具したことを記した文書木簡であると考えられる。しかし「具」の書き出しで始まる文書の類例はこれまでみられない。「狄藻」については第二章参照。

六〇　「　□（召カ）　□　（削屑）

五九

六〇

五八

五七

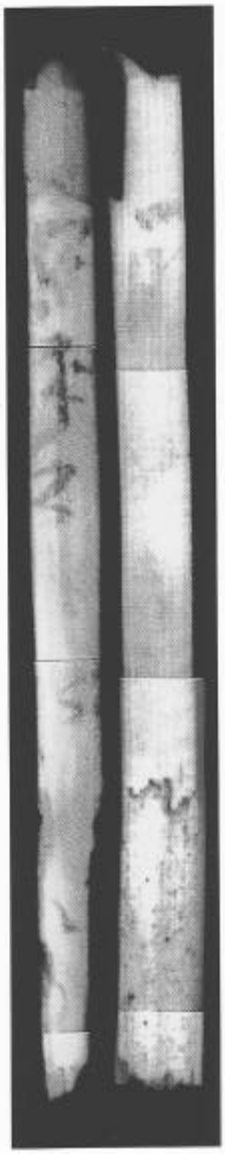

五六（右側面）

六一　子弟□　（削屑）

六二　□山道　矢田部弓取　（削屑）

人名を列記した木簡。「矢田部」は、出羽国においては、秋田城第五四次調査出土木簡の中に、一六号「矢田マ子酒万呂」、同八六号「矢田部小黒」、同一〇六号「矢田マ宅麿」が確認できる（『秋田城出土文字資料集Ⅱ』）。

六三　部弓取　（削屑）

六二号「矢田部弓取」と同一人名を記したものか。

六四　〔伴浄継カ〕□□□　（削屑）

六五　〔犭犭犭カ〕□□□有有　（削屑）

「有」の字は墨が薄く、「犭」の字は、墨が濃い。

六六　〔犭〕□　（削屑）

六七　為□為□　（削屑）

六一

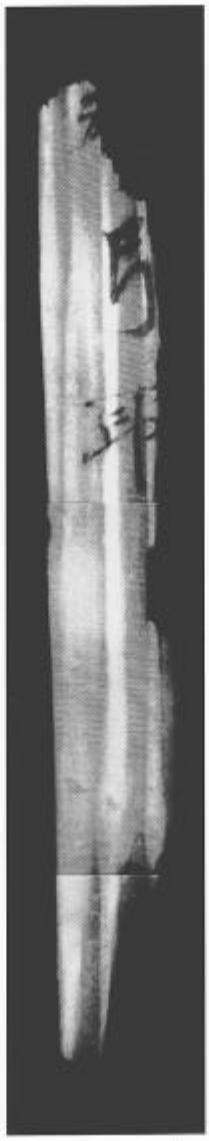

六三

六四

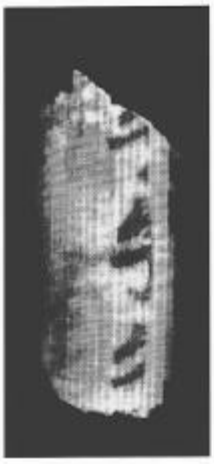

六五

六六

六七

六二（縮尺二分の一）

六八　〔艮〕□
□艮艮
□□
（削屑）

六九　〔辶カ又カ〕
□
（削屑）

七〇　□弟〔酒カ〕
□
（削屑）

SB一一八九A

七一　得得得得得〔有カ〕
左側面欠損。上端部焼損。
（209）×（21）×11

七二　尤是是久會□
両側面欠損。
（107）×（12）×10

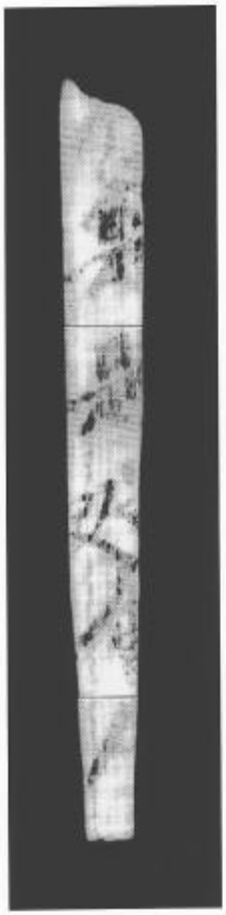

七二

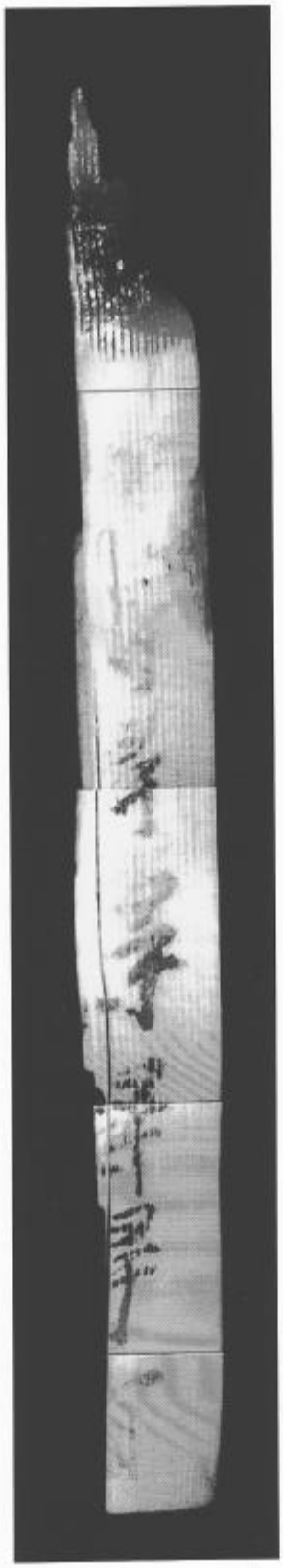

七一

六八

六九

七〇

七三　〔二カ〕□頂□

両側面欠損。

(107)×(21)×11

七四　毛野朝

(削屑)

七五　□

〔子カ〕□

(削屑)

七六　猾猾猾猾

隷書風の習書。第二章参照。

(削屑)

七五

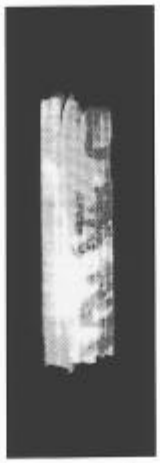

七四

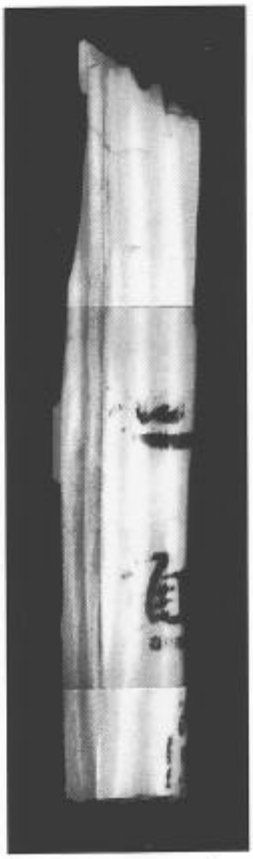

七三

七六

七　息息　（削屑）

六　黄　廣　（削屑）
他に墨痕あり。

五　□〔犭篇〕□　（削屑）

四　□文童□　（削屑）

三　〔陀カ〕它　（削屑）

二　［　］　（削屑）

七九

七八

七七

八二

八一

八〇

第二章　主な木簡の検討

一　木簡の全体的特徴

今回払田柵跡からは、四九点の木簡が出土した。その全体的特徴を整理すると、おおよそ次のようになろう。

①　形状

完形木簡は、三四、三五、四六号の三点のみである。完形でないことの要因は、腐蝕等によるものではなく、削屑二一点も含めて、木簡の廃棄に関わって削り取られたり、割られたり、折られたりした行為と理解できる。

②　内容

木簡を内容により大別すると、次のとおりである。

文書木簡……三四、三五、三六、(三七)、(四三)、五九、(六〇)、(六一)、(七〇)、(七四)

※（　）は文書木簡の一部分と推定されるもの。

記録簡(歴名簡)…三八、三九、四一、四四、四五、六二、(六三)、(六四)

※（　）は人名一名のみのもの。

記録簡(典籍カ)…四八

付　札……四六

習　書……四七、六五、六七、六八、七一、七二、七六、七七

不　明……四〇、四二、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、六六、六九、七三、七五、七八、七九、八〇、八一、八二

内容的傾向としては、歴名簡と習書が目立っており、付札が一点しか確認できないのも特徴といえよう。

③　年代

木簡の年紀は全く認められない。ただ、三五号「大伴寧人」、四一号「大伴」の二点は、弘仁十四年（八二三）に淳和天皇の諱大伴を避けて、大伴氏を伴氏に改めたこと（『日本後紀』弘仁十四年四月壬子条）によっているので、木簡の年代を八二三年以前とみることができるであろう。

④　木簡の書式の類例

今回出土した木簡と類似する書式を持つ史料を、二つほどあげておく。

a　三五号「貢上」木簡と類似した書式を持つもの

正倉院文書「経師貢上文」

（続々修三十九帙一裏、大日本古文書一七―一七四）

貢上　経師

矢作廣嶋　上総国武射郡畔代郷戸主矢作廣麻呂戸口

神護景雲四年六月十四日

「大僧都法進」

書き出しが「貢上」で始まっている点が三五号木簡と一致している。「貢上」の下に続けて記される貢上対象者が、個人名ではなく「経師」という職名になっている点も特徴的である。三五号木簡の「祝賣」も、個人名ではなく職名と考えることができる。

b　三八号・三九号「歴名簡」と類似した書式を持つもの

秋田城第五四次調査出土一八号木簡（『秋田城出土文字資料集Ⅱ』）

・「〈子太□(肥カ)一升　夜□(和カ)矢一升　〈伊佐伎一升　〈鎰取一升　〈伊波□一升」

・「伊佐伎三升　真紀二升　子□一升　□手二升」

人名と数量（升）が列記されている点、鉤型の合点が付されている点、人名にウジ名が記されていないなどの点で、両者は著しい共通性を持つ。こうした書式の共通性は、木簡の内容、作成目的などを考える上で今後な

んらかの手がかりになるかもしれない。

二 「別当子弟」

三四号は、「□(別)當子弟貴営生」という人物が「鹿毛牡馬」を請求した文書木簡で、三五号は、「別當子弟大伴寧人」が「祝賣（はふりめ）」という女性を貢上したという文書木簡である。ここで、両者に共通して、文書の差し出し者の署名として「別当子弟」の語がみえる。「別当子弟」の初出史料であるが、従来、正倉院文書や平城宮出土木簡などに「別当舎人」「別当史生」がみえており、これらの例を参考にすると、ここは「別当であるところの子弟」と解すべきであろう。

「別当」とは、『国史大辞典』が明解に説明しているように「本官を持つ者が別に他の機関の長の職にあたること」であり、前述の正倉院文書や平城宮木簡などの例から奈良時代前期からすでに別当制は存在していたと思われる（梅村喬「「所」の基礎的考察」『日本律令制論集』上、吉川弘文館、一九九三年）。

ところで、「別当」の語は、同じ奈良時代の文献にみえる「専当」や「主当」の語と類似の表現ではあるが、両者の意味は明確に異なる。

最も分かりやすい例を挙げると、天平六年（七三四）につくられた出雲国計会帳の中では、出雲国司小野臣淑奈麻呂に、二通りの職務の表記がなされている。一つは、天平五年九月の節度使解文として「別当国司目正八位下小野臣淑奈麻呂」、同十月の節度使符として「造兵器別当国司目正八位下小野臣淑奈麻呂」とあるように「別当」とするものであり、もう一つは、同五年八月の弁官への解で「主当地子交易国司目正八位下小野臣淑奈麻呂」とあるように「主当」とするものである。この表記の違いは、前者が国司の本来の職務ではなく、節度使の職務に関わるものであり、後者が国司の職務に関わるものであったことによると考えるのが自然であろう。すなわち、「主当」「専当」とは、専ら本官の職務のある部分を担当する場合にのみ使われる表現であり、本官を越えた職務の場合には必ず「別当」の語が使われていたと考えられるのである。

同様の例は『類聚三代格』巻五に収載する大同三年（八〇八）太政官奏にもみられる。これによると、大宰府官人を「別当」として筑前国に分置して国務を担当させるか否かの議論がなされており、ここでも大宰府官人が自らの職務を越えて筑前国の国務を担当することを「別当」と表現していることがわかる。結局「別当」とは、自分の本来の職務を越えて他の機構の職務を兼帯する場合にのみ用いられる表現であると考えられる。払田柵出土木簡の「別当子弟」にも、この原則はあてはまるものと考えてよい。

そこで次に問題になるのが「子弟」の語である。一般に「子弟」といえば郡司子弟と考えるのが自然であろう。郡司子弟については平野友彦氏の研究が参考になる。平野氏によれば、郡司子弟は、大領・少領・主政・主帳といった郡司とならんで、在地においてある政治的地位を占めており、郡司の職員に準ずるものとみなされ、郡の職務を分掌・遂行していたという（「郡司子弟小論」『日本古代政治史論考』吉川弘文館、一九八三年）。払田柵出土木簡に見える「子弟」も、まさにこうした郡司子弟の評価と重なるものであろう。

そのように考えるならば、この署名に「別当」と付されている意味も説明できよう。「子弟」は「郡司子弟」であり、本来郡の職務を遂行する責務が課せられていた。その子弟が、その郡務を越えて、払田柵（城柵）という別の機構のある特定の職務を兼帯したために「別当」の語が付されたのである。すなわちこの「別当子弟」の語からは、郡司の「子弟」が、払田柵の特定の職務を帯びた「別当」として出仕していた事実が伺えるのである。

また、四五号には「子弟長」の語が見える。「子弟長」の初出史料である。三四号と三五号木簡の「別当子弟」が別人であることや、「子弟長」の存在から、払田柵には複数の郡司子弟がいて、様々な職務を分掌し、しかもそれら「子弟」を統轄する「子弟長」が存在していたという事実は興味深く、今後、郡司子弟の存在形態を考えていく上で重要な史料となるであろう。

こうした木簡との関連で見逃せないのは、従来の諸史料に見える子弟の軍事的役割である。有名な事例としてはまず、延暦十一年（七九二）の「健児」の設置があげられるが、この他に注目されるのは『続日本紀』天平宝字五年（七六一）十一月丁酉条の東海・南海・西海道節度使設置の記事である。東海道では「兵士一万五千七百人」とならんで「子弟七十八人」が検定され、南海道では「兵士一万二千五百人」「子弟六十二人」が検定された。西海道では「兵士一万二千五百人」「子弟六十二人」が検定された。この記事は、子弟の軍事的役割を示す好例であるとともに、郡司子弟が集団として把握され、「子弟長」なるものの存在をきわめて自然に理解できる史料といえるだろう。さらに、払田柵が夷狄に対する軍事的要請から作られた城柵であることを考えると、軍事的役割を担っている郡司子弟たちが、城柵内の職務を「別当」という形で広範に分掌していたという実態も、十分に想定することができる。

蝦夷政策と郡司子弟との関わりとしては、『続日本紀』延暦二年（七八三）六月辛亥条に「坂東八国」の「散位子、郡司子弟、及浮宕類」に「用兵之道」を習わしめたという記事がある。この記事から払田柵に出仕していた「子弟」とは坂東諸国の子弟ではないか、という可能性も考えられる。しかし、本木簡の署名部分には単に「子弟」としか書かれていないことや、三五号木簡にみえる祝賣の貢上という職務内容が、在地との結びつきを前提として成立していると判断するならば、出羽国内の「子弟」と考えるのが妥当であろう。

なお、出羽国内の「子弟」の職務について具体的に知ることのできる文献史料としては、『類聚三代格』承和十二年（八四五）正月二十五日太政官符に「応陸奥出羽両国貢上雑物使等以初位以下子弟差充進上事」とあり、郡司子弟の職務の一つに中央への「貢上雑物使」があったことがわかる。

ただし、三四号、三五号の文書木簡にみえる馬の請求や祝賣の貢上が、「別当子弟」のいかなる職務上の必要から生じたものなのかについては今のところ不明である。この点については、さらなる文字資料の出土を待って検討していかなければならないだろう。

三　ウジ名（上毛野・下毛野・大伴）

三七号「□（下毛野カ）□□」、四三号「子弟長□□□（上毛野カ）」、四四号「下毛野高祢」、七四号「毛野朝」のように、上毛野、下毛野というウジ名が目立っている。この上毛野・下毛野というウジ名は、もちろん東国の上野・下野両国に深く関連するが、その実態は次のとおりである。

陸奥・出羽両国から他の地域（内国）への移住が積極的に実施されているが、俘囚郷（夷俘郷）の存在は、明らかにその集団移住の事実を伝えるものとみなしてよいであろう。その俘囚郷（夷俘郷）は『和名類聚抄』によれば、上野国には碓氷郡・多胡郡・緑野郡の三郡に存在する。興味深いのは、弘仁三年（八一二）に「出羽国の田夷置井出公呰麻呂ら十五人に上毛野緑野直の姓を賜う」とみえることである（『日本後紀』弘仁三年四月庚子条）。さらに陸奥国の改賜姓においても上毛野氏とするものが多いことも周知のとおりである。

こうした点から、今回の「上毛野」「下毛野」というウジ名は、一応出羽国内の分布を想定しておくべきであろう。

一方、三五号・四一号・四四号の大伴氏についても、『日本後紀』弘仁二年（八一一）九月壬辰朔条に「出羽国人少初位下无耶志直膳・大伴部廣勝に姓大伴直を賜う」とあることから、出羽国内における分布が確認できる。この点からも、三五号の「別当子弟大伴寧人」は出羽国内の郡司子弟と考えてよいであろう。

四　「狄藻」

五九号木簡に海藻類を示す「狄藻」という物品がみられる。

「狄藻」は、文字通り「狄が貢進した海藻類」とする解釈と、「えびすめ」と訓んで「昆布」とする解釈が考えられる。

「昆布」は『和名類聚抄』に「和名比呂女、一名衣比須女」とあり、「えびすめ」と訓まれていたことが知られる。実際、『延喜式』（民部下）に諸国交易雑物料として陸奥から昆布を貢納することが定められている。陸奥およびそれ以北を主産地とする海藻類であったため、「えびすめ」とよばれたのであろう。

「狄藻」を「えびすめ（昆布）」とした場合、昆布が出羽国で産出されないという点が問題となる。昆布は、函館付近を主産地として、北海道から宮城県七ヶ浜町沿岸までに分布しており、日本海側には分布していない。太平洋側でのみとれる昆布を「狄藻」と表記したと考えることにはやや問題が残る。

一方で「狄」の用例に着目すると、「津軽狄俘」（『日本後紀』弘仁五年（八一四）十一月己丑条）、「渡島狄」（『日本後紀』弘仁元年（八一〇）十月甲午条、『日本紀略』寛平五年（八九三）閏五月十五日条）など、津軽以北の地域に対しても「狄」の呼称が使われていたことが知られている。

また、『続日本紀』宝亀七年（七七六）五月戊子条に「出羽国志波村賊」が叛逆したという記事があり、少なくとも八世紀後半には志波村を中心とした地域が出羽国司管掌下にあった可能性が指摘されている（熊田亮介「蝦夷と蝦狄」『東北古代史の研究』一九八六）。「志波村」が一時期出羽国に属していたとすると、「志波村賊」を指して「狄」と称していた可能性もある。

以上のように、「狄」の対象地域を、日本海側のみならず、津軽以北や太平洋側まで拡げて考えることができるならば、「狄藻」＝昆布の可能性も十分想定することができる。現段階では、いずれとも判断しがたいが、「狄」の用例を考えていく際の貴重な資料となることに間違いないであろう。

五　書体

七六号木簡は、「猨」という文字を習書している。その書体は他に比してきわめて特異とみてよい。図1でも明らかなように、七六号木簡の「猨」（図3）の書体は隷書風の筆画といえるであろう。これまでも正倉院文書において、例えば、聖武天皇の宸翰「雑集」は、内藤乾吉氏によれば、繊麗な筆法に遊糸が盛んに用いられていて唐の褚遂良の影響が認められ、またところどころに隷書風の筆画が存し六朝の古風を伝えていると指摘している（正倉院事務所編『正倉院の書蹟』一九六四年）。ただし、「雑集」は

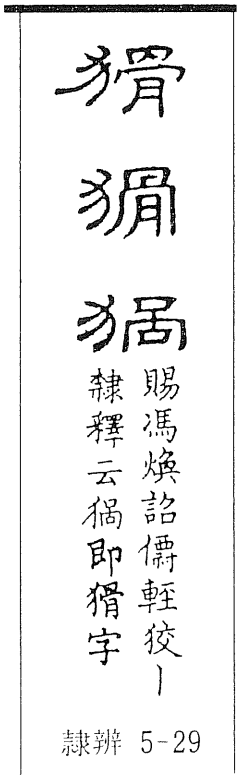

図1　「猨」の隷書体
（佐野光一編『木簡字典』1985年 雄山閣出版より）

図3　第76号木簡（2倍）

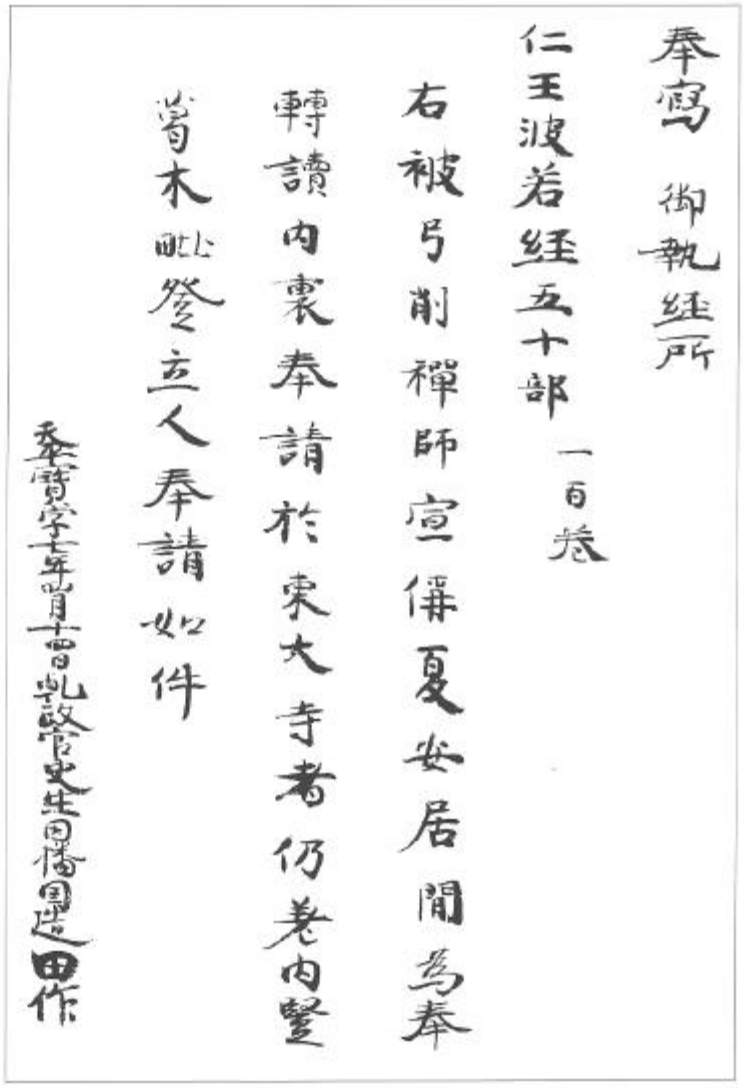

奉寫　御執経所
仁王波若経五十部　一百巻
右被弓削禪師宣偁夏安居間為奉
轉讀内裏奉請於東大寺者仍差内豎
菅木毗登立人奉請如件
天平寶字七年四月十四日乾政官史生因幡国造田作

図2　奉写御執経所請経文　正倉院文書別集4　複製品（国立歴史民俗博物館所蔵）
〔『大日本古文書』5－434～435〕（宮内庁正倉院事務所 写真掲載許可済）

楷行の中間で隷書の筆意を交えているというものであり、正倉院文書としては、むしろ図2に掲げた乾政官（太政官の唐名）史生の因幡国造田作の書が隷書体を典型的に伝えている。

本木簡の検討にあたり、東京大学　佐藤信、宮内庁正倉院事務所　杉本一樹氏に貴重な御教示をいただいた。

図版一　木簡外形写真(一)

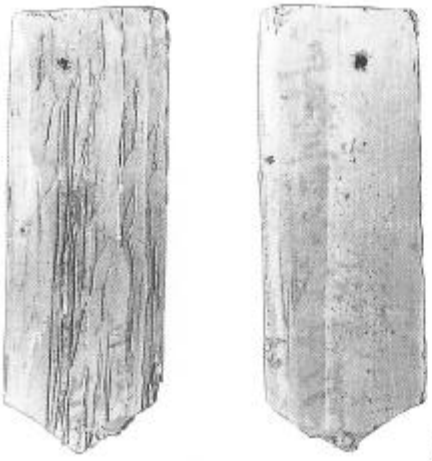
三六

三五

三四

四二

四〇

三九

三八

四三

四一

三七

四七

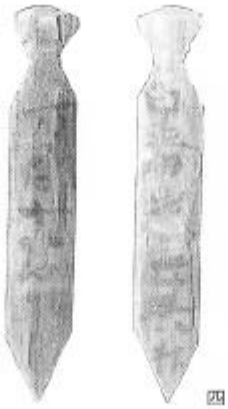
四六

四九

四八

四五

四四

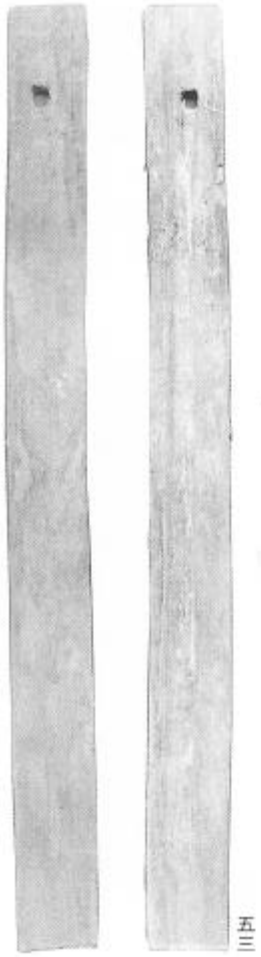
五三

五二

五一

五〇

図版三　木簡外形写真（三）

図版四　木簡外形写真（四）

七一

七〇

六九

六八

六七

七五

七四

七三

七二

八〇

七九

七八

七七

七六

八二

八一